

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（394）
2. 日時：令和4年9月12日 13時30分～18時25分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

忠内安全規制調整官、天野安全管理調査官、江崎企画調査官、
秋本管理官補佐※、藤原主任安全審査官、三浦主任安全審査官、
宮本主任安全審査官、伊藤安全審査官、日南川技術参与

技術基盤グループ 地震・津波研究部門

大橋技術研究調査官、石田技術参与※

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（安全設計担当）、他12名

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）※、他5名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 耐津波設計方針（解析結果前に先行して説明する事項について）～基本事項及び津波防護方針の概要～
- （2）ヒアリングにおける指摘事項に対する回答資料
- （3）泊発電所3号炉 ヒアリングにおける指摘事項に対する回答一覧表（耐津波設計方針）
- （4）泊発電所3号炉残されている審査上の論点とその作業方針および作業スケジュールについて
- （5）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 1）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。規制庁藤原です。それでは時間なりますのでヒアリングの方始めたいと思います。キョウノヒアリングの説明内容としては、資料 1 から 5 というのがございますが、まずは資料 4 の作業スケジュール以外のもの、
0:00:18	をまず説明いただいて質疑をやる、やります。これはヒアリング 2 回目という形になったものになりまして、最後の資料 4 っつのはヒアリング、1 回目のものになりますが、
0:00:28	それについてはまた後で説明をいただきたいと思います。それでは説明の方お願いします。
0:00:34	はい。北海道電力の高橋です。耐津波設計方針につきましては、解析結果前に、先行してご説明をさせていただいております。
0:00:46	今回は 9 月の 29 日の審査会合に向けて、2 回目のヒアリングということで、パワーポイントの方で、基本事項及び津波の防護方針の概要、
0:01:00	それから 1 回目のヒアリングにおいてご質問いただいた内容のコメント回答等をご用意して効率的に説明をさせていただきたいと思っております、
0:01:12	どうぞよろしくをお願いします。説明は植原の方から、はい。
0:01:21	北海道電力の植原です。それでは、泊発電所 3 号炉耐津波設計方針のうち解析結果前に先行して説明する事項として、基本事項及び津波防護方針の概要について、
0:01:33	まず、資料 1 を用いてご説明させていただきます。
0:01:37	こちらについては、前回から変更した箇所、赤字、赤字で記載してございますので、こちらを中心にご説明させていただきます。
0:01:48	3 ページお願いします。
0:01:50	今回ご説明範囲ですけれども、基本事項、1 ポツの基本事項、及び、2 ポツの津波防護方針のうち、内郭防護までご説明させていただきます。
0:02:01	4 ページをお願いいたします。
0:02:04	津波防護施設の名称について変更してございます。もともと溢水防止駅、或いは水対策工としておりました津波防護対策について、
0:02:16	改めて名称を見直しまして、それぞれ防水へき及び流路縮小工と、記載を修正してございます。
0:02:28	11 ページ、お願いいたします。
0:02:34	泊発電所の敷地の概要についてですけれども、こちらについては、図の適正化解像度等の見直しを行ってございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:46	13 ページお願いいたします。
0:02:48	入力津波の設定ということで、泊 3 号炉については、地震による津波と陸上地すべりの津波の重畳というのが
0:02:59	支配的となっておりますので修正の方、三角直してございます。
0:03:06	14、
0:03:08	ページ以降はですけれども、入力津波設定の考え方ということで、一部赤字の部分について記載を適正化してございます。
0:03:20	16 ページをお願いいたします。
0:03:22	海水、米印打っているところですが、海水戻りライン逆止弁の評価の設定値として、
0:03:31	海水戻り元ハヤシ弁設置位置としておりますが、放水ピットスイート配管圧損から、逆止弁位置における津波荷重を 1000 算出することとしてございます。
0:03:42	17 ページをお願いいたします。こちらについては、記載の適正化及び図面の方の茶津入構トンネル等を反映した、
0:03:52	図に適正化をしてございます。
0:03:55	有効となるの設置位置については、細かい部分の詳細設計踏まえて、変更となる可能性がございます。
0:04:04	18 ページですけれどもこちらは、まとめ資料との整合を図った、記載の適正化になってございます。
0:04:11	20 ページをお願いいたします。
0:04:15	水位変動地殻変動の考慮についてですけれども、こちらもまとめ資料との整合を図りまして、記載のほう適正化を行ってございます。
0:04:27	22 ページお願いいたします。地殻変動についてですけれども、こちら上昇側の水位変動に対して進行量を考慮すること、下降側の水位変動に対しては隆起量を考慮すると。
0:04:42	ということでこちらも記載を一部適正化を行ってございます。
0:04:48	1 ポツ基本事項については以上になります。
0:04:51	続いて津波防護方針についてですけれども、27 ページお願いいたします。
0:05:01	こちらの表につきまして先ほども
0:05:05	お話しました、津波防護対策の名称変更及び設置目的につきまして、記載の適正化を行ってございます。
0:05:16	29 ページお願いいたします。傍聴での、構造評価対象部位等につきまして、傍聴での審査との整合を図り、記載を最新化してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:29	30 ページ、お願いいたします。
0:05:31	取放水炉からの津波の流入防止についてですけれども、開口部並びに配管等のラインにつきまして、名称並びにエレベーションについて記載を修正してございます。
0:05:49	32 ページお願いいたします。
0:05:53	諸主水路からの流入防止ということで、まず図面について、防水劇の図面と一部種修正をしているのと、
0:06:03	津波バウンダリにつきまして
0:06:07	今、3号機につきましてはSRP室を囲む形でのバウンダリ設定。
0:06:13	並びに12号機については、オペフローをバウンダリーと設定して、敷地への流入を、ここに到達させないということで、記載をしてございます。
0:06:29	34 ページお願いいたします。
0:06:33	3号放水系からの津波の防止ですけれども、こちら流路縮小工に関わる図面並びに現状の写真に対して、どういった対策をとろうとしているかと。
0:06:46	そういったことで図面を修正してございます。
0:06:51	35 ページお願いいたします。12号の放水ですけれども、12号の放水ピットの上部開口部につきましては、開口部、
0:07:01	コンクリートで閉塞することとしてございます。
0:07:04	コンクリートは、躯体と同等以上の厚さを確保し鉄筋により、放水ピットの躯体と一体化することから、津波の流入経路とはならないと。
0:07:14	考えてございます。
0:07:16	閉塞コンクリートは、放水ピット躯体の一部とするため、津波防護施設に該当しない整理としてございます。
0:07:27	38 ページ、お願いいたします。
0:07:32	外郭防護2につきましては、漏水発生する総数浸水想定範囲及び39ページの方では、SRP周りの
0:07:45	浸水防止対策ということで、グランド dren 配管を設置する等の図面、一部修正してございます。電動機 dren 配管については、SRSの母管から、
0:07:57	通水しておりますので、こちらは耐震性を有する設計とすることについて記載をしてございます。
0:08:06	41 ページをお願いいたします。
0:08:08	こちら外郭防護2で区画の有効面積及び機能喪失高さについて記載を適正化してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:18	42 ページ、失礼しました。43 ページお願いいたします。
0:08:25	内郭防護の内浸水防護重点化範囲の設定ということで、こちらについては、図面の方ですね。建屋内部の高さ関係がわかるような図面に修正をさせていただきます。
0:08:39	45 ページお願いいたします。
0:08:43	循環水ポンプ建屋内の他、内郭防護の観点ですけれども、
0:08:50	今、SRS室内に配管敷設されてございまして、こちらについて、既Ssに対する地震力に対して耐震性を確保することとしてございます。
0:09:03	また検討中ではございますが、
0:09:06	この耐震性を確保する、または、浸水防護重点化範囲外に逆止弁を設置する等の検討も並行して進めているところでございます。
0:09:17	いずれにせよSRB室内に津波を流入させないという方向で方針で検討を進めている状況です。
0:09:27	46 ページお願いいたします。
0:09:30	タービン建屋ないですけれども、こちら配管内の内部保有水についても、いす浸水使用評価上考慮しておりますので、
0:09:41	その辺りを具体的に記載するとともに、逆止弁の具体的な図面関係ですね、等写真を追加してございます。
0:09:52	47 ページお願いいたします。電気建屋についてですけれども、こちら先ほどタービンと同じく、保有水の溢水についての記載を、
0:10:03	追加しております。また検討中の事項としては一次系放水ピットに津波を遡上を防止するための対策についても、変更して検討しているところでございます。
0:10:17	48 すらお願いいたします。
0:10:21	こちらについては、口外タンク等における溢水ということで
0:10:27	等、
0:10:29	こちらは、ラプチャディスクの写真等含めて図面を修正してございます。
0:10:35	49 ページにつきましては、今度ダクト内の浸水の話でございます。
0:10:42	ダクトの行き先と記載する観点から、
0:10:48	右側ですね、ダクトを含めた図面について、追求をさせていただいてございます。
0:10:56	まず、パワーポイントにつきましては、前回からの主な修正箇所としては、以上となっております。
0:11:05	引き続きですけれども、資料の2-1 から2-4 を用いまして、指摘事項回動。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:15	のうち、リストのほうに記載しているものを、宇和について、こちらでは、ちょっと詳細な説明ができず、より具体的な写真等も含めた説明が必要と考える事項について、
0:11:28	回答資料作成しておりますのでこちらについて後、
0:11:33	概略ご説明させていただきます。
0:11:36	資料 2-1 お願いいたします。
0:11:39	こちらが、放水ピットをコンクリー12号の放水ピットコンクリートを透明模造指導で閉塞する場合の、学習面及びラプチャディスクに与える影響ということで、押し波のあと引き波による影響等について整理してございます。
0:11:55	まず、押し波の観点では、津波について、
0:12:00	海面上昇の変動というのは、短時間の方的な影響であることから、有意な影響は生じないと考えてございます。
0:12:10	また津波で逆止弁が動作した場合には、ラプチャーディスクが動作して、そこから必要な海水流量は確保できる設計としてございます。
0:12:21	放水ピット水、通常状態では大気開放状態となっておりまして、図 1 にも示す通り、放水炉から放水路への流れは、
0:12:31	少ない状態となっており、津波時においても、気相部が完全に失われる可能性は低いと考えてございます。
0:12:38	ラプチャーディスク動作した場合には、そこから空気が吸い込まれるので、引き波時においても開放単回襲われると。
0:12:50	考えてございます。
0:12:58	続いて
0:13:01	資料 2-2 について、
0:13:04	上田から説明させていただき、
0:13:11	はい。北海道電力の植田です。資料 2-2 をご覧ください。先日、清前回のヒアリングですご指摘いただきました、バウンダリーの設定に関する考え方と、
0:13:26	あとそのバウンダリーを踏まえた上での防護方針についてこの資料にてご説明させていただきます。
0:13:34	3号炉の循環水ポンプ建屋における津波バウンダリーと津波防護方針なんですけども、図の 1、図の 2、
0:13:43	2、記載してございますが、図の 1 のこのですね赤い太線で描かれている線が、3号炉の循環水ポンプ建屋のバウンダリー境界で考えてございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:59	考え方といたしましては、Aとし、3号炉循環水ポンプ建屋の中の重要な安全機能を有する設備を内包する区画として、原子力補機冷却海水ポンプエリアがございますのでそこを守る範囲と、
0:14:13	敷地を遡上させることがないように設定するといった観点で、
0:14:19	敷地面、
0:14:22	赤枠で囲ってございます。
0:14:25	流入経路といたしましては、1から4番の数字で書いてございます通り、まず取水ピットスクリーン室の上部の開口部と、
0:14:35	原子炉補機冷却海水ポンプエリアの壁面の貫通部、
0:14:40	原子炉補機冷却海水ポンプエリアの床面の開口部、あと循環水ポンプエリアの床面の開口部がございます。
0:14:47	その他にもですね海水が通っている配管といたしましては海水ポンプの配管であるとか、循環水ポンプの配管出口配管等ございますが、こちらに関しましては、直接、
0:15:01	津波が流入するようですね開口等はございませんので現時点流の流入経路としては設定してございません。
0:15:08	これらの1から4番までの経路に対しまして今後ですね、感度解析持ち、心痛、入力津波が決まり次第ですね、解析を行いまして、その結果、
0:15:21	によって対策を行うことを考えてございます。具体的には、①番の取水ピットスクリーン室の上部開口部に対しては今、現状もございますが、防水比木
0:15:31	を設けまして、こちらの高さを超えないような、
0:15:36	ものを設置する予定でございます。また、準原子炉補機冷却海水ポンプエリアの取水ピットスクリーン室側の貫通部に関しましてはこちらの貫通部止水処置を行う。
0:15:48	そういった検討をしてございます。
0:15:54	床面に関してもですね同様に、貫通部でございますのでこちらはドレンライン、
0:16:00	逆止弁等を設けて、
0:16:02	浸水を防止する設計となっております。循環水ポンプエリアに関しましては、今後ですね、浸水量を評価いたしまして、その結果に応じて、敷地、
0:16:14	いや、SWPAエリアですね、こちらに流入する可能性がある場合には、ドレンライン逆止弁のところであるとか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:24	取水ポンプ等含めて、流入防止の
0:16:29	対策を行う予定でございます。
0:16:31	(2)番ですね、12号の循環水ポンプエリアにおける準津波バウンダリと再防護方針なんですけども、こちらは図の3と図の4にまとめてございまして、
0:16:43	12号の場合はですね3号炉と異なりまして、3号機申請時には、重要な全機能を有する設備がございませんので、敷地への、
0:16:54	遡上をするという観点で津波バウンダリを設けるということを検討、記載してございます。赤枠の線がその辺になってございまして、入口の、
0:17:07	スリッドスクリーンスのところに関しましては3号炉と同様にですね、今現状、防水液位の設置で、
0:17:15	津敷地への流入を防止することを検討してございます。
0:17:21	循環水ポンプエリアの方に関しましては、敷地面、オペフロの10.0メートルのところまで津波を流入させないといった観点で、
0:17:31	今後ですね浸水量評価を行って、それに応じて、3号、
0:17:36	きっと同等同様に、津波防護、浸水防止設備の設置を検討していく予定でございます。
0:17:44	はい、三野李の資料の説明は以上となります。
0:17:50	資料2.3、北海道電力の志田です。資料2.3の説明させていただきます。先日のヒアリングでですね地下構造物に関する質問いただきましたので、
0:18:01	いかに泊発電所の地下構造物に関する図面と、それと建屋と地下構造物がどのレベルで接続されているのかという表を記載してございます。
0:18:14	結論から言いますと3号のタービン建屋及び12号側からですね、浸水防護重点化範囲、
0:18:24	と隣接している出入り管理建屋電気建屋、
0:18:28	あと循環水ポンプ建屋の方に津波が流入する経路となり得るものが確認されましたが、基本的には浸水防護重点化範囲の、
0:18:38	原子炉補助建屋及び原子炉建屋、あと海水ポンプ、
0:18:42	エリアですね、ここにはしっかりと浸水防止設備を設置するという方針になってございますので、津波が伝播した場合におきましても、浸水防護重点化範囲に影響を及ぼすことはないと整理してございます。
0:18:55	以上です。
0:19:00	はい。続きまして、北海道電力の上田です。2-4の資料で回答させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:09	前回のヒアリングですね、外郭防護において、電気建屋の一次系放水ピットバンドで設定した場合、その貫通部処置を行うのであれば、それが浸水防護設備に該当しないのかといったご指摘を受けてございますので、
0:19:25	またそちらに対する回答ですね、循環水ポンプ建屋の資料と同様に繋がる2バウンダリーの電気建屋版の考え方ですね、こちらをまとめた上でご回答させていただきます。
0:19:37	資料の2-4の図の1から3ですね、こちらに同様にですね電気建屋の津波バウンダリを赤枠で赤線、太線で書く、記載させていただいております。
0:19:54	と電気建屋の中の一次系放水ピットなんですけれども、こちらから流入する経路といたしましては、甲斐から歩水路トンネルを通過して3号放水ピット、
0:20:08	を取りまして、その江崎にございます原子炉補機冷却海水放水炉を経由して、この図の1でいう右側のところですね、右側のところから、
0:20:20	竜津波が流入する経路が考えてございます。
0:20:23	凸、
0:20:25	津波防護の観点として重要な安全機能を有する設備を内包する建屋といたしましては、隣の原子炉建屋と原子炉補助建屋がございまして、この境界を津波バウンダリーとして設定することを考えてございます。
0:20:40	また、学部の観点として、敷地への遡上も防止することになりますので、こちら二つの建屋の境界とTP10メーターの
0:20:52	線のところを、赤枠で囲っている考え方になります。
0:20:57	津波浸水量評価を今後行っていくんですけども、評価の方針といたしましては、敷地面、への遡上させないといった観点においては、
0:21:08	この一次系放水ピットの中に、水津波の遡上された津波を温めた状態で水位を算定いたしまして、その水位がTP10メーターを超えないといった、
0:21:21	評価となるように、この前段のですね3号放水ピットの流路縮小工の効果を確認することを考えてございます。また、原子炉建屋や原子炉補助建屋、
0:21:34	のAとし津波バウンダリーの境界のところからの流入を確認する際にはですね、この紙一次系放水ピットの
0:21:42	貯留に期待しない方が、安全側の評価となりますのでこの場合は、一次系放水ピットに貯留しないで、電気建屋内に伝播するという、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:54	評価を行いましてその上でこれら原子炉補助建屋や原子炉建屋の貫通部まで津波が到達する場合には、その貫通部に対して止水処置を行うであるとか、
0:22:06	水密扉を設けるであるとかそういった検討を今後していく予定でございます。
0:22:13	従いましてこの 1 ページの(3)に記載させていただいてるんですけども、一次系放水ピットに施された貫通部止水処置というものに関しましては、耐津波設計上はですね、
0:22:27	とつ、現在一次系放水ピットに関しては津波バウンダリと設定してございませんので、こちらは、
0:22:34	貫通部所自体はですね、浸水防止設備として該当しないと評価県、整理してございます。
0:22:42	はい、以上で 2-4 の説明を終了させていただきます。
0:22:48	続いて、ヒアリングのコメントNo. 3、堀株川付近のSGのみを
0:22:56	上の箇所の津波遡上の影響有無の整理ということで、
0:23:01	まとめ資料ですね、添付資料。
0:23:05	後、後になるんすかね。
0:23:07	その点、失礼しました。
0:23:11	まとめ資料の添付資料 2、津波シミュレーションに用いる数値計算モデルについて、
0:23:17	こちらについて、青木の方からご説明させていただきます。
0:23:26	北海道電力の青木から説明させていただきます。五条、別添 1、添付資料 2 の津波シミュレーションに用いる数値計算モデルについてを参照願います。
0:23:38	ちょっとページ番号のところで五条別添 1、添付 3-1 となっております。ちょっとこちら誤記で、添付 2-1 というところが正しいところになります。
0:23:50	当説明については、要点絞って説明させていただきます。
0:23:55	津波シミュレーションに用いる計算モデルについては平面二次元モデルを用いております、基礎方程式は沖合では扇形長は、沿岸部では非線形長波を用いております。
0:24:06	なおこの解析については基準津波の評価において妥当性を確認した数値シミュレーションプログラムを用いております。
0:24:14	トーン 2 ページをお願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:19	あと2ページは表1、計算条件を掲載しております、この表のうち、初期の海面変動の項目ですと、
0:24:29	波源モデルを用いてマンシンハスマイリーの方法により計算される鉛直変位を海面上に与えております。
0:24:36	また計算潮位については平均潮位TP+0.21メートルを初期潮位として設定して解析を実施しております。
0:24:45	次のページの、
0:24:47	添付の3ページをお願いいたします。
0:24:51	こちらには基礎方程式書いておりますこの方程式に基づいて計算を行っております。
0:24:57	続きまして4ページ5ページで、図2で、水深と計算格子について記載しております。
0:25:04	こちら広井料金については粗いメッシュ、発電所に近づくにつれてどんどん細くなるようなメッシュで、最初5メートルメッシュで計算しております。
0:25:14	次の6ページのところで図3の評価項目がございます。
0:25:19	こちらの評価項目については基準津波における評価項目でありまして、
0:25:24	記載しております評価目的に基づいて波源を選定しております。
0:25:30	続いて7ページをお願いいたします。
0:25:35	図4に近く変動量の概念図を記載しております。こちら、図4-(1)は、隆起、(2)が沈降になっておりましてそのうち1の隆起のほうをご確認願います。
0:25:47	①の初期条件につきましては、先ほど説明した通り、平均潮位を最初の初期潮位としてそこからマンシンハスマイリーによる地殻変動量を瞬時に海面所に与えております。
0:25:59	そこから水変動量の算出というものが③で書いておりまして、
0:26:04	ここでは平均潮位からの差分というところを、水位変動量というふうに定義しておりますこの水位変動量に④の水位の比較検討というところで、朔望平均満潮位や地殻変動量の沈降場は、
0:26:18	潮位のばらつき等を足して、施設等の標高などと比較することを考えております。
0:26:25	次のページの8ページ9ページというところで、既往地震の断層モデルと津波の再現性に関する記載になります。
0:26:35	こちらについては基準津波側のほうで説明する内容ですので通じとしております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:40	また 10 ページにマンシンハスマイリーの方法を掲載してございます。
0:26:45	また 12 ページ、参考資料(1)というところで三日月湖のモデル化について説明資料化しております。
0:26:53	敷地の南側の堀株行の金庫には三日月湖が存在しております。
0:26:59	こちらについては過去の
0:27:02	火口が現在の位置になりまして稼働が切断されたことによって形成されたものとなっておりますこちらが、敷地周辺の河川や水路等は接続されているものとはなっておりません。
0:27:14	なお数値シミュレーションでは、国土地理院の地図メッシュに用いて適切にモデル化しているものとなっております。
0:27:21	その最後に 13 ページの参考資料 2 をお願いいたします。
0:27:25	既存傍聴で保修事務所及び訓練等を撤去した跡地の地形についてというところで、これらのものについては地震により損傷した場合の波及的影響を定量的に評価することが困難と。
0:27:38	判断に至ったことから撤去することとしております。
0:27:41	多分またこの付近のエリアにおいては茶津第 2 トンネルがありまして、このトンネルは発電所の構外と接続されております。
0:27:50	この数値シミュレーション上は茶津第 2 トンネルは反映していないものの、トンネルからの流入による津波の遡上量については、護岸部から直接、
0:28:00	直接入ってくる遡上量と比較して小さいというところから、防潮で前面の津波水位への影響は小さいと考えております。
0:28:09	以上添付資料に関する説明は以上とさせていただきます。
0:28:17	こちらからのご説明は以上となります。
0:28:22	はい、規制庁芝ですそしたら質疑の方に入りたいと思ひまして、質疑の順番としては下地葛西ですね。
0:28:34	とまずはその申請資料、これ頑張った。
0:28:39	資料 1、パワポの資料ですかね。
0:28:43	これーに関してちょっと
0:28:46	入力津波という%とあと水位変動地殻変動の%とあと津波防護の方針というパート、
0:28:52	まずポスターについてやりたいと思ひます。ちょっと若干関連性もあつたら、まとめ資料とかも言及させて話させていただきます。
0:29:00	そのあとにまとめ資料関係をちょっと、
0:29:03	うん。行こうかなあとちょっと今思つてあとヒアリング資料とかも、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:08	資料にもちよつと、適宜ちよつと合間にもし入れて入れたりとかしてですね、ちよつとある程度柔軟にちよつと組み立てようかなと思ってます。まず、
0:29:20	資料1にちよつと私の方からすぐ、
0:29:23	心ん中パワポの資料のですね、
0:29:26	13 ページ目。
0:29:29	開いてください。ちよつともう
0:29:33	ちよつと重要度も、内容の中でちよつといろいろあるんすけどちよつと軽いものもちよつと織りませながらちよつと下げさせいただきますで、
0:29:41	13 ページ目これは
0:29:44	何ですかね、今ハザード側の審査会合において推移示されてるし、資料だと理解してまして、
0:29:52	できればもしそう、その資料をそのまま使ってる場合はその何とか会、大南甲斐の会合資料とか、そういうのはちよつときちっと書いていただきたいと思い、要は、
0:30:03	この内容を改めて担当課で審議するものではないというふうにちよつとイメージしていただきたいと思いますで、
0:30:09	それじゃあ、嘘じゃそれはそれでいいんですけども、
0:30:13	13 ページのですねちよつと細かい中身なんですけど日貯留堰を下回る時間に関する評価項目のうち、
0:30:20	評価項目のこのパレスを考慮しない時間というものに関して、ちよつとこれは事実確認させていただきます。
0:30:27	このパレス云々っていう話は基準津波があるいろいろ議論は、
0:30:31	議論というかこういう形で策定をされていると思いますが、
0:30:34	プラント側として、これは先行のサイトで、こういったパルス云々っていうのが
0:30:39	話がなんかやった事例とかがあって一応こういうふうやってるんでしょうかそれとも何かこれ、特に実績がないけどまとまりとしては、
0:30:49	これはちよつと採用した方がより発電所としての何か自助、実情に即してるとか、それ今どちらを、
0:30:58	ちよつとイメージされてるんでしょう。これはあくまでプラント側における取水性への影響という観点での質問です。
0:31:10	ダイドー電力の奥寺です。
0:31:12	ちよつと基準津波側とプラント側に分けて説明したいと思うんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:18	パルスを考慮しない時間っていうのを評価項目として基準津波で上げているサイトは、
0:31:25	今のところ、
0:31:27	当社のだけだと思います。
0:31:30	そこ、基準津波の中で、水路が長いので、
0:31:36	ちょっとひげのように上がったもので水位が回復するには、取水ポンプの位置で時間がかかる可能性があるのもそういうものもチェックしろということで、
0:31:47	そういう議論があったので基準津波側で評価項目になっていると、そういう、
0:31:52	経緯があるものです。一方で、プラント側審査の中では、いろいろ水位変動が大きいものがあるって評価項目基準津波が上がってくると思いますが、
0:32:05	そういう波源を用いて、
0:32:09	貯留堰といいますか水位低下の時間を保守的に見積もった時に、
0:32:16	上がった部分をめぐって、全体で何秒ぐらいあるので、
0:32:20	あるものでも、このぐらいの時間なので、猶予のある評価があると、そういうような評価をしているサイトはあると存じております。
0:32:30	以上です。
0:32:37	はい。衛藤規制庁以上です。基準津波が基準津波側としてプラント側としてはまだパルス云々というのはそういったのが、他電力ではやって臨んじるといふ発言があつてそれ、
0:32:49	具体内容はまだ今検討中とそういう古藤ですか、それとも、経常の策定において使つたこのパルスという概念をプラント側でも用いるとこれ、まだ今もしわかればいいんですけどね。
0:33:02	北海道電力奥寺でございます。パルスというのをどういふふうに定義するかっていうのは基準津波側で我々なりの考え方っていうのを示しておりますけどそこまで、
0:33:13	プラント側の企業サイトで審査されてる内容はそこまで細かい話ではなくて例えば単純には形が上がつたり下がつたりということで基準面より、
0:33:25	上がつてゐるものを、ざつくり全部除いたとしても、経過時間は、低下したもののだけ足しても、
0:33:33	何て言つたんですかね累積でこのぐらいなので、そういう細かいルールなしに、低下時間だけをとしたものを、
0:33:41	で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:44	表、このぐらいしか差が、
0:33:47	下がる時間がないですよともうちょっと簡単な考え方で、
0:33:50	パルス云々というのは、ものすごく、
0:33:54	細かい我々なりの定義の話なので、考え方としては似たようなものかもしれないですけども、
0:34:01	はい。
0:34:06	はい。江藤規制庁私が聞いている単純に、先行実績との差があるんでしょうかっていう多数だけを聞いているんで。
0:34:28	すいません私の説明が混乱を招いているかもしれないですけども、細かい話を今後検討する予定です。以上です。
0:34:38	はい。規制庁しますわかりました今回の説明資料にはちょっと入ってはいないんですが、一応ちょっと大きな方針ということになりますので、できるだけそういった方針ってのは
0:34:48	極力早い方がいいんじゃないかというふうになんかちょっとお聞きした次第でした。それは別に何か、今このパワポに反映を求めているものでありますので、
0:34:56	その件自体と以上で、
0:34:58	ちなみにですねちょっとまとめ資料の方で、取水性がここだけちょっと若干気になったのが、津波警報時に、
0:35:09	停止させるのは、循環水ポンプだけなのかそれとも、もう1個だけに多様な海水取水ポンプなるものがあるのもう、結構何かありますよね、アイグラスあれって。
0:35:18	メインですかねってことがちょっとわからなかったんで、テンパチ類にも、何かを、循環水ポンプ止めますって明記があつてですね。
0:35:27	この辺はちょっとまた詳細が決まったらまた説明いただけたらと思うんですがその点いかがですかね。
0:35:38	北海道電力の上原です
0:35:42	等を津波警報時のポンプの運用についてのご質問と承知しておりますけれども、海水取水ポンプにつきましては、もともと取水可能水かなり高いエレベーションでございます。
0:35:55	ですので、弾きなMEの評価に対して影響を与えるものではないと考えてございますが、そのあたりの停止運用については、
0:36:05	整理の上ご説明させていただきます。
0:36:09	はい。規制庁志田ですわかりました。
0:36:19	規制庁伊藤です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:21	規制庁伊藤です。
0:36:22	牧田竹井の関係なんですけども、17 ページ。
0:36:32	ここで入力津波の設定位置に関する記載がございますけども、
0:36:38	この図に書いてある通りのところで設定しますということなんですけどもこの米印で茶津入構トンネルの設置位置の話がしてあって、
0:36:48	実際、トンネル設置位置付近になるのか、その辺りでも、入力津波の設置位置と、設定 1 度するような、
0:36:58	ことになろうかと。
0:37:01	と思いますがちょっとその旨がいまいちここからだ読み取れなくてですね、設置位置がまだ決まってないからそこ。
0:37:09	何なんですかね。この米印の記載をちょっと拡充していただいでですね入力津波の設定の位置とすることもわかるような、
0:37:20	記載にちょっとしていただきたいなと思いますがいかがですかね。
0:37:25	北海道電力奥寺でございます。
0:37:34	はい。北海道電力の高橋です。入行トンネルに関しても基準津波の評価点として評価していく。さらに今後入力津波についても考えていかなきゃいけないというふうに、
0:37:47	思ってますので、ちょっとこれ提出の時にはまだ確定してなかったということでこういう書き方になってますけれども、この辺についてはもう少ししっかり書き込むようにしたいと思います。
0:37:59	はい。私からは以上です。
0:38:03	はい。規制庁藤原です同じく 17 ページでちょっと記載なのかどうかあれですけど、
0:38:09	ここ 17 ページの入力津波の設定位置っていうふうに書いてあって、おそらくその施設の評価に用いるA棟、津波の高さの場所を今、
0:38:21	示されて、渥美タカダの平面位置かを多分示されてると思って、この高さの位置を決めるために、どういうところのその時刻歴八景の場所を使うんですかっていうところ。
0:38:34	もっと具体的に言うと、13 ページか。
0:38:37	13 ページで示されてるような広いハッチングの中の、事故ます前すべてっていうかな、時刻歴は旧使ったウエスの最大のものを、
0:38:48	多分評価に用いるマウス包丁て具体的に言うと、
0:38:52	13 ページの赤い範囲の防潮ていうの、塾で笥の内本で買い物を、17 ページのところの要は、
0:39:01	ちょっと要は範囲が狭まったのは多分そういう意味だと思うんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:04	今日設定位置と、あと実際は系を抽出する場所、そこのちょっと説明性がリンクがちょっと今欠けているので、いや見方によってはこの 17 ページの
0:39:17	この本当局所的なポイントだけを、の時刻歴を用いるようにもちょっと見えてしまいます。ですのでちょっともうちょっと説明性を高めていただけよう、いた衛藤。
0:39:28	できないんですかねっていうのは、
0:39:36	もっと具体的に言うと、17 ページにおいて、防潮て前面というふうに矢印があって、その防潮て前面の指し示す先の黒い線、これ非常に狭いですよね。
0:39:47	一方で 13 ページの方を見たときに、防潮てのそのまとめは赤い広い範囲になってて、この差は何ですか。
0:39:57	なんですよ。だから結局、時刻歴は旧の抽出場所と、あと設定値という多分、ただそれだけの違いなのかなと類推しましたので、そこをちょっと説明をきちっと高めていただきたいと思います或いは、
0:40:09	基準津波と入力津波で、
0:40:12	差がない、出さないというかそれぞれ差があるように見えるのは、ちゃんとこれこれこういった理由があるんですけどっていうふうにした方がいいんじゃないかということです。本当いかがでしょう。
0:40:39	北海道電力の植原です。13 ページの基準津波で示す評価項目の位置図と、17 ページの入力津波の設定値を比較した場合に、例えば膨張て前面であれば、狭まっているようにも見えなくはないと。
0:40:56	いったことで、実情しっかりわかるように、記載を適正化したいと思います。
0:41:04	はい。衛藤規制庁フジワラですわかりました。はい。そうですね一番効いたこの 17 ページの二つ目のポチで、2 行目下方遂行 1 におけるとか書いてあるのにこの 17 ページで、保水工事が全く、
0:41:17	なかつたりしてですね要はもう文章と図でもちょっとなかなか不整合なんですこの辺ちょっと
0:41:22	多分今の話をつなげたらうまく繋がるとは思いますけどそこはちょっと、
0:41:26	ご検討くださいっっちゃうのがまず 1 点。
0:41:29	ちゃうんすね。
0:41:30	ちょっと確認させていただきたいんですけども。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:34	13 ページの方では基準津波として法施行時での時刻歴は形を見て波源を設定しているものと理解して窃盗で今 17 ページで示そうとしているのは、
0:41:48	放水行為地での推移。
0:41:51	というよりは側溝から出てくる時刻歴は系を用いて、サーバーホースピットだったりの時刻歴は系を用いて入力津波を設定しているという意味で、
0:42:02	今 3 号放水ピットのための記載になっているところではございます。
0:42:14	はい規制庁城です。そうですね。何かそういった何か流れがちよっと余りにもシンプルな記載過ぎてわかりにくいのかもかもしれませんね。なんかちよっとあんまりもうちよっとシンプルすぎる。もうちよっと条件的な中、
0:42:27	そういったのが、わかりやすいのかもしれませんがまずそこは、ちよっとこの資料の修正にあまり手間がかかればならぬ、これ次回とか方針をきちっと説明するときには、
0:42:39	その辺を充実いただくとかですねそういうような、お考えいただいて結構です。その点いかがですかね。
0:42:45	承知いたしました。わかりやすさの観点から、ちよっと資料の図面の修正含めて検討させていただきます。
0:42:57	はい。規制庁ちゃいます続きまして、18 ページちよっと開いていただきたいんですが、
0:43:05	18 ページで入力津波に対する影響要因ってというのが書かれて
0:43:11	これに関して前回のヒアリングにおいて、特に
0:43:15	地震による地形変化の影響の要因のうちですね、地震や地形変化としていろいろな要因をちよっと網羅して、その影響をちゃんと評価、どういうふうな方針でやるんですかってちよっと前回お聞きしたんですが、
0:43:29	今回のコメント回答整理表ですか、あれだと後日回答ということで今回は説明がなく、
0:43:36	今回の審査かパワポの資料ですか、これも特にそこについて言及があまりほとんどなく、
0:43:45	従前通りの地盤沈下等、防潮で損傷のみにとどまっている。
0:43:49	ていうところまでは状況だけは理解してます。
0:43:54	ただちよっと何ていうんすかね、やっぱりそういったところは方針めいたところっていうところがあって、
0:44:01	そこはちよっと何か、今回、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:03	こういうふうな要因があってこういうふうな方向で考えてますっていうのがちょっとあると一番わかりやすかったような、方針に関する説明としては、すごくよかったようにも思うんで、ここはちょっと、
0:44:18	記載がない。
0:44:19	これはあれですかね。
0:44:21	実際どこまで何かこう今考えてるのかって何か今口頭で説明できることがあったら、
0:44:26	ちょっと説明できませんでしょうか。
0:44:29	それはまだ検討中でちょっとまだできませんっていうことでしょうか。
0:44:36	北海道電力の青木です。藤地震による地形変化というところで全課Eのヒアリングを踏まえて検討しようと思っている項目につきましては、
0:44:46	まず、防潮で前面の護岸の損傷についてとあと、防波堤の補強対策の有無に対する影響、あと海底地形の沈下の影響、あとセンクツ。
0:44:58	あと、津波側で考慮して陸上地すべりに関する地形変化っていう項目あると思います。それぞれについて、
0:45:06	衛藤、別途方針がありますのでそれについてちょっと口頭で説明させていただきます。
0:45:13	まず一つ目、防潮で前面の護岸。
0:45:16	のどころの損傷についてというところですが、
0:45:20	こちらについては、
0:45:23	まずは設置状況や沈下量解析の結果を示した上で、この5番の、
0:45:30	損傷がどのような地形モデルになるかっていうまず損傷モードを確認した上で、どのように反映するかっていうところを今後説明させていただきたいと思っております。ちょっと具体的なところが現状まだ見えてないというところで、今後説明予定になっております。
0:45:45	続きまして防波堤の補強対策。
0:45:48	というところですが、こちらに関してはまず、
0:45:52	補強の実施スルーしないっていうところについても検討中であります。
0:45:56	また仮に補強工事を実施してA棟、
0:46:00	今防波堤なしというのが地形条件として考慮されておりますがこれを補強したところをありにしたとしても、地形モデルの影響は軽微であると考えておりますので、これも遡上解析結果には影響を及ぼさないというところを現状考えております。
0:46:15	続きまして海底地形の沈下、
0:46:18	というところですが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:20	衛藤。
0:46:22	これまでの説明ですと、防潮堤前面の範囲や、
0:46:27	衛藤防波堤の範囲等を沈下させるというところを方針として示させていただきましたが、加えて海域の沈下についても考慮する方向で検討してございます。
0:46:38	また、考慮した上で、津波評価にどのような影響を与えるかっていうところを今後説明させていただきたいと考えております。
0:46:46	また、続いて、センクツの評価というところで、こちらについては専決対策というところで基本的にセンクツが生じないような、
0:46:56	方向で対応していこうと考えております。
0:46:59	また、
0:47:01	最後陸上地すべりを考慮した上での津波評価への影響というところで、
0:47:06	基準津波側の評価というところで、堀株川の地すべりを滑らせた評価をやっておりますので、
0:47:13	こちらを滑らしたせえ等、
0:47:17	地形モデルというところの津波解析を行いまして、それがどの程度、
0:47:22	敷地に影響を与えるかっていうところの影響を確認した上で、どのような地形として考慮するかというところを今後説明させていただきます。
0:47:30	またあわせて、その次、
0:47:32	基準津波で評価した以外の地すべり地形というところが防災科研から確認出ておりますのでそちらに関する評価も、また別途、今後まとめて、
0:47:42	整理した上で説明させていただきたいと考えております。
0:47:47	ちょっと、今後説明予定というところなので、ざっくり現状の方針だけ説明させていただきました。以上です。
0:47:55	はい。規制庁藤原です。この件に関しましてはおそらく
0:48:00	クリティカルパスに関わるような内容にもなっておるということ等もあって、ちょっとスケジュールの確認の方でもちょっと聞くとは思いますが、
0:48:11	これですか、いつ頃ぐらいだったら、
0:48:14	ごめんなさい。まず、そういった評価の方針を示すということと、評価結果を示すっていうフェーズがあるかと思うんですね或いはその中間にも何か、
0:48:24	中間報告みたいなやつがあるかもしれないけどそういった何か今後のスケジュールの中、今、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:29	言えそうでしょう。それもまだちょっとこれはまだ検討中だから、なかなか説明しようがないとか、
0:48:36	本件、いかがですかね。
0:48:45	井戸電力の室田でございます。方針についてはある程度、
0:48:49	資料化はできると思ってます、
0:48:54	その地すべりの地形をどのように再現するか等ですねモデル化にちょっと時間がかかりそうですし、今その工程等を検討しております。ですのでちょっと、
0:49:04	工程についてはまだ検討中ですけども、
0:49:08	方針についてはある程度、
0:49:11	資料化すれば、説明できるかなと。
0:49:14	はい。思っております以上です。はい。規制庁氏原です。大体イメージが湧きました。はい。
0:49:20	そしたら、
0:49:23	その次、同じくちょっと18ページの中でちょっと細かい話なんですけども、
0:49:28	この18ページの左下の入力津波の種類津波高さ以外、これ記載だけなんですけどこれは、
0:49:35	具体的に何かあるんでしょう、流速ぐらいしかちょっと思い浮かばなかったんですが、利息以外にも何かあるんでしょうか。
0:49:46	電力の室田です。津波高さ以外としては砂の堆積量と砂移動評価ですかね、それが該当するかと考えてます。以上です。
0:49:55	配給町長ですんだから、細かく書いた方が何かいいような気がしますんで、何となくちょっと18ページは何かそういうのが多かったですね要は栄養なんか曖昧な感じ。
0:50:07	それはちょっとできれば書いた方がいいのかなっていうのが1点と、
0:50:11	やっぱちょっと曖昧さの内容として18ページのこの保守的な想定のところの123四つめ想定し得る複数の条件、
0:50:23	これもなんかちょっと、ちょっと何か具体的に何をやるのかよくわかんない。
0:50:27	あとその下の複数の条件に対しての管理課事故の複数の条件、
0:50:33	多分これらは膨張てのエリアなしとかいう、北と南のありなしの組み合わせだとか、あと訓練に関して多分またⅡの有山社とか、言った台風とか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:47	そこら辺ちょっと、まあ、あんまり大した文章じゃなかったら言い換えた方がいような気がしますちょっとあの、
0:50:52	曖昧すぎる記載だと思うんで、それでいかがでしょう。
0:50:57	北海道電力の室田です。18 ページにはもう少し具体的に記載できるように、記載の適正化を図りたいと思います。
0:51:05	今の提出ご指摘あったような条件をいろいろ考えてましてそれをざっくり書いているような記載でございます。
0:51:13	はい、規制について修正いたします。以上です。
0:51:16	はい、規制庁城ですわかりました。その他入力津波の設定に関しましてまず会議室が何か会議等ございます。一緒。
0:51:26	はい。
0:51:33	原子力規制庁のヒナガワです。17 ページですか先ほどちょっと内野フジワラからもちょっといろいろお話をさせていただいたんですが、
0:51:41	入力入力津波の設定いつって、前面海域には入力津波で、
0:51:48	ほとんど設定してないんですこれ設定しないでいい理由をちょっと説明いただきたいと思います。以上です。
0:52:22	すいません。
0:52:23	17 ページのところ見ていただきたいんですけど敷地前面って、全く何か入力津波の設定がないような、
0:52:32	感じに見受けられるんですが、これ何か設定はあるんでしょうか。
0:53:07	北海道電力の室田です。今のところ傍聴で全面、
0:53:10	一番海側にはですね傍聴でしかございませんので傍聴での前面側で、
0:53:16	入力津波を設定するという事で考えております。原子炉規制庁のヒナガワです。敷地から出てくる排水工とかそういうのは考えなくて、そういうふうな感じのところろ、
0:53:28	に対して、入力津波の設定と必要ないというふうなことでしょうか。
0:53:44	原子力社長のヒナガワです。それ、ちょっとそこを整理していただいて、ちょっとご説明いただけますか。以上です。
0:53:51	北海道電力の室田です。どのような説明があつてどのような位置で入力津波を設定するかというようなものを資料化してご説明したいと思います。以上です。
0:54:27	敷地から外部に出る排水工の前なんかは、
0:54:32	何がしか入力津波の影響を受けるんじゃないかなというふうに考えてますんでその辺を含めてちょっと整理していただいて説明いただければと思います。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:43	北海道電力の室田です今包丁てを貫通するような排水はですね、防潮底と同様の入力津波を考え、使おうと考えてますのでその辺資料化してご説明いたします。以上です。
0:55:12	規制庁の矢崎です。私からね、基本的な話なんだけど、
0:55:17	まず外部見ていただくと、
0:55:19	他の発電所来コピーするんじゃないかと、
0:55:23	外部見て欲しいんですよ。介護の例えば3点。
0:55:27	2節だとか、3.2. 1、1個下に書いてありますかっていうと、敷地周辺の所長浸水域の評価ということでも、
0:55:36	地形、
0:55:37	見ていて、
0:55:38	例えば3.2. 22って言えば、
0:55:43	今まで河川がありますって書いてあるやつがあると、堀株とありますっていうだけじゃ駄目で、
0:55:49	それは、我々何を確認しようとしているのかっていうと、河川を通じて、敷地内に遡上歯が回り込む。
0:55:59	可能性があるのかどうかという確認しようとしてるんですね。
0:56:02	それらが何も書いてないんだよね。他んどこ大阪でも言ったけど、
0:56:06	基本的に言うと、前も言ってるけど、じゃあ、
0:56:10	敷地の側面とか、背後から津波が来るんですかと、そういうところに河川があるんですよって。
0:56:17	例えばいろんな一での電力ある電力であれば、
0:56:21	基本的には変わるけど、
0:56:23	5キロとか10キロ先ですよ。だから、もともと、
0:56:27	その遡上の範囲には入らないという、仮にそこを遡上したとしても、
0:56:31	背後や側面は、
0:56:33	丘陵地で追われているので、当庁で以外のところから水が入ることはないんですよって、はっきり言葉で書いて図面で示してんですよ。
0:56:44	まずはそういうところから始まらないと。
0:56:46	議論にならない。
0:56:48	なんでかっていうと、どこを絞って、
0:56:52	論点として、これを審査していくのか、説明していくのかっていうのがまずそのところがおかしくて、
0:57:00	ここがすごく大事なんだよね。一番最初のところさ、例えば、
0:57:04	このまとめの資料のさ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:09	まとめ資料の、例えばこれ、14 ページって言うんですか、五条の別添 1-2-1-14、この辺に書いてあること下がってしか書いてないんだけど、これすごく重要。
0:57:19	なぜかっていうと、
0:57:21	新湯進入経路とか遡上経路がどこなのかっていうのを、図面上、
0:57:27	例えば現地踏査で全部確認。
0:57:30	してあると。それを、
0:57:32	こちらに説明して、それを我々がちゃんと審査官が確認してるかっていうのは、
0:57:37	外部でしたら確認しろってなってる。
0:57:39	これができてないんだったら、もう基本的に言うと、押し不適合になっちゃうんだよねっていうのは、審査書って我々書くじゃないですか。皆さんにもお見せすることありますけど、ホームページで、
0:57:52	それは基本的にこれに即して、
0:57:55	確認事項に対して確認を 1 個返してるんですよね。だからここに該当してるのが書いていなければ、
0:58:03	適合しないってことなっちゃうんで、まずそこから始めてください。だから、これって津波のさ、高さとか関係ないよね。
0:58:10	だから、
0:58:11	まず、この、まず、
0:58:14	一番簡単に言うとこの発電所の特徴は何ですかってことが、ここでわかるわけですべて。
0:58:21	ここにすべて書いてないため、
0:58:24	そこから多分、
0:58:27	コマツ細かく言うと進入経路とかそのシミュレーションの
0:58:31	結果を踏まえて、
0:58:33	基本的にこういう、
0:58:35	地形であれば、
0:58:37	当然だよなって話になってくるでしょうし、いや、
0:58:40	それ以外にここん中にはこう、
0:58:44	施設、
0:58:45	があってその流入経路という今日説明ありましたけど、でもいきなり流入経路で細かい話になってるけど、その前に、その流入経路しかないんだっていうことの担保は何なんだっていう話で膨張低があるからですって言うけど、防潮でだけじゃないでしょうと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:00	例えばね馬と言いたかったのは、
0:59:07	所長はの、
0:59:08	その敷地への到達に対して、障害というとなっている斜面等はありませんかっていうのが、
0:59:17	これみんな抜けちゃってんだよね。
0:59:19	それに対してはこのガイドがそういうものがあれば、
0:59:23	Sクラス施設等の周辺斜面と同等の信頼性を有する評価をしなければいけないなっています。
0:59:30	だからまず、あるのかないのか。だから、まずは、
0:59:36	現地確認とか、現地調査とかしてありますよね。ではなくて、まずここに書いてないといけないんだよねみずから。
0:59:43	この辺が全般的に少ないなと思ってるので、
0:59:47	例えば
0:59:49	ガイドをもう1回見ていただいて、それに対して、全部網羅されているか。
0:59:54	特にこっちのまとめ資料がですね。
0:59:56	検討してくださいでそれを転じて、
1:00:01	テンパチとかに記載の事故が変わってくるんで、
1:00:05	あくまでも、他社の大手とのコピーは、
1:00:08	多分通用しないです。なぜかっていうと津波って、発電所とか、地域によって全然違うので、特に、
1:00:16	津波の特性もさることながら、
1:00:19	地形効果や、
1:00:22	そう変わるな。ない。どれだけそれが接近してるか、また斜面がどのような状態で、
1:00:28	発電所を取り囲んでいるか、それが膨張程度どう取りついているか。
1:00:33	ていう話がありますよね。
1:00:34	なので、それを、
1:00:36	全部すべからく全部ここに落とさないと駄目ですよ。
1:00:39	そこから、
1:00:40	いわゆる現地踏査してみたイメージがあって、そこからスタートなんですよね。それができてないと、基本的には会合がかけられないなと思ってます。これはね、
1:00:50	短い時間であると修正していただかないと何とも言え会合やってない。やってるのかわからなくなるんだけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:58	その辺でどうですか。
1:01:03	はい。北海道電力の高橋です。今ご指摘いただいた通り、泊発電所の地形全般についてですねその特徴を踏まえて、
1:01:13	その河川の近さであるとか、次があってその次山が邪魔以外は膨張てがそこに繋がって、
1:01:24	はい。ていうようなことをしっかり。はい。瀬崎ですけどもガイドに書いてあることは少なくともすべからく、一応確認としてそうした代物があるのかないのか。
1:01:35	図面見てみてくださいではなくて、それをちゃんと言葉で落として、
1:01:39	あるのかないのか、それによって、そちらがないって言っても、我々としては、これはこれに該当するんじゃないかと、いうことが多分審査会合で議論すべき事項であって、それがなければ、
1:01:52	我々としては、
1:01:54	この前の現地確認した中で話をするしかなくなってしまうので、できればそういうことをやめていただきたいと思います。以上です。
1:02:02	はい。北海道電力の高橋です。まずその議論になる手前の記載が抜けているということですので、ガイドをしっかりと
1:02:12	に対する適合状況について追加していきたいと思います。
1:02:29	一応、会議室からで 203 までの間で言う、よろしければテレビ会議 3 課の方で入力津波の前までの
1:02:38	入力値に含めたその前のところで何かございますでしょうか。
1:02:46	よろしいですかね。はい、じゃ次へと。
1:02:49	ちょっと図示最後資料の内の水位変動地殻変動の考慮のところをちょっと
1:02:56	今さしていただきたいと思います。右下 20 ページ。
1:03:01	開いてください。
1:03:04	右下 20 ページでいうと水位変動地殻変動の考慮っていうのが書かれて、
1:03:08	ちょっとこれ記載とかの関係だと、脇坂生井や、
1:03:13	一つ目の丸で観測記録が今、1960 年代のものを、この 3 行目のところで使われてますね要は、
1:03:23	等結構何か古いいいものを何か、
1:03:27	使って、この理由がちょっとあまりここに書いてないので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:31	なぜそれを使うのかっていうのをちょっと極力ここに書いていただきたいと思ひますおそらくそっちの方がより保守的タカダとか多分そついった理由だったかと思ひんですがその点いかがでしょうか。
1:03:44	北海道電力の室です。衛藤、潮位の使用する理由ですね、20 ページにもう少し具体的に記載するように、修正いたします。はい。以上です。
1:03:55	はい。これちょっと事実確認なんですけども、今ここで潮位のばらつきっていうのを考慮しております内容についてなんですけど、今使用する年代が今 1900 先ほど 1960 年代の物を使ってましたで、
1:04:09	このばらつきの方は 2014 年から 18 年代の物を今度使いますと。
1:04:15	言ってるんですね。
1:04:17	ちょっとこれ事実確認なんですけど、これ 1960 年代の場合、運用係数のばらつきってのは実際どれくらいの値なんだろうかっていうのはちょっとわかりませんでした。
1:04:27	もしかしてこの 1960 年のばらつきだったら、今の何だっけな、2014 から 18 ニイツ上回るってことはないんでしょうか。この辺ちょっと説明ください。
1:04:40	北海道電力の室田でございます。古い時代の潮位なんですけどばらつきをですね算出しておりませんのでちょっと確認させていただきたいと思ひます。
1:04:50	はいわかりましたじゃそれはちょっと可能な限りちょっとこれに反映できたらと思ひますが、その上で等、この右下の概念図ですか。
1:05:00	ちょっとバーバル月井様の高齢とか或いは潮位とかの年代、これちょっと書いていただけたらと思ひんですね多分この、
1:05:11	20 ページの右下図だと、右側の方のちょっとやや薄いピンクの方が 1960 年代で、左側の方も SA と新しい年代のものだと思ひんで、
1:05:21	これちょっときちっと年代をこれ記載なんですけど追記いただきたいと思ひていかがでしょう。
1:05:28	合同電力の室とですね 10 ページの潮位のばらつきに対する考慮方法の図にもですね、年代上位の年代がわかるような記載に修正したいと思ひます。以上です。
1:05:39	はい。規制庁藤原ですその次、右下 22 ページで、これちょっと記載だけなんですけども、
1:05:46	22 ページこれなんか、地殻変動についてはという簡潔な文章が赤字で書かれてて、
1:05:53	記載なんですけど、2 行目の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:56	近く、ごめんなさい、近郊量を考慮して上昇吸い寄せ。
1:06:04	とする。
1:06:08	そっかこれはあれか。
1:06:10	上昇水に対して進行量を考慮するというそういうことですね。これはちょっと、
1:06:17	うん。なんか、何となく何に対してっちゅうのはちょっとわかりにくいようなイメージだったんですけども、
1:06:22	今読みました。はい。
1:06:24	その次、ちょっとまず水辺の地殻変動に絡んでちょっとまとめ資料もちょっと併せて話させてください。まとめ資料資料5のうちですね、
1:06:33	別添1-2-1の50ページ。
1:06:39	ブックン1-2の、
1:06:43	1の、
1:06:45	50ページですね、ちょっとこちら開いてください。
1:06:55	これわあ、
1:06:56	前回ちょっと地殻変動については方針をちょっとできるだけ変えて欲しいというので、追記いただいたものになりますので、これに関してとにパラメて、
1:07:05	サンパ目で書いてある内容これが、
1:07:07	ちょっとどういうふうに考慮するのかちょっと理解ができなかったのここについてはもうちょっと丁寧に書いてください。具体的に言うと、
1:07:16	何だっけな、津波波源としている地震による地殻変動量としては、これを示す。
1:07:23	あと、津波が受ける前に、Ssで震源となった地殻変動もある要はここで言ってるのは地殻変動は2種類ありますと言ってて、
1:07:34	最終的にどっちを使うのかそれとも両方使うのか、或いは何か差分を使うのかとかそういうのがちょっと何か方向性がちょっと見えなかったのので、これもしかしたら今後、
1:07:45	検討結果とあわせて説明があるのかもしれないですけど、ここはちょっと、とってこれがちょっとわからないっていうので、今後、説明を、
1:07:52	充実して欲しいと思いますこの点いかがでしょう。
1:07:56	工藤電力の室田です。この辺の記載については基準津波であったり基準地震動が決まった段階でもう少し具体的に記載することで考えてました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:06	例えば地震が起きる前のSsの地殻変動については、今のところと、Ssにおける変動プラス津波の檀波源から、
1:08:18	起きる
1:08:19	エンドを足すようなイメージで考えてます例えば地震でチン地震んと沈降であればSsによる人口と津波波源による沈降を足したものを、
1:08:29	入力津波の時の評価に使うと。
1:08:31	というようなことで考えております。以上です。
1:08:34	はい、規制庁ですわかりました。保守的にもどっちかを見ない場合も、ああいうもしかしたらSs-D沈降或いは基準津波で、
1:08:44	じょんと隆起かとかいう場合にどう考えるのかとそういった方針がちょっとなかなか見えづらかってその辺もあわせてじゃ今後説明いただきたいと思いますので、よろしいですかね。
1:08:54	数値が、数字が出てきてきましたら具体的に記載していきたいと思ます以上です。
1:09:02	はい。規制庁藤原です。続きましてこの別添1-2の今度、
1:09:08	3の7ページかな。平井。
1:09:13	大津。ちょっと違うな。
1:09:17	別添1、
1:09:23	ちょっとお待ちください。
1:09:59	別邸牟田です。別添1の、
1:10:03	添付資料の別添1の添付資料2の、
1:10:08	あ、ごめんなさい。
1:10:11	資料5のタグの絵と添付資料添付2かで書いてあるやつの中の、
1:10:15	5条別添1、添付3-7。
1:10:19	ですねこっちでちょっと開きください。
1:10:23	これも一応審査会合で、ハザード側の審査会合の開示をちゃんと明記するようお願いするというのが1点と、
1:10:33	あとこれちょっとプラント側ではちょっと何か中身がちょっとわかりにくいので今後ちょっと具体的に朝礼をもって設営の説明というか資料充実いただきたいと思ますんで、
1:10:44	この内容、例えば隆起側の概念図、この図4の両括弧1でも結構なんすけど見たときに、
1:10:53	隆起するっていうから地殻変動が隆起した形で①の初期条件で、②の伝播計算で③で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:00	水辺どこまでは理解しましたで、9人この④でさっきも説明助け高沈降側で、
1:11:06	何かさっきまで隆起の話なんで、沈降なんか出てくるのとか、そこがちょっと理解しがたいところになってますで、これについてはおそらくこれ私の想像なんすけども、
1:11:16	あくまでも1、1から3までの評価対象は、実際の波源の地殻変動量ですかね、主使ってて、④で書いているその人口とか隆起っていうのは、すべての波源の中でこの最大のものを使ってるとかそういうふうな、
1:11:31	こと多分言ってるのかなと思うんでそこが非常にわかりにくいのでこれは今後、記載を充実いただきたいと思います。この点いかがでしょうか。
1:11:40	北海道電力の室田でございます。今コメントいただきました
1:11:45	一番最後に考慮する地殻変動量については波源から、
1:11:50	出てくるものではなく、一番大きくなるようなものを考慮するというので考えておりますので今藤原さんがおっしゃられた、
1:11:59	通りでございます。その辺わかるような記載に、修正していきたいと思えます以上です。はい。規制庁城ですわかりました。私の方からの水位変動地殻変動は以上ですがその他これに関しまして、
1:12:11	会議室が何かございますか。
1:12:19	規制庁の大橋です。パワポ資料の21ページなんですが、
1:12:24	パワポ資料の21ページの右側に潮位等の考慮イメージっていう資料があって、
1:12:32	棒グラフ的なものが三つあって高さがそれぞれ違うんですが、
1:12:38	基本的には一番左側の棒グラフの
1:12:42	一番高いところを、
1:12:44	設計または評価に用いる入力津波高さとしてて、
1:12:48	一番右側の青いハッチングがかかっている。
1:12:52	ところが、
1:12:53	ここまでは設計の裕度を見るという方針なんですけれども、
1:12:59	高さあととしては、このところまで、
1:13:03	開口がクリアできているとか、防波壁平均の高さがあるっていうのはすぐわかるんですけれども、
1:13:10	水圧としては、この青い
1:13:13	設計値のトップに、
1:13:16	付議があって、
1:13:17	生成やつ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:19	三角形になると、それなりに、
1:13:23	水圧が大きくなると思いますが、
1:13:25	そこまでの水暑うには耐えられる設計をすることでよろしいでしょうかお願いします。
1:13:54	宇田電力の室須田ですちょっと確認したいんですが、例えばその防潮底で考慮するような初の時、
1:14:00	とかということですか。
1:14:01	そのようなことで考えておりますけども。はい。以上です。
1:14:05	はい。
1:14:07	以上です。
1:14:08	わかりました。
1:14:09	高潮ハザードとか、今、
1:14:13	100年、
1:14:14	確率で期待値1.03ってなってるんですけど、
1:14:18	このグラフから見ても再現期間2年でもう0.63あるってということで、
1:14:24	一番左側の棒グラフの値っていうのは、
1:14:27	迷いに超えるだろうなということが予想されるので、そういうような考え方で、
1:14:32	設定していただきたいと思います。以上です。
1:14:42	21ページの今のパワーポイントの話であるんだけど、
1:14:46	他の制度でも言ってるんだけど今これ、金2018年というでも、2022年になっていて、
1:14:55	今
1:14:56	当然、
1:14:57	今後、
1:14:59	来年、
1:15:00	ぐらいまでに説明を終えるってことで
1:15:03	来年の今頃までなんだけど、まあ、それで、
1:15:07	少なくとも、
1:15:09	今年ぐらい。
1:15:10	の情報または今日、
1:15:12	去年の年度年度、前年末ぐらい、年度末ぐらいの情報はないのかなと。新たな言いたいのは、
1:15:21	一番、今、最近のデータを踏まえて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:24	検討さしたとしても変わらないですよねっていうのを確認したいんだけど、
1:15:30	いわゆるこの、
1:15:31	うん、ハザードの日、余裕度分というのは、
1:15:35	今、65センチ位だっけ。
1:15:39	それを余裕分と良い後として見てるわけですよと65センチってのは、今現在段階のデータを加えたとしても、
1:15:48	変わらないのかどうか。
1:15:53	さっきの話も一緒なんですよ。20ページの話も、いわゆる、
1:15:57	変わらない、または安全側だから昔のまま構わないんですよって説明になるのか、それはどこのサイトでも聞いてるんで、うん。
1:16:05	どうしても最初の頃に大分前に申請を1回目の申請してると、そのデータが欠こそ古山。
1:16:13	になっちゃってる場合もあるんで、
1:16:15	中にはゾーン、
1:16:18	台風も大きくなってきて、
1:16:19	基本的には上がってきてる。
1:16:21	地域もある。
1:16:23	そういうこともあって一応確認をさせていただきます。
1:16:30	相田電力の村田でございます。今潮位の記録は2018年までで整理してますのでその後のに入手できる。
1:16:39	物まで入手した上で、
1:16:42	影響がないかということを確認させていただきたいと思います以上です。
1:16:52	それではテレビ会議で参加されてる方でこの水位変動地殻変動に関しまして何かございますでしょうか。
1:17:06	はい。ではよろしければ、ちょっとその次衛藤このパワポ資料の24ページから始まる津波防護の星これについてはまだ基準津波が、
1:17:17	まだ決まってない状態で、ただ入力津波の解析条件としてあらかじめ説明しておいた方がいいだろうということで示されている内容というふうに理解してますので
1:17:29	内容もまだそれなりにまだ解析結果がまだほとんど決まっていない中での、ある程度説明っていうことです。ただ、一方でその内容について現実にわかるものについて、改めていろいろと確認させていただきたいと思いますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:44	そういった前提を置いた上でまず私の方から、まず最初は右下 27 ページを開いてください。
1:17:52	27 ページの方では津波防護対策の設備分類と設置目的のちゅうのがある、
1:18:00	これはあれこれは細かい話だけなんですけども、津波防護対策として、内郭防護の浸水防止設備として、
1:18:11	レーリー管理建屋かなと、原子炉補助建屋との境界内の何か他資料で何かいろいろと書いてあったような気がしたんですがここはあまり、そういったのは反映がなく、これわああれですかねまだちょっとその範囲はまだ間に合っていないと。
1:18:26	そういう理解でしょうか。その辺、説明ください。
1:18:55	北海道電力の上原です。今ですね、出入り管理建屋と補助建屋の境界、こちらについては先ほど近田阿久津関係の説明で、ちょっと出させていただきました。
1:19:10	で、現状の考え方からいきますと、こちらについても、電気建屋が、失礼しました。原子炉補助建屋が、浸水防護重点化範囲ということでそこと隣接する建屋として出入り管理建屋がございますので、
1:19:27	そちらについて、27 ページで記載については、検討させていただきます。
1:19:36	はい、規制庁じゃないですわかりました須江当間後の方に出てくる内郭防護のリストの方は今後それは、説明予定だとか、いうふうに書いたりと、あくまでもまだ基準津波とか、
1:19:47	入力津波なく定まってない状態での方針ですので、一応そういうのをちょっと前提とした上で、一応ご検討久我様は、以外のこのまとめ資料とか或いはこれまでヒアリング資料出ている。
1:19:58	ものと、あとこの会合の資料で差異がないようにして欲しいです。もし差異があるんだったらそこは注記を振って、今後説明、検討か。
1:20:08	そういったことをちゃんと明記いただけるをお願いします工程、よろしいですか。
1:20:13	北海道電力の植原です承知いたしました。
1:20:18	藤。
1:20:19	今基準津波入力津波が確定していない中での方針ということになります。資料の中で、パワーポイントとまとめ資料の整合を図った上で、資料のほう適正化し、いたします。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:39	はい。規制庁の伊東です今の話と若干似たような話ですけども従前説明があった内容の反映っていう観点で、28 ページ 29 ページですか。
1:20:53	防潮てがどんなもので構成されてるかっていう説明の中に
1:20:59	以前、隅っこの方は端部コンクリートにしますっていう説明があったと思うのでそこも反映させて反映していただきたいというのが 1 点と、
1:21:09	あともう一つは 30 ページ以降の、
1:21:15	外郭防護の説明なんですけどちょっとこの説明の資料の構成というか素行について、
1:21:23	事実確認というかそういった間、ものなんですけど、
1:21:30	まず 30 ページ、次で言えば、
1:21:34	この 12 号の取水炉の
1:21:38	流入箇所について、
1:21:41	今、取水ピットスクリーン室上部開口部だけが挙げられてるんですけど、3 号では
1:21:49	本部の据えつけ部だったり、床の開口部だったりそういったものが挙げられてるんですけどこれ、12 号では挙げてない理由って、この査定な何でしたっけっていう確認なんですけど。
1:22:02	この点いかがですかね。
1:22:16	はい。北海道電力の植田です。ですね、まず、3 号炉と 1 号 3 号炉の床開口部に関しては、先ほどの説明、
1:22:26	資料にもあります通り N 経路として考えていると記載してるんですけど 1 号についてはですね、
1:22:35	今後今の現状では、開講にはなってはいるんですけども、今後の浸水量評価と、
1:22:45	行いまして、
1:22:48	代わりに、敷地そのままの状態敷地への流入がないと判断できる場合には、ここに記載することはないということで今現状、
1:22:59	評価はまだできてはいないんですけども、図 1 号 3 号で記載を少し分けた状態になってございます。
1:23:08	規制庁の伊藤です状況は、今のお話で何となくわかりましたけど 32 ページとか見ると、3 号と 12 号で、何の差があるのか。
1:23:19	今申し上げ、今話した内容とかさっぱりわからないので、ちょっとわかるようにしていただきたいなと思いますが、いかがですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:26	北海道電力の高橋ですけれどもちょっと補足しますけれども、3号機につきましては、安全上重要な設備として海水ポンプが対象としてあります。
1:23:39	12号については、同じく12号用の海水ポンプがあるんですけども、3号としては、安全上重要な設備に該当しないので、そこが12号と3号で、
1:23:51	違ってるということになります。それ以外の循環瀬川の方の貫通部とかについては、今後解析結果を踏まえてやるっていうのは1231章ということなんで、
1:24:03	その辺がしっかりわかるような、
1:24:06	書き方にした方がいいということかなと理解しました。はい。規制庁の伊藤です。ここで言ってるのはあくまで、外郭防護1なので敷地への流入という観点で言えば、
1:24:19	32で書いてあるような形で、そこにあまり差はないのかなって考えてはいるんですけども、その辺ちょっと整理していただきたいんですけども。
1:24:31	今申し上げたことわかりますか。
1:24:34	はい。考え方としては、外部市としては敷地に出さないということなんで、12号と3号で見ただけだと、海水ポンプのエリアがちょっと、
1:24:45	異なるっていうところかなと思いますけど。
1:24:50	ここ気ん規制庁じゃ、
1:24:53	ないか、浸水防護重点化範囲としてそのSクラスが設置されているのは、内郭防護で一応
1:25:01	確認はするのでそれは外部時と違うというのを今伊東が言っているの、あくまでも外房市の敷地への流入という観点ですので、そういった点ではそのようは別にSsクラスの浸水防護中で会議とは無関係。
1:25:14	まずですよ。
1:25:17	それで多分、うん。入っちゃうんです。
1:25:22	北海道電力の植原です。外郭防護1の観点で敷地への
1:25:29	津波
1:25:30	防止ということで、今、30スライドで、流入箇所をちゅ抽出するという観点では12号機の
1:25:39	例えば循環水ポンプエリアの床面であったり、まずSRPの床面であったりといったところについても抽出する、母集団としては12号と3号で差がないだろうと。
1:25:53	そういった観点かと理解しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:57	そういった観点で今、流入箇所としては当然あると考えてございますので、まずは記載した上で、待つバウンダリーの含めた考え方ですか、
1:26:09	そういったところの当社の考え方をご説明していこうと思っています。
1:26:21	規制庁の伊藤です。はい今もおっしゃっていただいたような考え方で整理していただければと思います。
1:26:31	あと、ちょっと全体を通して、この外貿位置に関してですね、全体を通して30から37ページのこのちょっと資料の、
1:26:40	構成というかあれなんですけども、
1:26:45	ここで説明している流れとしてはその流入の可能性のある経路っていうのを特定した上で、それに対する、
1:26:54	浸水対策。
1:26:56	を説明するような資料構成になってるのかなというふうに、
1:27:01	最初思ったんですけども、一部そうならないようなところがあると。具体的には、30ページの、
1:27:09	この特定したとしている流入経路の内、3号のSWBポンプSRBエリアの壁面の
1:27:19	間、配管貫通部であったり、
1:27:22	また床開口部だったりポンプ据えつけ部だったりとか、
1:27:29	いろいろ、ちょっと抜けてるようなところがあるなど考えているんですけども、
1:27:35	部分は、何ですかね資料、資料の説明としては
1:27:42	私が最初に認識した通りの資料構成にしたいという考え方でいいんですかね融資の可能性のある経路を特定した上で、それに対する浸水対策を説明している。
1:27:54	形になってるんですかこの資料構成っていうの。
1:28:02	簡単にトモウラされてないというか、流入箇所と挙げている部分に対する浸水対策が記載されていないということなんですけども。
1:28:48	基本的な北海道電力の高橋です基本的な考えとしては、流入経路を特定して、そこからどういった対策をするかということで、
1:28:59	今ちょっとすべてサッと確認できてませんが、抜けがありそう。
1:29:07	なのでちょっとその辺については反映するようにしたいかなと思います。
1:29:58	北海道電力の植田です。具体的な対策の
1:30:04	の記載が、確かにそういう原子炉補機冷却海水ポンプエリア等のところは、明確に記載してはいなかったんですけど32ページの図ではですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:14	一応流入対策箇所というところで黄色、色で塗ってあるところが対策を行ってますよというような記載になってございます。
1:30:26	ちょっとこの辺わかりにくかったかなと思いますんで、パワーポイントの方も、先ほどの 30 ページの絵と流入経路に対して、対策を打つっていうようなそういう流れの資料にしたいかなと思います。
1:30:39	はい。規制庁伊藤です。基準津波決まってない中でっていうのはよくわかってるところなので、その範囲で、今説明できるものと、今後説明していくものっていうのを、
1:30:52	明確にさせていただきたいなっていうのが趣旨ですので、よろしくお願ひします。3 号の循環水ポンプ建屋とかその辺りも数、そうなんですけども、
1:31:03	12 号の放水炉全般とかは、本当に何、何の記載もないので、
1:31:10	何なんですか
1:31:13	35 ページですか。
1:31:16	を見ていただければとわか分かると思うんですけどもそっからの、
1:31:20	流入に対する対策どんなことを考えているっていうのは特に、
1:31:25	この中では規制ないと思ってますんで、何かしらの記載が要るかなと考えておりますがいかがですか。
1:31:37	多分実際のところは逆に棒、逆止弁とかで止めてると思うんですけど、
1:31:48	北海道電力の植原です 35 ページの 12 号の放水のところをかと思ひます。
1:31:57	こちらについては、この
1:32:00	上流って言ったらいいんですかね。
1:32:03	に、海水戻り依頼に逆止弁を設置して、それで津波防護を対達成するという基本的な考え方でございます今ちょっとそれが資料上がは見えていないところかなと。
1:32:19	思ひますので、先ほどお話あつた
1:32:24	基準津波が決まらない中で、現状で説明できる範囲でご説明させていただきます、今後説明する部分になるかもしれないですけども、その辺り整理したいと思ひます。
1:32:37	規制庁の伊東ですよろしくお願ひします。あと、もう 1 点なんですけど、
1:32:43	これはちょっと事実確認になるんですかね、47 ページの内郭防護の方なんですけど、
1:32:56	この電効い建屋の A 棟、
1:33:00	下部の方で、何、何か配管が破断してるようなというか、
1:33:07	イラストが書いてあつて、ここから水入っていきますよというような、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:12	ポンチ絵になってるんですけど、
1:33:16	電気建屋下部の種流入経路って、何か具体的にどんなことを想定されているんですかね。まとめ資料上では内部、九条の内部性を引っ張ってきてる。
1:33:31	場所では、特に濃いこの経路に関する記載はなかったように思えるんですけどここは実際というのを想定されてますか。
1:33:39	北海道電力の志田です。9条の方にも書いてあったかなと思うんですけど基本的に、
1:33:45	衛藤。
1:33:46	てクラス配管。
1:33:48	のところの破損を考慮しているのと、あとまだ津波が決まってないので、まだ球場側の資料には、詳細に決まってないんですけども、
1:33:57	一次系放水と放水炉から、
1:34:00	出てくる津波、その辺を合算して溢水量として評価する。
1:34:05	こととして、
1:34:07	はい。
1:34:21	はい。そうですね。ちょっと、
1:34:26	詳しいところはまた、
1:34:28	今後確認していこうとは思いますが、ちなみにまとめ資料上では
1:34:35	該当箇所はこの後、別添1の、
1:34:38	添付8-21。
1:34:41	かなと思うんですけど、ここだと、
1:34:44	特に、
1:34:46	想定してルー
1:34:49	系統って所、
1:34:51	水消火系統と補給水。
1:34:55	あと飲料水。
1:34:57	ぐらい。
1:34:59	じゃないかなと思うんですけど。
1:35:04	この本のまとめまとめ資料じゃねえとパワポ資料のポンチ絵だと。
1:35:10	液体廃棄物処理系統とかあと、
1:35:13	これは一時ホース1系放水ピットの、
1:35:18	ひび割れかなんかですかねな辺りから、漏れてるようにも見えるんですけど、こういった何ですかね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:27	ちょっと差があったので、どんなものを想定してるのかなってということで、今、お伺いしたんですけど。
1:35:33	衛藤球場側のほうの記載についても今、
1:35:37	随時みたいな書き方になっている状況になっているので、津波等が決まったら、当然一次系放水ピットとか、放水炉からの津波も当然ここに入ってきますし、
1:35:48	系統とかも足りない部分があれば、
1:35:50	ちゃんと記載するようになると思いますので、基本的に最終的にはマッチしてくる感じかなと思います。
1:35:57	わかりました。ありがとうございます。私からは以上です。
1:36:02	はい。規制庁城です。私の方から続いて 34 ページ。
1:36:06	ちょっと戻っていただいでですね。
1:36:09	流路縮小工というものがここで示されてまして、
1:36:16	この流出証拠ってどういうふうに施工が、
1:36:19	なされるんでしょうかっていう質問です具体的に何かっていうと、既設のピット。
1:36:26	とこの新しく作る縮小工を、どういうふうに隙間が出ないように、
1:36:31	するんだろうかと。
1:36:33	このていい。いかがですかね。
1:36:44	はい。江藤規制庁フジワラそうですね施工方法は要は流路縮小工っていうのは、具体的に言うと、既設ビッドに何かアンカーを打って、
1:36:53	そこでせん断棒式的な形で作った上で、コンクリートを流し込んで、築造するんでしょうか。あと、流力昇降そのものはこれ、無菌なのか鉄筋なのかとかいろいろと、
1:37:09	そういった構造が、じゃあ今度津波防護の観点で、本当にこの流路縮小する機能として、どう、どこまで期待できるか要は隙間があったら当然そこから水漏れるから、
1:37:23	そういう観点で値聞いてます。
1:37:28	電力の奥寺でございます。具体的な施工方法とかは今検討中なんですけれども、
1:37:35	基本的には今のところ向きでいけないかっていうところを考えてますが密着の部分とかについては一般的な考え方、
1:37:46	目荒らししたりとかさ資金入れたりとかアンカー入れるのか、そういったことが密着のためには必要かなと考えているようなところですよ。
1:37:54	今見えてるところは以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:00	規制庁の江田です。34 ページの、
1:38:03	今言っている
1:38:06	3号放水系統断面図のA断面、
1:38:10	て言ったときに、
1:38:11	基本的にはあれですよ。この流路縮小工とこの細い管があつてそこから広い。
1:38:16	放水路という矢印からの方向から津波が入ってくるとしたら、
1:38:22	この細い管を通るから古閑縮小されて入らないっていう仕組みなんだけどそれっていうのは、こういった部分ってのは、結果みたいなもので作っておいて、
1:38:32	イメージなんですけど。
1:38:34	無菌コンクリートみたいなもので、
1:38:37	埋め戻しするのかなとは思っていたんだけど、細かい話は別として、そういうイメージ持っておけばいいんでしょうか。
1:38:45	北海道電力奥寺です。ちょっと間の部分は私詳しく言えないんですけど管を設置しておいて、金婚で巻き立てて、
1:38:55	今藤原さんおっしゃったように周りの既設放水ピットの部分っていうのは密着必要ですからそれなりの再考して、そういったようなことをイメージしているところです。
1:39:05	規制庁の土岐です。多分そのときにもともとその方遂行と。
1:39:10	あとは放水ピットとその人放水知育
1:39:14	あれですね補放水炉ついたらいいんですかね、多分返還なのかもしれませんが、
1:39:19	それ、
1:39:20	から吹き上げてくる場所の黄色い部分って、どうしても
1:39:24	スクエアつきアケイ発じゃないけど、津波の荷重がかかると、それは、この黄色い重量、
1:39:32	十郎で携行するのかなと思ったんだけど、
1:39:36	そういうイメージですか、イメージですかね設計みたい。北海道電力奥寺です当然、逆流したときにどういった外力がかかるっていうのを今言ったようなことも考えた上で、
1:39:47	もうまさに重量マスコンみたいなもので重量で対抗しようかなというコンセプトで今、設計中です。以上です。
1:39:56	規制庁与儀です。大体わかりました。あと藤原が言ったのはこのグレーのところの、ちょっとホース1、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:03	その一体性を早期確保する。
1:40:07	必要があるのかないのか。
1:40:09	その設計のコンセプトとその抵抗性から考えて、
1:40:12	そそう水密性という観点でどう考えればいいのか。
1:40:16	それも含めて多分設計されるんでしょうけどそれはまだまとまってないのかもしれないけど、その辺がわかり次第ある程度、
1:40:25	許可の間で、基本的にそうしたものは、
1:40:28	設計の、
1:40:31	方針として確認しないと。
1:40:33	宗石油設計の成立性までは確認しなきゃいけないので許可の段階では、
1:40:38	成立しない方針はもう、もう一度工認入ったから許可に戻らなきゃいけないなくなってしまいますんで、
1:40:45	それはよく考えていただいてどのような設計をすれば、
1:40:49	浸水防護うC設備として機能するのか。
1:40:53	いわゆる、どういう役割を期待しているのかってことですね、その辺をちゃんとコンセプトとしてまとめていただいて、
1:41:01	ここの許可の中で、
1:41:02	その成立性が保持の
1:41:05	見通しとしてついてるんですよっていうのがわかるようにしていただければと思います。
1:41:12	衛藤電力奥寺です。どういった構造でどういったものに対応しようとしているのかどうやって水密を保つか、その辺の成立性等を見えるように、
1:41:23	検討を進めてどこも方針がわかるようにまとめていきたいと思います。以上です。
1:41:53	はい。規制庁白根です。この 34 ページのこのホース流路縮小工は、
1:42:00	これ間接支持構造物の範囲ってちょっとどうなるのかっていうのが、
1:42:05	ちょっと教えてくださいこの放水ピット等は多分これ、あれ、間接支持なんですかね。
1:42:11	その下の立坑かな。
1:42:13	この円形能やつこれは、
1:42:16	支持構造物にならない。もっと言うと、岩着してるのがどこで、
1:42:21	とかっていう、そこら辺は岩着とあと、
1:42:25	そこに至るまでの構造物との関係を、これどうなんすね。もしかして放水ピットは岩着してないとかそういうことですか。ちょっと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:44	北海道電力奥寺です。放水路も、
1:42:48	立坑も岩着している構造物です。
1:42:52	これらを含めた形で指示をしているということで、設計を考えていきたいと考えてます。
1:43:03	はい規制庁じゃ諏訪から田子さん、今ホース1っておっしゃられたのは、この放水ピットの話でよろしいですか。
1:43:11	すみませんわかりづらかったんですが上の箱ものが、
1:43:16	放水ピットの上部工と我々呼んでんですけどそういうものです。下のは円形の立坑になりますんで、これら含めて、指示なり、この黄色い部分の縮小工の構造を考えていきたいと考えてます。
1:43:32	いずれも岩着しています。
1:43:35	わかりました。この円形立坑とピット含めてSs-D関節機能維持がなされるということはまた阿智四条側の耐震で、また整理がなされるのは理解しました。
1:43:47	はい。あとは、ちなみにこの34ページで7の右上で、原子炉補機冷却海水放水炉括弧一次系放水ピットへというふうに
1:43:59	繋がってるところがあって、
1:44:01	このダム、左下の方だと、そこからこの電気建屋まで間がずっと続いて、放水ピットまでっていう、これ、
1:44:10	ごめんなさい。菅感度解析って、どの半面までモデル化するんでしょう。
1:44:15	このピット丸7日でピットの先のこの補機冷却海水放水炉までなのかそれとも、
1:44:21	一次系放水ピットまでやるのか後、その先の電気建屋、何か内郭防護の時はここ、放水ピット破れた場合を考慮しますとか言ってたんでその、
1:44:31	今外貿位置における管理の範囲、あと内郭防護における狩野の場合これって、どうお考えなのかちょっと教えてください。説明ください。
1:44:40	当北海道電力の青木です。と管路解析の対象範囲というところで回答させていただきますとまず放水ピットのところの巣飯尾出すというところを感度解析で実施いたします。
1:44:52	そこから留職証拠を通りまして、原子炉補機冷却排水法、水路を歩いて、
1:45:00	34ページのパワーポイントの図で言いますと、
1:45:04	一次系放水ピット。
1:45:07	ありましてそのところまで感度解析で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:10	水位を算出するということを考えております。その先の配管等の評価 っていうところは感度解析の対象外ということで整理しております。
1:45:20	以上です。
1:45:21	はい規制庁チャンスわかりました。今のは多分外貿市としての考え方だ と理解しましたので、一応今後感度解析の要は評価の方針なりを、
1:45:32	説明する際はそういったモデルの範囲とか明確にいただければさ、まだ 先の話かもしれないけど一応、今あらかじめ申し上げておきます要はこ の構造に対して、こういうモデルですってのちゃんと説明ください。
1:45:45	冊子を貸してくださいというのが1点と、
1:45:47	あと内郭防護ん時はちょっと今説明がなかったのもまだ今検討中かもし れませんが、柳井家空母の電気建屋に水が、浸水量評価をやる。
1:45:57	伴市の解析モデル考え方これもちょっとあわせて、今後セット資料化し ていただきたいと思います。本当によろしいですか。
1:46:08	齋藤電力青木です。藤。
1:46:11	後段の評価の際には、感度解析の範囲を明示した上で説明させていた だきたいと考えております。以上です。
1:46:19	はい。規制庁藤原です右下38ページを開いていただいて、
1:46:26	この38ページのへ、
1:46:29	これは、
1:46:37	少々お待ちください。
1:46:47	はい。球場です。ちょっとラッシュピットとなるものが、これなんすかねこの ように、多分防波ん防水液か何かタテダと思うんですけども、
1:46:59	プラスピットの今後で構わないすけど図を、
1:47:03	示し、縦断図を示して欲しいな。要は、このコードなんか岩着してるのか しないのかとかですね、或いはどういうふうな形で、ピットスクリーン室に ひっついているのかとか、いうのはちょっとまだこれ、
1:47:15	もしかしたら四条の話かもしれないすけどその辺また、
1:47:18	説明ください。よろしいですかね。
1:47:28	北海道電力の植原です。トラスピットに関わる図面、についての提示に ついて承知いたしました。
1:47:37	はい。ちょっと確かに、ちょっとまとめ資料でもまだ幾つか確認はありま すけど、まず一旦ちょっと会合資料関係で、確認等ある方会議室が
1:47:48	麻生。
1:47:51	はい当資料でも資料2の、
1:47:54	やつでも大丈夫です。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:58	規制庁の江崎です。私からは事実確認ですけど、
1:48:02	資料の 2-1。
1:48:04	で、
1:48:06	甲斐ヒアリングにおけにおける回答資料No.14 で、
1:48:13	2 ページに書いてある上から、
1:48:17	三つ目の矢羽根。
1:48:18	それと、その 2 ページの一番下の両括弧Bって書いてあるところの一つ目の矢羽根文章一緒なんだけど、
1:48:25	ここで言っている浸水防止設備の応答、必要な対策を講じ、いわゆる基本的には耐震性を確認した上でっていうことですが、耐震性を有していれば要らないのかもしれない。
1:48:37	ですけど、
1:48:38	多分循環水管とかその、
1:48:41	甲斐倉岡イクラスで、
1:48:43	耐震クラスの配管が、
1:48:46	すごく検討した上で、多分、深層浸水防止設備、
1:48:52	どう、
1:48:54	さらに必要とするのか、しないのか
1:48:57	ということを書いてあるんですけど、これは少なくともその浸水防止設備だから、あくまでも許可の中でエントリーしてもらわないといけないと思うんですよね。
1:49:07	後からではないと思うんだよね。
1:49:09	浸水防止設備だから。
1:49:11	それっていうのは、僕は聞きたいの確認したかったのは、
1:49:15	許可の、
1:49:16	範囲の中で申請の範囲とかその審査の範囲で、
1:49:20	浸水防止設備の必要なのか必要じゃないかっていうことは決着。
1:49:26	しますよねっていうのだけ確認された。
1:49:35	北海道電力の植原です。今、江崎さんおっしゃられたご認識の通り許可の中で、この紙浸水防止設備は、例えば追加で必要になるのか否か、といったところは、整理した後、ご説明する予定です。
1:49:58	はい。江藤。その他。
1:50:02	会議室はよろしいですかね。そしたらテレビ会議の方で、
1:50:06	何かございますでしょうか。会合資料の、
1:50:09	はい。はい。石田ですけれど規制庁の石田ですけれども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:13	はい。石田さんお願いします。はい。
1:50:16	パワポ資料のですね、32 ページをお願いします。
1:50:21	それで、
1:50:25	本当 32 ページと、資料のですね、別添で、
1:50:33	添付いただいている資料の 2-2、それからパワポ資料の 45 ページ、これはちょっと関連しますので、
1:50:41	ちょっと関連づけて、お伺いしたいと思います。
1:50:47	それでまず 32 ページのですね、3 号機のですね取水系統断面図のところ
1:50:55	津波のバウンダリーが示されていて、循環水ポンプとおきれの海水ポンプのところ、ここのうちのよ、この時というか、
1:51:06	Kakehiになるような形で思っているんですけども、この
1:51:12	ちょっと実際の物の構造の確認なんですけど、循環水ポンプとそれから海水取水ポンプの、このATPの 10 円盤のところ、ここは開口になっていましたでしょうか。
1:51:30	まず最初の確認です。
1:51:36	北海道電力の植原です。開口になってございます。
1:51:42	はい、ありがとうございます。それでですね、それを踏まえてなんですけど、
1:51:50	45 ページのところですね、45 ページのところ、これは
1:51:57	内閣後防護として書かれているんですけども、地震発生時のですね、
1:52:05	循環水ポンプ及び海水取水ポンプの損傷破断に関連して、循環水ポンプ須川の方から、
1:52:15	津波が流入するということが考えられていて、水位が上昇しますと言っているんですけど、この上昇した水位がですね、
1:52:25	10 円盤を、
1:52:29	溢水して越流してですね。
1:52:32	非常系の海水ポンプの方に流入する可能性というものは、ないんでしょうかというのが確認です。
1:52:45	北海道電力の志田です。
1:52:48	衛藤最新の津波ではないんですけども、今まで考えていた津波では循環水ポンプのあるエリア、海水取水ポンプのエリアが繋がってるんですけど、ここの範囲の中に、津波する。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:03	水が収まることを確認してございます。新しい波が決まって実際評価してみても超えるとなった場合につきましては、別途対策を打つっていうことを検討してございます。以上です。
1:53:18	規制庁石田です。
1:53:20	了解いたしましたそれで、
1:53:23	対策のイメージはですね、
1:53:26	除じん装置なんかのところにありますような、防水へきのようなイメージで、非常系の海水ポンプエリアの開口のところをぐるっと囲むように、
1:53:38	するのかなというようなことをイメージしたんですが、対策法としてはそのようなことを考えなんでしょうか。
1:53:45	北海道電力の志田です。今お話された石のようなものを立てるっていうのも対策の一つと考えておりますし、例えば先行電力さんのような形で循環水ポンプだとか、海水取水ポンプの
1:53:59	スウキの1として素行から津波が漏れないようにするですとか、そういった対策を今検討してございます以上です。
1:54:10	規制庁石田です。了解いたしました。それでは今後その辺が詳細が決まりましたら、反映いただきたいと思います。
1:54:34	石田さんすいませんもしかして今マイクがオンになってないかもしれないですございます。
1:54:40	で、まずちょっと細かいような形で、一つお願いなんですけど、その中で、一時、1号及び2号のラプチャディスク分、
1:54:50	というのがありますが、これが右側の方の図面のところにですね図示がされていないので、これがどこなのかわかるようにちょっと図示をしていただきたいと思います。
1:55:03	それがまず一つ目のお願いです。石田さん、規制庁フジワラですすみませんはい。ちょっと音声がかんたんと一部途切れてしまったようでしたら大変恐縮なのですがどこの資料かを
1:55:16	ファックスのページか教えていただいてもう1回ちょっと説明いただけたらと思いますけど。
1:55:22	33ページです。ここからお話すればよろしいですかね。
1:55:26	はい。衛藤お願いします。
1:55:28	今、聞こえてますかね、はい今これ、今よく聞こえてます。
1:55:33	はい。33ページをお願いいたします。
1:55:36	33ページの左側ですね、二つ目のポチのところですが、敷地に津波が流入する恐れのある箇所ということで書かれております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:48	で、その中でですね、1号と2号のラプチャーディスク分というふうな文言がございますけれども、これが右側の図の方に、具体的にどこかという。
1:56:04	樹脂がないのですよね、ここ、樹脂というかですね文字で書いていただきたいと。
1:56:10	追記いただきたいと思います。
1:56:13	それがまず一つ目のお願いです。
1:56:16	それで、ここで外郭防護としてですね、敷地に津波が流入する恐れがあるというふうに、ここで書いておられるということは、
1:56:28	この敷地に津波が流入するというのは、これはいわゆる漏水。
1:56:36	どういうふうにみなしているということなんでしょうか。
1:56:42	まずそこをお聞きしたいと思います。
1:57:08	はい、そうですね。
1:57:30	北海道電力の植原です。ラプチャーディスクについてですけども、外郭防護1の中で、海水戻りが周辺を設置してこのラプチャーディスクからの敷地への申請を防止すると。
1:57:44	いうことで考えてございます。
1:57:51	いや、そうではなくって、これはあれじゃないですか
1:57:58	津波が流入してきた場合に、非常用系の海水系の水路が遮断されることがあるとまずいので、その際にはラプチャーディスクを破壊させて、
1:58:11	敷地内に放水するというそういう仕掛けではなかったでしょうか。
1:58:16	なので、ラプチャーディスク、例えば1号2号の場合ですが、ラプチャーディスクが損傷するような場合には敷地の中に津波が出ていくということかと。
1:58:26	理解したんですが、なのでこれは、漏水というふうな扱いで考えているのでしょうかどうなんでしょうかということをお伺いしました。
1:58:37	北海道電力の植原です。
1:58:41	津波が遡上してきた場合には、海水戻り逆止弁のところ、津波としては塩切りをしているものと理解しております。で、そこで逆止弁が動作することによって縫製系の改正
1:58:56	流入の流れ先としてラプチャーディスクから敷地へと流れるということでサブ溢水が敷地へ流れると考えてございます。その上で、流れ出た海水については、
1:59:08	屋外水伊井の評価の中で、その海水流量も見込んだ上で、評価をしていると、そういう考えでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:22	はい。今のお話は、つまりこれは
1:59:27	あくまでも系統水が流出したものであって、
1:59:33	外郭防護 1 に相当する漏水ではないというふうな考え方だというふうに理解をいたしました。
1:59:40	それで、
1:59:43	それに関連してなんですが、
1:59:45	36 ページのところに、
1:59:48	屋外の排水炉ということで、屋外の排水炉が敷地内全体に対してはリムずらされているんですが、ここで生じたその系統水の、
2:00:01	漏えいといいますか、そ令和、一切石田さん、溢水対策の方で何かしら考慮されるということでは、今、お伺いしましたけれども、
2:00:13	実態としてはこの屋外放水路を流用するような形で、系外というか、外に排出するということを考えておられるのでしょうか。
2:00:47	本店から伊藤さん濱口さん、回答いただくことができますでしょうか。
2:00:57	等ですけれども、
2:00:58	今、石田さんがおっしゃった通りで、
2:01:01	その今 36 ページにある、
2:01:04	屋外排水炉。
2:01:08	使って、先ほどのラプチャーから出た水も含めて、排水されるとそういう前提で評価をしてると、そういうことでございます。
2:01:17	はい、了解いたしました。であればですね、36 ページのところにですね、ここ、
2:01:26	は、どちらかという屋内排水量で、雨水排水とかですねそういったようなことを対象物というふうに書かれているんですけども、そのラプチャー 1 号機であればラプチャーそれから、
2:01:38	3 号、3 号機であればですね、補放水ピット上端開口部、それから電気室のところ、ここら辺からの流出の可能性のあるものも、流用することであればその旨、ここに、
2:01:50	指摘いただくことはできないでしょうか。
2:01:59	はい。北海道の伊藤でございます今のご指摘について承知いたしました。
2:02:04	適切に判読サイドの方に反映するようにいたします。以上です。
2:02:10	安芸先生だけですから多分、今後のためには、ある程度補足しますけれども、これは仮に女川の話ですけどあれは地下水位低下設備があつて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:20	排水するもの。
2:02:22	基本的にどこに排水されるかっていうと、彼らのところでは、屋外排水を、
2:02:28	9条事項って水日引っ張って、外に、
2:02:32	外に場外に配置せざるをえないものをしなければいけないものに関して言ったときに、じゃあそれはそう。
2:02:40	ポンプやね、ドレンは松倉層として設計して、耐震性を有してるかもしれないけど、じゃあ不具合排出量って確実に、
2:02:49	排水することは可能なんですかと。
2:02:52	いわゆるそれがオクを、
2:02:55	内閣内部溢水のいわゆる、
2:02:58	屋外の溢水状況になるんじゃないですかっていう話があって、これちょっとそれに似てるなど、類似してるなどは思います。
2:03:07	なので、今はそういう話が今出てるんだと思いますんで、この辺、
2:03:11	どう考える方は、気楽に今出てきますわって言ったとしてもそう、それなんか地震起因で壊れたりなんかしてそういう事象になったとしたならば津波が来る前にね。
2:03:22	それってじゃあ本当排水できるんですかと。
2:03:25	それは基本的に常時使っている話になってくんでどどんたまる一方ですよねと。そうすると、
2:03:32	何ですか。
2:03:33	炉外に、
2:03:36	排水させることが確実にできる機能を持ったし、施設設備が必要になってくる可能性もあるので、ある程度最初は大して滞留しなかったとしても、
2:03:46	それをどどん滞留していくっていうことになれば、
2:03:49	それなりにですね
2:03:52	動排水できる機能を、
2:03:54	どこかに設けなきゃいけないっていうことに、ロジック的になっちゃいますんで、この辺もよく考えた上でですね。
2:04:01	設計方針を打ち立てていただきたいと契約していただきたいと思います。
2:04:08	私からは以上です。
2:04:11	グループ長
2:04:14	すみません、規制庁の石田ですけれども、今江崎さん言ってくれた通りなんですけれども、これは

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:24	現行、雨水排水というようなことを対象にして屋外排水量の設定されてるのかもしれないんですけども、これからはその系統の
2:04:36	系統水の流出、
2:04:38	というのの容量を考えた上でですね、それが排出可能なような実績計というものをさせていただく必要があると思っていますんで、
2:04:48	溢水対策側というようなお話がございましたけれども、その中で
2:04:55	そういう考慮を検討していただきたいと思います。この辺はまた詳細設計が固まりましたところでご説明いただければというふうに思っております。
2:05:08	はい北海道電力の伊藤でございます。矢崎エザキさんのお話と、あと石田さんのお話について承知いたしました。
2:05:18	痛性排水先がなければ
2:05:22	施設の中の敷地の水位がどんどん上がっていくでしょうとそういうご指摘ありまして我々としましては、今 30 須田山ろく側にある体制設備で、排水できるという、そういう設計を
2:05:35	目指しております。その際、
2:05:37	Ssにおいても、普通請求を維持できるような仕様というのを今考えてございますので、そのあたり、
2:05:44	屋外住谷の審査の説明があるかもしれませんが、現状考えていることについてご説明差し上げたいと思います。伊藤からは以上です。
2:05:56	規制庁の石田です。ありがとうございます。ちょっと、また少し続けさせていただきたいと思います。34 イシイ 3 スズキちょっとだけ、この件についてよろしいでしょうか。はい。ですねこれ今
2:06:12	溢水とかいう話ありましたけどちょっとどの条文適合かよくお考えいただきたいと思いますので、
2:06:18	今何ですか、津波が、逆流逆止弁かで、
2:06:25	津波によって逆流逆止弁が詰まって、その系統保有水が出るってことだったら、これ溢水の条文なんですか、とかいうのもちゃんと整理くださいね。要は、何、どういった水を、
2:06:37	廃止するこれはだから五条だけですなのかそれとも衛藤野球場も関係あるんですとか、今何か、何か一足飛びに何か溢水とか、結びつけてるようですけどもちょっとちょっとそこは十分に
2:06:51	事象のご検討くださいこの点、
2:06:56	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:58	すいません規制庁のタダウチですけれども女川の方は確か、地下水位低下設備の、
2:07:05	排水用として、す。構内にこの水が溜まってしまう可能性もあるから、ちゃんと
2:07:15	Sクラス設計としてしっかりとそういった機能を担保させますよって話をしたと思うんですね確か。
2:07:22	そういった意味では向こうは小工場に紐付けたんだから南條であれ、そうだよ、50 だよ。に紐付けたと思うんで、今回ね、北電と北海道電力として、これをもしもやるとする。うん。
2:07:38	うん。
2:07:39	そうそう将来的な話の位置付け、最終的にどう、どの設備をどういうふう
2:07:44	に続けられ、
2:07:48	いけるのかっていうところの話になってくるんだと思うんですけども。
2:07:48	そこら辺をですねしっかりとこの何のために設ける設備かっていうのをちゃんときちんと明確にしてちゃんと条文のどこに載っけるのかっていうところをしっかりと見定めてもらわないと。
2:07:59	屋外に出た水だからどのみち一緒でしょうなんて話を言い出すと
2:08:07	これまたねわからわかんない。どういう要求事項になってどういう設備にしなきゃいけないかっていうところはだいぶ変わってきてしまうと思うんで、そこら辺は、
2:08:16	ちゃんと何度もかけたためについていうのをしっかりと決めてから、やっていただきたいと思います。はい。その上で、合わせもってして重ね合わせをしてそれでも必要だっていうなら、
2:08:28	各条文にかかるようになるのかもしれないんですけどそこら辺は、最終的な吐き出し水量の評価だとかそこら辺も影響してくるかと思うんですよね何が重畳するかとか、そこら辺はしっかりと、
2:08:41	切り分けるんだか、ちゃんと両方考慮するのとかいったところは、考えていただいて、設定していただいて、最終的にはどんな設備をするかってのを決めてもらいたいと。そういうところしかやってくれ。
2:08:54	以上です。
2:08:59	どうぞ、どうぞ。すいません。すいません。規制庁の石田です。今、タダウチさんの方、補足いただいたんですけども、実は、
2:09:12	先ほど
2:09:15	被水の方でというお話が冒頭にあって私もそれで決め打ちするようなことで話を進めていたんですが、これは、そこら辺、まず、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:26	北電さんとしてどのように考えるかということをもとに明確にさせていただく可能性があると思っております。その上でですね、あえてこれが
2:09:36	5条のですね外郭防護1外郭防護にそこに引かかるような話だとするならば、パワポの資料のですね、6ページのところに、
2:09:46	耐津波設計方針ということの、基本的な考え方。
2:09:51	のフローを書いていたいていて、
2:09:54	真ん中のところに津波防護対策のところ、漏水対策に関してのことが書かれているわけですね。ここでは、
2:10:04	浸水想定範囲に、境界の浸水対策だとか、それから防水区画化をなさないとか、それから排水設備を設置なさないとか、そういう対策工が5条としては、要求されておりますので、
2:10:19	これを適用するのかもしれないのか、そういうような話も含めて、ちょっと具体的な検討を進めていただきたいと思います。
2:10:30	はい。ありがとうございます北海道の藤でございます。
2:10:34	どの条文できるように必要な施設なのかということをしかり整理してまたご説明差し上げたいと思います。この際、最後に石田さんからございました。
2:10:45	津波として津波は想像白井が
2:10:49	逆止弁が閉まってその間、ラプチャーから水が出ますと、そのときに本当に今申し上げている、屋外の排水設備というのが必要になるのかと、そういったところも整理してご説明したいと思っております以上です。
2:11:05	規制庁布施もう1点だけちょっと補足させていただきますけども、この36ページ今、何だっけな水を吐き出すっていう機能を、どの、どこに持たせるかっていうのもちゃんと
2:11:16	整理くださいフラップゲートのみならず、防潮庭を貫く管路、あと、もしかしたら膨張ての実感にある屋外の排水炉、ここら辺が、
2:11:27	地震でどうなるんですか。いや別に壊れても、排水ができるんですがこの防潮てのところに水が来る、ある程度水貯まったら通ることができますとか、要はどの範囲がどの機能を持つとかいうのは女川の、
2:11:40	設工認とかでは一応そういうのを一応四条として一応検討はしておるんですが、そういったものを参考に整理をいただけたらと思いますので、よろしいですかね。
2:11:53	はい。
2:11:55	国のイトウです。ナカガワですとか島根等の設工認資料も見ながらですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:02	どんどん範囲にどの件を持たせるのかというところもご説明いたしたい と思います。以上です。
2:12:11	はい。石田さん申し訳ありません都築お願い。はい。
2:12:15	規制庁、石田です。すいません。引き続き、
2:12:20	34 ページGをちょっと、
2:12:23	伺います。えーとですねこれは流路縮小工の話ではなくってですね、資 料の2-4と、
2:12:34	その関係でお伺いしたいんですが、
2:12:37	資料2-4の方の、2ページの電気建屋のところ、
2:12:44	から、この
2:12:48	放水ピットですねこちらの方へ原子炉補機冷却海水系が流れていく場 合の話なんですけれども、これは
2:12:58	津波遡上があつて逆流してくると、
2:13:04	原子炉補機冷却、
2:13:06	海水系の放水ができなくなる、できなくなると、先が踏ん張ってしまうこと が考えられるということかと理解したんですけれども、
2:13:17	それで、
2:13:18	この資料2-4のですね、図を見たときに、ちょうど
2:13:28	民間の方から逆に津波がウェブしてきて、浸水想定範囲の中におき れの配管がちょうど没水してるような形になるんですけれども、
2:13:39	これは、そこから、そこから放出されて結局、その上にある電気品室 の、確かここはグレーチングがあったような、
2:13:50	このあなたでたかというふうに覚えてるんですけど、ここから外へ流れ 出るというようなものなんでしょうか。
2:14:08	まず補機冷の系統、海水ですね、これが系外に出ていく経路というかそ れについてお伺いしております。北海道電力の植田です。
2:14:20	今お話しいただいた内容というのは、通す津波が遡上した状態で、仮に 一次系放水ピットが健全な状態で、
2:14:34	その上でこのふんづまったような状態になってしまった場合、原子炉補 機冷却海水系統の排水の行き先がなくなるので、水位が上がっていく でしょうという話かなと思うんですけどその場合はですね、
2:14:46	この鳥瞰図の右上のところ、青く記載ありますがそちらがグレーチ ング先の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:56	実母市になってございまして、ちょっと水位がどこまで上がるかっていうのは浸水量とか調べてみないと、まだわからないところであるんですけど、仮に全部が詰まった状態で補機冷がずっと、
2:15:07	流れた状態ですとそこから海水が、系統水がですね、屋外に出るような形になってございます。
2:15:21	社長の石田です。わかりました。ありがとうございます。
2:15:27	えーと、
2:15:30	ちょっと飛ぶんですけど、関連するんで、
2:15:33	お伺いします。48 ページですね。
2:15:40	48 ページの方で、これ 12 号機の方、オノ、
2:15:45	ハウスイさんのところで、やはりこれは
2:15:51	原子炉補機冷却海水系が循環水系の放水ピットの方に合流する際に、津波が逆流してきて、流れが、ふんづまってしまったときに、逆流してこないようにということで、
2:16:03	逆止弁をつけるという話なんですけど、ちょっと設備構成は異なるんですけども、基本的に考え方としては、
2:16:15	同じものかなというふうな理解をしております。
2:16:18	それで、ここでお伺いしたいのはですね、1 号の場合はラプチャディスクをつけている 3 号機の場合は、ラプチャディスクに相当するようなそういう、
2:16:29	設備を考えていない。この違いは何なんでしょうか。
2:16:40	北海道電力の植原です。
2:16:43	と 12 号と 3 号のまず、現設計の考え方ですけども、12 号機については、
2:16:52	下流の方水路が崩落したような場合に、ラプチャーディスクが破壊してそこから
2:16:59	流路を敷地へ確保するという設計としてございます。一方で 3 号機は、ラプチャディスクを設置せずに、
2:17:08	電気建屋、1、一次系放水ピット上部の開口部の鉄格子の部分から敷地へ水を出すと、そういった設計図をしてございます。
2:17:19	で、今度耐津波設計の観点ですけども、まず 12 号機については、先ほどから述べさしておりますが、逆止弁のところでは津波としては塩切りをして、
2:17:31	ASRSEとしては敷地へ、何、逆止弁が動作した場合には流すと。
2:17:37	という考え方でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:40	一方3号機につきましては、現状の間の解析結果では、当然感度解析の中で、SRS水の流量も見ておりました、
2:17:53	それを考慮したとしても、一次系放水ピットの上部の開口部まで水位を到達せずに、外貿位置として、敷地への浸水防止を達成している。
2:18:03	それは、3号機の方につきましては放水ピットのところに流路縮小工を設けることにより、津波の遡上を防止しているという、津波防護としている。
2:18:15	そういった状況でございます。回答になってございますでしょうか。
2:18:21	規制庁の石田です。何となく、3号機、まだその辺の粒度解析というかですね
2:18:32	入力津波等ですね条件が定まらていないので、例えば3号機の方ですね、諸所、遡上津波の
2:18:44	推移がどこら辺まで来るかとかですねそこら辺明確になっていないのかなという気もしていますので、定性的な考え方としては今考えておられるのかなというふうには思いました。
2:18:56	なので、例えばですけど詳細が決まったら、3号機の方でも1極と同じような、ラプチャーディスクのようなものをつける可能性があるとか、
2:19:09	そういう可能性ってございますですか。
2:19:20	北海道電力の植原です。3号機につきましては、まだ管路解析、津波が決まってない中ですので、その解析結果も踏まえて、検討し、ご説明させていただきたいと思えます。
2:19:36	規制庁石田です。はい。よろしくお願いたします。それから、すみません。行ったり来たりで恐縮なんですけれども、12号機の方ですね、このラプチャーディスクなんですけれども、
2:19:51	どうも、
2:19:53	これ、この必要性が、
2:19:55	私は、
2:19:57	いまいち理解できないところがあって、これはなくても別に構わないんじゃないんだらうかというふうなことを考えております。
2:20:07	といいますのは、通常は、今回、戻りラインの逆止弁のところが流路になっていてそちらの方にすべて放水されるわけですから、
2:20:20	ラプチャーディスクがある側に放水が行くことはないわけなんですけれども、ないわけですね。で、このラプチャーディスクのところに行くってのは、逆止弁が作動して流れが閉塞、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:34	流路が閉塞した場合にその流路を確保するためのものなわけですから、いずれにしても非常用系の海水系なわけですから、ふんづまった状態のままにしておくわけにはいかないのです、
2:20:46	ここは別にラプチャディスクを設けなくても、この逆止弁のところの流路が遮断されれば、それ、その時点で系外
2:20:58	ATP10 円盤の系外の方に流すという流路を選択すればいいだけではないか。
2:21:04	つまりラプチャディスク特に必要ないのではないかというのが、何となくちょっと乱暴なのかもわかりませんが、今の私の考えなんですけど、いかがでしょうか。
2:21:25	北海道電力植田です。今おっしゃってる条件というのが、おそらく通常ラプチャーディスクがいらんないじゃないかってお話だと思んですけど。
2:21:35	これ、
2:21:37	条件として確かに今の逆止弁みたいな形ですね、ふんづまった状態で、廃止するだけであればそれでいいんですけど、実際、条件としていろいろあると思ってまして。
2:21:49	例えば仮に、崩落少し何か物が挟まって閉塞したとして、全部が流れなくなるのではなくて、ある程度流量は保てますよと、系統圧が少しかかって高くなっていく中でもまだ、
2:22:02	流れている状態ということになっていけば、系統としてですね機能している状態になりますんで、ある程度その外にずっとちょっとでもたまったから流路が縮小して全部外に、要は 12 号の、
2:22:15	敷地内にですね全部流れるような設計にするというよりは、ラプチャーディスクで系統圧ぎりぎりまで保てるような状態まで、維持しておいて、それよりも閉塞した場合にはですね、
2:22:28	すそ敷地に出して放水を確保するとそういった設計になってると思います。
2:22:35	北野石田です。
2:22:38	理解いたしました。ちょっとその辺は
2:22:43	この
2:22:44	パワポ資料である必要はありませんけれども、例えば、
2:22:48	資料の 2-1 でも結構ですけども、何か少し補足をいただけると、助かります。それからラプチャーディスクのですね設定圧の考え方、この辺についても、これも、
2:23:00	追ってで結構ですので、ご説明いただきたいと思っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:06	よろしいでしょうか。
2:23:12	北海道電力の植原です。ラプチャーディスクの設定圧の考え方及びラプチャーディスクの必要性について今後資料化してご説明させていただきます。
2:23:30	規制庁の志田です。
2:23:32	ありがとうございます。ちょっとあと、すいません、細かい話で恐縮なんですけど、2点ほど、細かい話を伺います。
2:23:40	39 ページ。
2:23:43	のところに、
2:23:45	外郭防護 2 で、海水ポンプのグランドドレンのですね、事が書いてあるところなんですけど、
2:23:54	米印の赤字のところですね、
2:23:59	原子炉補機冷却海水系の母管から戸田部分、母管からラインを取り出して電動機の冷却を行った後に、そのドレン管を
2:24:12	従来通り落としていると、これは系統圧による津波が逆流することはないという書かれ方をしているんですけども、
2:24:22	これは、
2:24:23	確実にポンプは全台運転しているものなんでしょうか。
2:24:29	定数ポンプなんかが、
2:24:31	ある、そういうふうな運用条件にはなっていないものなんでしょうか。
2:25:00	北海道電力の小林です。こちら、原子炉補機冷却海水系統なんですけども、このポンプ、通常 2 台運転しておりまして、その運転しているポンプの出口から、
2:25:13	この電動機ドレン配管に繋がる系統へと分岐して、
2:25:20	流れているという状況でございます。
2:25:30	PK。
2:25:32	それぞれで、全台 4 台、常に運転しているというそういう条件なんでしょうか。
2:25:40	いえ、4 台中 2 台が運転しているという状況です。
2:25:47	つまり、
2:25:49	冷系。
2:25:51	もしくはB系ということでしょうか。
2:25:55	A系とBでどちらも運転してましてA系で、2 台ポンプがあるうちの 1 台、B系で 2 台あるうちの 1 台が運転しているという状況です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:07	規制庁の石田です。そうすると、各警備計画系列です。ね1台は停止しているとする、その停止ポンプに対しては、視察系統数が、
2:26:19	かからない状態ということにはなりはしないのでしょうか。
2:26:23	この赤字の書き方の話だけで恐縮なんですけど、
2:26:39	はい。
2:26:45	すいません。
2:26:48	A系の例えばですけども、こちらのポンプA系のポンプの方、起動してましてその母管から分岐してますので、1台運転しなかったとしても、系統圧は変わっている状態になります。
2:27:03	規制庁石田です。了解いたしました。戸田分戸田は以下のところから抜き出しているということは少しわかるようにしておいていただけませんか。これは
2:27:14	各号機の吐出管からということになると、停止しているか運転してるかによって状態変わると思いますので、そこは一言。
2:27:25	追記をお願いしたいと思います。
2:27:30	北海道電力の小林です。ちょっと、この赤字部分の記載の方をちょっと見直して、修正させていただきたいと思います。
2:27:41	はい。よろしくお願いいたします。あとすいません、最後、40ページなんですけれども、
2:27:48	40ページのところのですね、ドレン逆止弁の漏水量なんですけれども、
2:27:54	これは
2:27:58	異物の噛み込みだとかですね。
2:28:01	開固着だとか、そういったような可能性、
2:28:05	があるのかないのか。
2:28:07	それからそういうようなものが、流量の浸水量を算出する際にどこまで考慮されているのか。
2:28:17	伺いたいんですけれども。
2:28:31	北海道電力の小林です。知覧ドレンライン逆止弁なんですけれども、構造として、まず、通常時は、このフロー、フロート式の逆止弁なんですけれども、通常時は、床面の排水ライン排水を、
2:28:47	何、何て言うんすかね。
2:28:49	なってます
2:28:51	上から下へと水が流れる状況になってまして、そのフローとは、下の位置に位置しているという状況で、津波が来た場合にはそのフロートが浮力で浮き上がって閉止になると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:29:04	いう構造になってますので、仮に開固着した場合っていうのは、つまり津波が入ってこないような状況になると考えてますので、
2:29:13	それが、
2:29:27	あ、すいませんちょっと。
2:29:29	音声が入切れているんですが、
2:29:37	あ、はい。開校着について定期的なパトロールでも点検してますので、そこは問題ないと考えています。
2:29:50	津波が、
2:29:52	上がってきたときの、
2:29:54	異物混入についてはどうですか。
2:30:19	はい。北海道電力の小林です。それについては、ところちょっと確認させて回答させていただきます。
2:30:30	規制庁の石田です。
2:30:32	よろしく願いいたします。私からは以上です。
2:30:47	規制庁藤原です
2:30:50	ちょっと
2:30:52	会議室側でちょっとパワポに関して他にございますでしょうか。
2:30:58	またあとちょっとまとめ資料について図また、
2:31:01	言いますんで、
2:31:02	じゃあよろしければちょっと十分程度休憩入りしたいと思います。
2:31:14	はい。規制庁藤原です。ではヒアリングの方を再開したいと思います。これまでの中で確認に事実確認等についてテレビ電話の
2:31:24	参加される方も含めてございますでしょうか。
2:31:28	ミヤモトですけどいいですか。はい。宮本さんお願いします。
2:31:33	宮尾ですけど先ほど実績の話が多分あったと思います 36 ページのところだと思うんですけど、まず 1 シーンで評価する前提っていうのは、
2:31:44	溢水量の評価にその量を加味するかしないか、要は今回の場合は、地震に水随伴する、津波が津波の溢水量をどの程度想定するかっていうところで、
2:31:59	事業者がどう考えるかっていうところが
2:32:03	主、主眼になりますので、それを踏まえて、ここの部分が苦情に関係するかしないかってのはよく確認してもらった方がいいかなと思っていますので、考え方をよく理解してから、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:32:15	その9条なのか五条なのか四条なのかっていう考え方はよく整理された方がいいと思うんですけどその部分は理解されてる趣旨でしょうか大丈夫でしょうか。
2:32:29	北海道電力の井藤でございます。今
2:32:33	水沢野瀬られたことを理解しているつもりであります。今、ホワイトボードに残ってると思いますけれども、
2:32:40	屋外排水については地震時の健全性等を考慮した設計とすることを含めて発生する事象と、
2:32:46	対象条文を明確化し要求事項に対する設備組を整理し、しますということでこういうことを理解しておりますけれどもよろしかったでしょうか。
2:32:56	わかりましたその辺よく勘違いされる場合もあるので苦情の場合はあくまでもその溢水リヒョウ量評価を行って、
2:33:08	ここで言うと、翁長藤泊の場合だと、ターンン原子炉補助建屋と原子炉建屋、
2:33:19	あとは循環水ポンプエリアにあるエリアかな、にある溢水防護対象設備がに影響があるかないかの判断なんですので、
2:33:30	その漏えいすること自体が問題っていうわけではないのでその辺はよく整理された方がいいと思いますので今のお話で理解されてるのは特に問題ないと思うんですけど大丈夫でしょうか。
2:33:44	はい。以上でございますありがとうございます。溢水防護対象設備を守る前提でどう考えるのかということも踏まえまして、排水設備、屋外排水設備の位置付けについて整理して参ります。以上です。
2:33:59	はい。あと、ちょっと話が変わるんですけどちょっと34ページの流路縮小工のところをちょっと確認させて欲しいんですけど。
2:34:07	まず、これ今現状、34ページ出されてる写真っていうのは、多分循環水ポンプが動いてない状態と前提になっていて、
2:34:17	これ、通常水っていうのは34ページの上の図でいうと、流路縮小工って言って赤いポッチがある下のぐらいの位置がこれ、通常水じゃないんでしょうか。
2:34:28	通常運転時の水じゃないんでしょうか。
2:34:36	北海道電力の植原です。最後プラントが動いていて循環水ポンプ動いている状態では、今おっしゃられた通りの推移、それぐらいの推移になるかと思えます。
2:34:51	ミヤモトですけど、であればその流路縮小工のつける位置っていうのは、その下の部分までいくと、循環水ポンプが吐き出した場合の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:35:01	自宅負圧っていうんですか、もう全部こう抑え込むっていう形にするんでしょうか。
2:35:26	少し私言ってることわかんなかったんすかね。
2:35:29	すいません。北海道電力の植原ですけども、負圧とおっしゃられているところはすいませんちょっと補足いただけないでしょうか。
2:35:37	宮尾ですけど、通常はおそらくですけど今言ったような水位のところ、循環水ポンプが運転してたら来るはずなんですけど、要は上から、
2:35:47	要はふたを伝っていうか整流シュクシヨクをつけるっていうことであれば、要は通常循環炊飯配管から吐き出した場合に、放水期には直接は行くんだけど、要は下からの波の
2:36:02	ちょいちょいの位置によっては流路縮小工入力とか、循環水配管の水が上まで来てるのにもかかわらず、それを超えないように、今度流路縮小工ですること。
2:36:14	ちょい潮位の変動とか循環水配管からの水が入って、
2:36:18	炊き出しに対して、
2:36:21	要は自由度がなくなるっていう形になるということですか。
2:36:29	北海道電力の高橋ですけども、今宮本さん言われてるのは水より下に縮小工を設けることによって、その放水位置までいく圧損というか、排圧が逆に高くなるような状態でポンプへの影響はないかっていう、そういった
2:36:46	ことでしょうか。
2:36:48	そういうことです。
2:36:50	それらについては循環水ポンプの設計含めて、この流路縮小工でいけるかっていうのは、詳細設計の中で、
2:37:00	どの位置にするかってのはもう少し検討していきたいと思います。
2:37:07	ミヤモトですけど今の時点で、ここの絵にあるような、下までに流量縮小工取りつける都立金井も含めて、その通常水位がどこまであって例えばよく
2:37:20	言う潮位の上限下限でいろいろあると思うんで今までは自由に降水が動いてたんだけど、
2:37:26	これからその部分も含めてその取りつける位置を考えるってことですか。
2:37:32	実際の解析結果それから上位含めてその循環水ポンプの能力と、の
2:37:42	とのオーサーになってくると思いますんで、そこは今後しっかり確認して、詳細設計に反映していきたいというふうに思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:37:55	多分さっきも話あったんですけど、詳細設計に行って駄目だったら、許可に戻らなきゃいけないので、そうすると、
2:38:03	詳細設計以前にその今の循環水配管に付けるその流路縮小工の実現性っていうのは先ほど内野晋作から話あったと思うんで、
2:38:14	ある程度説明できてないと、やっぱり問題になると思うんでその本は、よろしくお願いできできないでしょうか。北海道電力の高橋です。すみません詳細設計って工認段階でとかそういうイメージではございませんで、
2:38:29	今回解析結果を踏まえて、どういうふうにするかっていうところは、
2:38:35	はい実現の見通しについてはちゃんと設置許可の断面で確認をさせていただきたいと思います。
2:38:44	わかりました要はこういう設備をつける以上季節への影響っていうのは、どのどこまで検討されてたかっていうのが多分重要になってきて先ほど言った循環水配管への影響が多分大きいんだと思うんですけど。
2:38:58	10月配管自体はその重要度自体はそれほど大きくないかもしれないんですけど、それに影響があるような設備を設置することによって、全体の安全機能に影響があるってなると良くないよくないとかそれは、
2:39:12	全然問題外になりますので、そこはよく検討した上で報告して説明していただければと思いますのでよろしくお願いします。
2:39:21	北海道電力の植原です。系統影響の観点でこれまで確認している内容について、ちょっと補足させていただきたいと思います。
2:39:33	まず系統影響としては、AsダブルS系統と循環水系と、この2の二つの観点から確認をさせていただきます。
2:39:42	SRS系統については、今スライド34すらの右上の図で、
2:39:50	青色が、通常放水経路になりますが、その上の外観写真って書いてあるところの左下、
2:39:58	のところから下へ向かっていって、最終的に放水路へ流れていくという経路で、ここでの自然流下というのは維持する方針としてございますので、
2:40:10	SRS系統に対しての影響というのはないものと考えてございます。
2:40:15	続いて、循環水系統への影響ですけれども、大きくは循環水ポンプの要諦、或いはサイホン形成といった観点から確認をさせていただきます。
2:40:28	こちらについては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:40:31	外揚水井戸、海水流量による圧損、こちらを積み上げて計算出していますが、定常状態において改造前後で、大きくその圧損というものは、
2:40:44	変化しないと考えてございますので、予定或いはサイホン形成といったところへの影響はないものと考えてございます。
2:40:52	また
2:40:54	循環水ポンプが停止したりした時の水撃発生といった観点でも確認してございますが、こちらについては、現状のこのルール昇降の
2:41:06	構造とすることでモデル化した上で確認をして、水撃発生しないといったことを確認してございますので、こちらについても基本的には問題ないものと考えてございます。以上です。
2:41:22	宮尾ですけどわかりましたその部分はよく説明するような資料を作ってください。今言われたように、TPが、その7メートルのところ2 多田真帆、補機冷の海水配管があるんですけど、
2:41:35	要は通常の水位がどこにあって、
2:41:38	循環水配管も、循環水が、通常、要は通常運転の位置がどこにあってですね津波発生時にどこまでの
2:41:46	水が、
2:41:49	来ないというか当然、流路縮小工を付けるんで来ないと思うんだけどそ、その部分のところが、ちょっと何か今の資料ではよくわからないので、よく現状の状態を書いた上で変更後を書いてもらった方がいいかなと思います。
2:42:06	北海道電力の植原です。承知いたしました。現状流力縮小、失礼、流路縮小工の詳細設計す。これ、
2:42:16	今後進めていくところなんですけれども、まず通常水位、通常のちょ、なんて言うんすかね、潮位を踏まえた放水ピットの水位としてはこのー7、
2:42:28	34 世良の右下の図でいうとTPー1メートルからTP7メートルの間辺りに来るものかなと。
2:42:37	考えてございます。ですので、右上の図で言いますと、左下の方にある上から下に向かった開口部ですねこのあと中に、
2:42:48	送るような形になるかなと思います。
2:42:51	津波については、こちら管路解析の結果に基づくことになると思うんですけれども、放水ピットをの入力津波高さとして示すものと考えてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:43:03	この辺りは、詳細設計及び解析結果を踏まえて、今後ご説明させていただきます。以上です。はい。
2:43:13	はい。ミヤモトから以上です。
2:43:27	はい。失礼いたしました。先ほどの発言、訂正させていただきます。簡潔結果踏まえて今後ご説明させていただきます。
2:43:49	はい。その他、テレビ会議 3 課の方で確認等ございますでしょうか。
2:43:56	すいませんアマノですけどよろしいでしょうか。はい。天田さんお願いします。
2:44:00	私も 34 ページの 3 号炉放水システムの流量縮小工等、あと 35 ページの
2:44:09	生見ボールの放水システムのJSOCコンクリートっていうんですかね、これについてちょっと、
2:44:15	衛藤。
2:44:17	ちょっと位置付けっていうか規制上の観点で、ちょっと確認をしたいんですけれども、
2:44:23	も組織化したら今までの事実確認とかやりとりで、
2:44:29	うちの話があったら、藤原さん含めちょっとご指摘をいただければと思いますけれども、
2:44:35	その前にですね、今回の会合での説明の前提として、表紙に衛藤。
2:44:43	範囲を限定していただいたんですけれども、説明内容 2 ページ。
2:44:49	になりまして 2 ポツにありまして、今、クリティカルパスとなっている入力津波解析の条件を優先と。
2:44:57	これは
2:44:58	新オカされた審査上の運転の作業方針にも書かれてますと、イトウこの津波書い津波設計方針の概要なんですけれども、
2:45:09	今日、かなり細かいところもやりとりありましたけれども、
2:45:14	基本的には作業方針ではですね、基準津波が固まった後に、
2:45:20	耐津波設計方針について一通りの説明を行いということで、改めて説明があると思っていて、従ってどこ、どこまで、この
2:45:31	段階でですね、細かいことを議論する必要があるのかっていう、
2:45:35	気もするんですけれども、他方で、作業方針としてはですね、審査実績のない設計条件とか、
2:45:44	評価書を採用する場合には説明をというふうになってまして、その関係のこの 34 ページ 35 ページが、
2:45:52	ちょっともしかしたらそれに該当するのかなということで確認をさせていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:45:58	まず、衛藤ということで、まずよろしいでしょうか。
2:46:06	はい規制庁ずっと私と天野さん認識は、はい。あっておりますて、北海道電力さんの方も、今の内容でよろしいですか。
2:46:16	はい。北海道電力の高橋です。今の認識で結構でございます。
2:46:22	はい、わかりました。天野です。
2:46:25	ちょっとまず確認、流路縮小工から確認なんですけれども、
2:46:31	ちょっと理解が間違ってたらご指摘いただきたいんですけどまず 32 ページのように、取水側ですね、これは 12 号 3、3 号ともに、
2:46:45	飛ぼう水撃を立てて、
2:46:49	この立坑から溢れないようにしますと、一方ハウスイ、
2:46:54	部分については、34 ページ、34、5 ページのような形で対応するということなんですけれども、
2:47:02	他のプラントでもですね、
2:47:08	例えば、
2:47:10	防潮液位等を立てて、
2:47:12	溢れないようにするという設計方針も考えられるところを、
2:47:17	この流量縮条項ってということなんですけど、これを仮にちょっと確認したいのは、
2:47:23	仮に設けない場合、2、
2:47:25	どういうルールでどのように、
2:47:30	外房一井ということなので、どのような状態になるのかっていうのを、
2:47:35	34 ページと 9-3 号と 35 ページの
2:47:39	12 号についてちょっとご説明いただけますか。
2:47:48	北海道電力の植原です。
2:47:51	まず 3 号からですけれども、流量昇降設置しない場合、3 号炉の放水ピットから敷地申請が発生する可能性があると考えてございます。
2:48:05	続いて、12 号機につきましては、
2:48:08	35 ページになりますけれども、放水ピットの立坑開口部ございますのでそ、そこが進入経路となって、
2:48:19	流入する可能性があると考えてございます。
2:48:22	以上です。
2:48:25	規制庁のあれです。34 ページは、10 円盤からの式ちい内へのいす。水が溢れる。
2:48:35	に加えて衛藤建屋側に、
2:48:38	さっき右上の外観写真で説明しましたけど、これで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:48:44	その逆流するような感じもしますけどちょっとそこは教えてくださいというのと、
2:48:50	あとこのいわゆる流量縮小高というのは、審査実績としては、
2:48:57	ちょっと私の知る限り、女川 2 号炉とかですね、嶋島根 2 号炉で、
2:49:04	主にその廃止措置段階の炉の
2:49:11	今、こういう地方水路、
2:49:14	の流量を狭めることによって、
2:49:17	流入を防止するというようにしていました。どうぞ。
2:49:21	一方今回のものは、
2:49:24	34 ページであれば、今 3 号自身のものということで、先ほどのミヤモトの指摘にも関連するんですけども、
2:49:33	もともとこの構造にしていた設計の考え方なり、機能確保の考え方っていうのがあるでしょうと。
2:49:43	ということで、それに対して影響を与えないのかということか、ちょっと今、今の段階では整理されていないのかなと思います。
2:49:53	その 1 例が先ほどの
2:49:55	衛藤。
2:49:57	何て言うんですか、ミヤモトの指摘の分もその一つだと思うんですけども、
2:50:04	それと、
2:50:07	なのでその比木機能とかですね、当初の設計の考え方をまず整理していただいた上で、それに対して今回のこの設計が、
2:50:19	影響しないのかと。特に先行との差異をよく整理していただきたいんですけども、先行あくまで廃止措置段階のプラントに対して、循環水系はて、
2:50:32	廃止措置段階ということで使わないので、
2:50:35	その機能を
2:50:36	停止した上で
2:50:39	DGとかを綺麗に必要な流量は確保するというような整理が全体的になされた上で、審査実績として蓄積されてますということなので、それと大分今回のものは、
2:50:53	違うと思いますけれども、そのあたりの整理を
2:50:58	まずちゃんとしていたダーク必要があると思ってるんですけども、いかがでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:51:08	はい。北海道電力の高橋です。当社の場合はこの3号機について、12号機についても同様ですけれども、廃止措置を考えての対策ではございませんので、
2:51:22	もともとの機能を、がこういうもので、今回対策を、流路縮小工を設けることで、もともと考えていた機能についても、
2:51:32	きちんと果たせて、さらに津波の防止、にもなるっていうようなことをきちんと資料化してご説明するというふうに理解をしました。
2:51:47	はい。
2:51:49	今いる人もちょっとまだ基準ちなみに固まってないので、ところ、今後詳細にということ、あるものの、多分審査実績がない。
2:52:02	今回新たな整理ということなのでその整理は早めに、
2:52:07	いただく必要があるという趣旨で申し上げました。で、
2:52:11	もう一方の35ページの12号炉なんですけれども、
2:52:15	こちらの方はあれでしょうか
2:52:19	衛藤。
2:52:21	まずこれ、
2:52:23	一応、
2:52:25	これも同じような話なんですけど、
2:52:28	機能に対して、
2:52:32	循環水系とか、そっちの方に影響しないんでしょうかというのと、
2:52:37	あと左下に※1が振ってありますけど、ここはすでに指摘が出てるかもしれないんですが、
2:52:47	この閉塞くうの機能に期待して、流入防止を達成するということであれば、
2:52:53	放水ピット躯体の一部とする。
2:52:57	とするものの、そ、その施設の位置付けというのは
2:53:03	衛藤。
2:53:04	流量縮小工とか、他ほかの先行の実績審査実績と同じような整理に、
2:53:11	なるのではないかと思うんですけれどもその2点いかがでしょうか。
2:53:38	北海道電力の高橋です。今回3号機のものについては、流路縮小工ということで、
2:53:49	流路をは縮小するものの、流量としては残っていると。一方12号機の方については完全閉そくをさせる。
2:53:59	これに関しては躯体と同じような、今回の35すらでも書いてございますけれども、もともと躯体と同じような形にするということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:54:10	今は津波防護施設には該当をしなくてもいいのかなと。流路があるわけでもなく完全閉そくというふうなそういった考え方をしています。これについては、
2:54:23	先行でも実績があるものと理解をしてございます。
2:54:30	機能をにつまましては、今回、機能を確保するために、閉塞はさせるんですけれども、
2:54:40	トレン分離の観点で、配管に
2:54:44	形状を変えると、その配管の周りについてはコンクリートを充填するということで、もともと考えていた機能についても、満足できるような形を考えてございます。
2:54:57	あと循環水ポンプに対して影響をないかっていうところに関しても、こちら放水ピットの方については、大気開放状態のところ、
2:55:10	に関して配管で海水系を流すということで、影響は与えないというふうに考えてございます。
2:55:21	補足ありますか。はい。
2:55:25	はい、規制庁の浜です今の段階ではちょっと余りにが概要過ぎて、詳細な確認まではできないということだと思いますけれども、
2:55:36	まずう実績等、
2:55:41	先ほどおっしゃったような取水を確保して機能を達成するものではないということ。
2:55:49	であっても金融防止の観点からの津波防護施設とするということであれば、そういう実績があるということですので、その辺り、
2:55:59	整理をしていただければと思います。あと1頃の影響についてはこれ別途
2:56:08	新規制基準適合性の申請が出てまして3号を優先の審査を、
2:56:15	という希望が出てますので、別途12号は、
2:56:19	衛藤、
2:56:20	改めて、
2:56:22	運転前提の審査をするということになると思いますので、そこへの影響はないということで設計をするということであれば
2:56:32	そのあたりの整理をしていただければと思います。
2:56:35	あとこちらの方は完全に閉塞ということなので、これも、
2:56:40	先ほどの3号の
2:56:43	流路縮小工と同じなんですけどももとの機能確保とか設計の考え方、こういう構造にしたっていうものがあると思いますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:56:52	例えばですけどこれ
2:56:56	はい、えっと配管のあれですかね、例えば、
2:57:00	外面腐食だとか、
2:57:03	保全プログラム、プログラムに基づいて、
2:57:07	材質を踏まえた損傷モード等を考慮して、
2:57:11	例えばですけど推測としては、
2:57:14	ここに、
2:57:15	人が立ち入って保全をしていたというような、例えばそういった今までの設計の考え方なり、
2:57:23	いろんな機能があるとしたらそこ、そこへの影響はどうなるのかとか、その辺り載せ整理をしていただいて、ちょっと
2:57:34	女川とか、島根と違うのは使わないものを有効活用ということではなくて、これは使うものに対して、
2:57:41	影響を与えない範囲で変更を加えるということなので、その辺りしっかり説明していただく必要があると思います。
2:57:49	以上ですがいかがでしょうか。
2:58:00	はい。北海道電力の高橋です。今回の3号の申請については、許認可では1号機は停止中ということだと思ってございまして、
2:58:14	いずれ、12号の申請の時には当然12号機が運転するという状態で、説明していくというふうに理解してございます。今回の系統につきましては、12号機運転中停止中。
2:58:28	にかかわらず、機能的には満足できるっていうようなことは、今後資料化をしてご説明したいと思います。またこの配管について、保全プログラムとか、
2:58:42	そういったところの考え方も整理ということだというふうに認識してございますけれども、こちらについては、配管にコンクリート機関というような状況で、
2:58:55	基本的にはメンテナンスしなくても大丈夫なように作っていくといったようなことも含めて今後ご説明をさせていただきたいと思います。
2:59:07	何か補足あり。
2:59:10	以上です。
2:59:11	はい。はい規制庁野沢わかりました。では整理していただいて、江藤12号の特に運転、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:59:22	停止の前提ですね、は先行でも実績ありますので、その前提を置いた上での影響を与えないということであれば、そこは明確にしていればと思います私からは以上です。
2:59:38	はい。その他、貴重じゃその他確認等ございます。はい、どうぞ。
2:59:47	規制庁の江寄ですが、多分 35 ページの
2:59:51	放水系統断面図の、
2:59:54	1号炉の例で書いてある、閉塞コンクリートって、
3:00:00	名前からしてもね、実際の構造からしても、浸水防止設備なのかなと、多分浸水防護設備にしたいくない理由としてはこの放水炉自体とか押すピット自体っていうあれが、
3:00:12	体制有しないんで、基本的に言うと、
3:00:16	Sクラス相当としての間接支持物としては、非常に苦しいところがあるので、基本的にはもう構造としても、
3:00:25	構造変更したいってことなんですよね。ただ、これからすると、やっぱり
3:00:30	一体性は、
3:00:33	設計上確認せざるをえないので、そうなるとやっぱり浸水防止設備として扱わざるをえないといけないかなって気がしますだから、
3:00:40	全部これ、
3:00:41	いわゆる構造変更として、流入経路をないように構造変更します。
3:00:48	ということで、それは放水ピットに点検立坑を、
3:00:52	なくしますとそれぞれを負担するというよりは、
3:00:55	基本的には屋根を作ってしまうという構造だと思うんですねそれはそもそもRC構造なので、
3:01:02	全部立坑は移ってしまってそこから鉄筋を取り出してきて、新たに鉄筋等重ね継ぎ手を作ってそこに、
3:01:09	スラブを使うと、なかなか大変かもしれませんがそれをせざるをえないんじゃない。それで内藤基本的には、
3:01:16	構造変更による、
3:01:18	そういう開口部を喪失したということにはならないような気がするんですが、いかがですか。
3:01:27	でないと、設計としてね
3:01:31	閉塞コンクリートと何て言う付着で立坑にくっついてるんです。それに対してのはね。圧力分けをしないかどうかって設計計算が必要になってくるんでそうすると当然、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:01:44	もう落としてこれ浸水防止設備だよねってなると、申請する設備が設置されてる。
3:01:50	ピットに関しては、耐震性が必要だよって話になっちゃいますよね。そうずっとねだから、
3:01:56	基本的には耐震性を有しないから悩んでるんだと思いますけど、その部分、耐震性は有しないけど、土持野中なんで、
3:02:03	水が噴き出しませんというふうにしたいんだと思うんですけど、その辺って何か
3:02:09	一体性を保たなきゃいけないような構造となりながら、基本的に浸水防止設備じゃないっていう、ロジックがちょっと難しいのは無理があるのかなって気がしますけどそれをまたよく考えていただければと思います。
3:02:23	はい。北海道電力の高橋ですけれども、こちらのへ
3:02:30	閉塞コンクリートにつきましては、先ほど江崎さんが言われた通りもう鉄筋を出して、今度を閉止する、
3:02:41	蓋の負担に関してももう鉄筋コンクリートをの状態で、もう、躯体と本当に同じようなものとして作る。当然のことながら設計の中では、その発に対して十分満足するっていうのは確認していくと。
3:02:55	そういったプロセスを考えてますんで、そういった意味で、
3:03:01	施設のリスクは見込み値がですね、さっき天野から話があったようにそう読めないんですよね。
3:03:08	何となく、この時、1のところ、コンクリートの金コンクリートを入れて閉塞コンクリートと呼んでいて多分10名またずっと、
3:03:18	施設としても、そこで一体性をバーストし、付着、
3:03:22	書いてないけど、そうとしか読み取れないような書き方なんで、立坑を撤去した上で、基本的には、
3:03:32	鵜飼国内構造に変更しますと書いていませんよね。
3:03:38	そういった趣旨がそういう趣旨だと思うんですよね。
3:03:42	基本的には地盤の重量とか、足りなければ一番改良するなりして、
3:03:48	基本的には吹き出さないようにしますってことだと思いますけど、少なくとも構造変更して、
3:03:54	その開口のない構造としますとだからそこに浸水防止説が不要だと言いたいんですよね。
3:03:58	もともと。うん。であればそれがちゃんとわかるような書き方しないと。
3:04:03	何となくこれだけだとなんか浸水防止設備との、
3:04:07	識別がわからないと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:04:12	はい。北海道電力の高橋です。放水ピットの躯体の一部とすると過去一体化させる躯体と一体化させるっていう、星で言うところの保守じゃない黒マルの二つ目のところにそういった形で書いたんですけども、
3:04:27	まずそれでもちょっと、しっかりわからん。
3:04:35	はい。
3:04:43	そういった意味では鉄筋コンクリート製で躯体の構造変更するっていうようなことを明確に記載するようにしたいと思います。
3:05:21	はい。規制庁藤原です。JASの方から、会合資料に関しまして、
3:05:26	よろしければ、
3:05:30	金城。
3:05:32	に関してちょっと質疑の方入りたいと思います。
3:05:45	規制庁の伊藤ですまとめ資料の、ほとんど記載とかの関係ですけども、
3:05:52	申し上げたいと思います。
3:05:55	まず五条の 47 ページなんですけど、
3:06:06	す、先ほど流路縮小工の
3:06:10	ちよつとこの資料上では
3:06:12	持つてる役割とかが明らかになってない部分もありますけども説明を聞いた限りではこの記載の
3:06:21	この流路をコンクリートにより、閉塞するものという書き方ですと、
3:06:27	完全に塞いでるようにも見えますんで、ちよつとここは適正化した方がいいかなと思いますが、いかがですかね。
3:06:41	北海道電力の上原です。今、伊東さんおっしゃられた通り、流路を完全に閉塞するものではございませんので、記載について見直したいと思います。以上です。
3:06:53	はい。規制庁井藤です。続いて 47 ページのこの貯留堰のところなんですけども、
3:07:00	この記載ハーン、
3:07:05	荷重の組み合わせに関する記載がございますけども、
3:07:10	ご上程とかの方では漂流物による荷重とかも含まれてるんでこちら貯留堰も考慮する設計だったはずなので、
3:07:21	こちらにも記載が必要かなと思いますので漂流物に対する、
3:07:26	漂流物による荷重、
3:07:28	も考慮する旨、記載、お願いしたいと思いますがいかがですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:07:51	帯同電力の植原です貯留堰についても設計上漂流物荷重を考慮することとしておりますのでこの 47 ページにも記載、追加したいと思います。以上です。
3:08:02	規制庁の伊東です。続いてですけども、別添 1-2-2。
3:08:13	2-2 の
3:08:17	29 ページ 30 ページ。
3:08:22	あたりの図ですけども、
3:08:26	ここのズーは結構いろんなところに出てくる図なんですけどこの 12 号の、
3:08:32	等、
3:08:35	この原子炉器冷却改正法水路、ここのコンクリートで閉塞、コンクリートを充填して、何か管みたいな形成するような、
3:08:47	感じに、
3:08:48	改造する予定と認識していますので、こういう図の中も、そういったように、
3:08:58	現状計画しているものに沿った形で図を書きいただきたいと思いますがいかがですかね現状だと、普通の何か水路みたいな。
3:09:10	何ですかね、ボックスカルバートの中、そういった構造に見えますけども実際はこれ違う。
3:09:16	ことを計画されてるんですよ。
3:09:31	北海道電力の小林です。今、ご指摘いただいたのは、例えば、28 ページですと、原子炉補機冷却海水放水炉のところコンクリート充填ということで、
3:09:43	黄色で示しているところを、29 ページの方では、その黄色がなくなっているというところで整合がとれてないというところだと思いますのでそこは図のほう修正させていただいて整合とれるようにしたいと思います。
3:09:58	はい。お願いしますここの 29 ページ、30 ページもこれ、オン同じという理解でいいんです。はい。同じ 30 ページは 2 号炉放水炉に繋がってる場所ですのでここは特に、はい。
3:10:16	原子炉補機冷却海水放水炉の方、
3:10:19	のみコンクリート充填ということなのでそこに関する図は同様に修正していただければと思いますここ 29 ページ以外にもたくさん確か使われてたので、お願いいたします。
3:10:30	はい、わかりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:10:33	続いてなんですけども 2-2 の 64 ページですね。
3:10:46	これは記載というか説明をより充実化させていただきたいんですけども、
3:10:55	64 ページの
3:11:03	中段のその結果から始まるルーところの二つ目の、
3:11:09	パラグラフで、
3:11:10	ディーゼル発電キー燃料貯油槽タンク室とディーゼル発電機、燃料貯留水、燃料貯輸送トレンチ、
3:11:20	に関する記載があるんですけども、
3:11:23	このこれに対する浸水対策がどうどういったことをされているのかが、この文章だけではいまいよくわかんなくて、
3:11:34	実際その範囲って浸水防護重点化範囲に設定されてるはずなんですけど、この記載を読む限りだとし、
3:11:43	何ですかね。
3:11:45	浸水を許容してるような規制になっていて、なぜそこが浸水、
3:11:52	オカン。
3:11:53	考慮してるのかっていうところもよくわかりませんし、実際この構造がどうなってるのかっていうのもよくわからないので、ちょっと説明を、ついでに、
3:12:04	わかりやすい形にさせていただいて図とかそういったものもつけてですね、していただき、いただきたいなというのがあるんですけども、この点いかがですかね。
3:12:19	はい。この辺り、もう少し構造等がわかるように、記載のほう適正化させていただきます。
3:12:26	はい。その際申請防護重点化範囲に設定しているけども、何ですかねそこに水が入ってくるような、
3:12:37	ようにも今規制になっていて、その考え方的なところも
3:12:42	わかるように、記載を充実化させていただければなと思いますが、
3:12:47	よろしいですか。はい、わかりました。
3:12:53	規制庁のイトウで筒井家なんですけど、
3:12:57	そうですねこれは、
3:13:02	ちょっと次、記載というよりは事実確認なんですけど、
3:13:06	5 条の 3、50、
3:13:11	3 ページ。
3:13:13	59 ページ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:13:15	の、
3:13:17	ところで、
3:13:21	50、59 ページを見ていただければと思うんですけど、
3:13:30	この貯留堰の概念図のところに、手前にこの衝突防止工なるものがくっついていて、これの位置付けがちょっとよくわかんなかったんですね。
3:13:42	これって、貯留堰の一部として考えればいいんですかねその位置付けをちょっと教え教えていただきたいんですけど。
3:13:55	北海道電力の奥寺です。
3:13:58	貯留堰の一部として今設置を考えているものです。
3:14:05	規制庁の伊藤ですそしたら一部ということでしたら 53 ページとかの、何ですかね、
3:14:15	貯留堰の
3:14:17	一部として設置するならこっちとかにも反映されるような、何か理解、
3:14:22	いれればいいんですかね。
3:14:24	衝突防止工っていうのがこの図でしかちょっと出てこなくて、よくわかんなかったんですけども、
3:14:54	北海道電力奥寺です。いろんな構造物ある中で、どこまで細かい部品のようなものを仕様として出すかっていうようなところの話かと思いますので、
3:15:06	他のものもありますけれども、そのどの程度のことを記載するかも含めて、記載を考えたい。
3:15:16	記載するか否かも含めて考えたいと思います。
3:15:20	規制庁の伊藤です。はい。衝突防止工の位置付けを踏まえた上で必要に応じて資料に反映していただければなと思います。よろしくお願ひします。
3:15:31	私からは以上です。
3:15:34	はい、じゃあ規制庁島津私の方からまとめ資料について幾つ、何点か確認があります。別添 1-2-1 の 42 ページ、
3:15:48	別添 1 の、
3:15:50	2-1 の 42 ページですね。
3:15:57	はい。ここの 42 ページのところですね、今回右の方で、ナラ追加した箇所なんか、縦線でBと引っ張ってあるところの、
3:16:07	初期潮位はっていうところなんですけども、何だっけな。
3:16:13	けっきょく食う。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:16:16	ちよつこの初期潮位を今 1960 年代、ちよつとパワポのところでもちよつと聞いたんですけど、これー、
3:16:23	実際に何か 0.21 という数字になろうかと思うんですけどこれって、
3:16:27	どういうふうな値か、0.21 というのが出てきたかっていうのはちよつとあんまりよくわかりませんでしたで、これは私のイメージなんすけど普通に考えたら、
3:16:36	要は潮位っていうと満潮と干潮の半分ぐらい、要はTP0 付近のようなちよつとイメージがあるんですね。
3:16:42	一方でなんか、0.21、20 センチぐらいなんかすごい高い。
3:16:47	ていうのがこれ何だろうっていうのがすごいなんかよくんなんか全然ちよつとよくわからなくてですね、これなんか海域の特徴として、何か通常が 0 付近フッキ標高 0 付近なんですけども、
3:16:59	20 センチぐらい高くなってしまふそういう傾向が何か。
3:17:02	あるんでしょうか。ちよつとそこだけはちよつとどうしても必ず説明いただけますか。
3:17:13	はい。北海道電力奥寺です。こちらで使ってるだデータ言わないこの延長上のデータを使ってますけれども、敷地からほど近いところのですね、
3:17:24	そのデータに基づくと朔望平均満潮位は、
3:17:29	コンマ 26、干潮位がコンマ 14。
3:17:35	平均潮位がコンマ 21 度、こういう特徴を持っている潮位でございます。以上です。
3:17:41	はい、規制庁じゃないです常に私が聞いてます平均潮位 0.21 の、実際出し方っていうのはこれは、
3:17:51	具体的にどうやって出されているのか。
3:17:53	要は
3:17:55	日々、こういった潮位の観測をやってるデータがあつてそれを、何がしかの工程期間で 0.21 出してるのかそれとも北限として、実際の生データを用いて、
3:18:06	0.21 オダしたらこの辺はどっちなんでしょうかね。
3:18:22	この
3:18:23	今、ああいったですね奥寺でございます。岩内河野県庁所開発局さんのデータなんですけれども、その生データを用いて、
3:18:34	平均潮位を我々が算出しております。
3:18:43	北海道電力の室田でございます開発局が、岩内港の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:18:48	データとして整理して平均潮位を 21 センチというふうに明記しているので、弊社はそれを使用してるということです。規制庁長です。わかりました。その辺ちょっと書いてもらえますかね。
3:18:59	いわばの、何がしかの公的機関が出した値を使ってるってところがわかるように、
3:19:05	今できますか。
3:19:06	はい。北海道電力のムラタで記載の適正化を図ります。以上です。
3:19:10	はい。では続きまして別添 1-2 の 12 ページ。
3:19:15	1.2-2 の、
3:19:17	12 ページをちょっとお開きください。
3:19:20	ここにですね、市、
3:19:25	両括弧Bの上川にですね、
3:19:28	なお書きで
3:19:32	これ
3:19:34	防水劇かな、のところに開口部とかがあって、
3:19:38	そこにはその車両で進入するために、何分以内に開閉可能な構造がありますとか、
3:19:44	等、
3:19:46	貫通止水部となるものがあってこれ現地確認の際に説明があった問題だと思うんですけども、これに関してちょっと確認です。
3:19:55	まず、市貫通性豚の方なんですけども、
3:20:00	貫通部姿勢だって先行実績のある構造でしょうか。
3:20:06	まずちょっとそこをご説明ください。
3:20:45	北海道電力植原です。ちょっと先行実績については確認させていただきます。
3:20:53	はい規制庁藤原です。そうですね
3:20:57	ママダ基準津波が確定入力作業が決まらない。現段階においてはまだ論点の提示、
3:21:07	ていうことはまだ事業者から出てないとは思ってますんで、その論点を提示される際には当然その先行実績のある話だということを踏まえて、説明が必要かと思しますので、
3:21:17	こういった貫通システムだというのは現地説明があったように、
3:21:23	防水席に開口を設けて、あそこへのSAのホースをつなぎ込んで、その仕様を使う。要はSA時にはそういう使い方だ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:21:34	通常状態、津波が来るときも同様ですけど、水が来たときに、何だろう、止水性の確保をどういうふう
3:21:43	やってるか、この、ちょっと今貫通性みたいな構造がちょっとよくわからないので、
3:21:49	まず津波の圧力来たときに漏えいしないかとかですね。
3:21:52	あと、すぐ圧力が最終状態で余震とか発生したときに、その何だろうその構造にてメカニカルに今V字ミートカーでがっちり止まっているのかとか或いは、
3:22:04	そんな状況じゃなかったら何か別の構造なのかとかあんまりちょっとよくわからないんですね要は実績がない構図だと。
3:22:11	それでなんか導入化して何か所止水性を確保するっていう機能が、
3:22:17	何か必要なようにも思いますので、そういう実績がない場合の話ですね、そこはちゃんときちっと、今後、説明をいただくようお願いします。この点はいかがですかね。
3:22:31	北海道電力の植原です。ご指摘承知いたしました。浸水等、
3:22:38	貫通部渋田について現地確認の際には図面等をご説明させていただきましたが、止水性の観点、あと耐震性の観点ですね、そういったところを踏まえて、今後ご説明させていただきたいと思います。
3:22:52	はい。規制庁藤尾です。続きまして同じくこのページの、先ほどと違っていた水密扉ですね、大津波警報そこに書いてないか、人力で、
3:23:03	何分以内に開閉可能な構造とし、というふうに書いてあるので、これがですねどうでしょうね。ちょっと気津波がちょっとまだ確定が確定はしない。
3:23:17	とは思いますが、
3:23:19	実際にその地震が発生しました。大津波警報が発令なんかにもしかしたらされました。そのあと津波が、
3:23:28	発電所に到達します。そういった時間の、
3:23:32	まず示してください。その上で、じゃあ人力で何分以内に、
3:23:38	開閉可能とは言ってますけども、実際これもし中に人が作業してたら、退避の時間及びその開閉とかいうふうな議論も当然女川の方でやってたかと思うので、
3:23:51	お名前とある程度ちょっと余裕がなんだろう、津波警報出てから敷地に到達するまでの時間的な余裕が結構比較的多かったような気がします、泊では邪道なんですか。
3:24:03	もしかして短いかもしれない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:24:05	短かったそれって本当に成立するんですかその運用は、
3:24:08	というところがちょっとよくわかりますんで、これは今後、そういった何ですかね、建築の確定後に、構造とか改変を整理するってのはやっぱり、先行との差異としてやっぱり説明が、
3:24:19	あるとはいいいのだと思いますので、その点、よろしいですかね。
3:24:27	北海道電力の植原です。承知いたしました。基準津波確定後、津波の到達時間みたいなのがでてくるとと思いますので、
3:24:37	それと実際の人の退避を含めた運用成立性といったところ、ご説明させていただきたいと思います。
3:24:47	はい。規制庁藤尾です。阿藤衛藤 28 ページ、同じ別添 1-2-2 の 28 ページをお開きください。
3:24:58	28 ページこれちょっと繰り返し先ほどからも議論があつてる中で、ちょっとこれ現地確認さんにはちょっと、多分こちらから言つてはいると思いますが、この逆止弁、
3:25:10	カラスの運営等コンクリート時点の、至るまでの配管ですか、また新しく設置する配管だと思うんですけども、この配管については
3:25:21	配管で浸水を防止するのか。
3:25:24	それとも要は配管別に破れても良い、良くてそのピットでバウンダリを確保するのかっていうのがちょっといま説明があまりありませんので、その辺りはきちつと方針は示していただきたいと思います例えば、
3:25:37	この水色に新しく設置する配管はSs機能保持、かつ、津波の圧力に対しても、
3:25:42	今、壊れないとかですね、そういうのを説明いただけるようお願いいたしますこの点いかがでしょう。
3:25:54	北海道電力の植原です。今 28 ページの青色で記載している配管部分になると思いますけれども、ここについては、基本的には地震に対して、
3:26:08	津波 2、次、
3:26:14	離れ機能を維持すると考えてございます。そのため、一次系放水ピットに津波が、
3:26:21	出てくるといったことはない方向で考えてございます。
3:26:24	一方でちょっと今逆止弁の位置等を含めて検討を進めているところでございますので、そういったところを含めて今後ご説明させていただきます。
3:26:35	はい。規制庁城です。わかりました。ちなみにですよこの逆止弁とか配管をちょっと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:26:41	もともと 12 号のタブー等、原子、補機冷却系統配管に今、
3:26:49	改造工事的な感じでこうきつけるような、ちょっとイメージがちょっと今私、
3:26:54	ちょっと持ってしまうてですねで、ちょっとお伺いしたいんですけども、これをですかね。ちょっと実際更新す今回の 3 号炉の申請号炉じゃない。12 号炉のものになって、
3:27:05	これ一応 12 号の原子炉冷却系統の範囲、中身は設工認で要目表とかで示される。
3:27:13	はい。その関係がちょっとごめんなさいわかりませんでした。これ実際 2 ですか要目表で定めてるその範囲とは、
3:27:21	はい。ないっていう理解でいいですかね。
3:27:27	北海道電力の植原です。12 号の設工認の観点からですけども、SR Sの戻りラインの主配管としては、ラプチャーディスクうのある、これという、青と緑の分岐点から緑側が主配管になってございます。
3:27:44	ですので、今回設置する側につきましては対象外と整理してございます。
3:27:52	はい。規制庁藤原ですわかりました。はい。ちなみにですね現地確認でもちょっと聞いたかもしれないですけど、
3:27:59	確か Sクラスの範囲というのは、一応、
3:28:06	今、要は減収るんだよ向こうで。
3:28:11	そういった範囲を決めてるんところ、すべてがそうじゃなくて、要はある範囲から、末端移行というのは Sクラスじゃないと。
3:28:20	そういう理解でいいですか。ちょっとそこら辺具体的に、12 号と 3 号、ちょっと説明いただけますか。
3:28:30	江藤 Sブレス系統の耐震 Sクラスの範囲についての、
3:28:37	ご質問と理解して回答いたします。
3:28:40	こちらについては 12 号 3 号とも考え方としては一緒でして、
3:28:45	主 SRS 系統の取水については Sクラスで CCW、原子炉補機冷却、
3:28:53	クーラーの出口までを Sクラスと整理してございます。
3:28:59	それ以降については、Cクラスの設計としてございます。
3:29:06	日本は 6 社、
3:29:10	ブロック長モデル黒須。
3:29:22	はい規制庁じゃわかりました。ちょっと
3:29:25	なんか、何か改造、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:29:27	的なところとのそういった範囲的なところがちょっとわかりにくいとか、ちょっと何がしか、どっかのまとめ資料のいずれかの場所に、そういった実際の系統がこういう範囲で、
3:29:38	登録とかあとSクラスの範囲はこういうところですよっていうのをこれ、12号通す3号ですかね、33号も何か
3:29:46	熱交換器以降の、はい配管っていうのは、Sクラスじゃないって話は言っておられたんでそこをちょっとまた、
3:29:54	ンス整理をちょっといただけるとわかりやすいなと思います。その点いかがですかね。
3:30:00	承知いたしました。SRS系統の耐震クラスですね、主にCクラスとSクラスの業界になるところになって、理解してございますが、整理したいと思います。
3:30:12	はい。
3:30:13	うん。うん。今日宮本とかが言ったもともと改造の影響で今一番大きいものでありますので、そういうのちょっとサブ的な感じで今の私もしていただきたいと思います。
3:30:24	そしたらですね別添1-2-2の54ページを開いていただいて、
3:30:33	これはちょっと何だっけな、54ページの米印、真ん中に米印があって、
3:30:40	ごめんなさいね私がちょっとこれ書いてある内容が
3:30:44	理解ができないんですねえと。
3:30:46	飛田石野タンクが地震によって破損した場合、
3:30:49	タンクの保有水が瞬時に溢れ出し、加納堀にする可能性がないにリリースする可能性がある。
3:30:58	こっからですねそのため保有水の溢水量を制限することを目的とし、
3:31:03	屋外体数を、耐震化し、流出経路で、
3:31:08	プラス配管の接続のみとしたここはちょっと、ごめんなさい、私の理解が全然ちょっと書いてなくてこの文章だけだと全くわかりませんでしたで。
3:31:17	何がわからないかっていうと、
3:31:19	今溢水の評価というのは、全量が一気に敷地にどんと出てその浸水深を出すような評価をちょっとしてるような印象を持ったんですね。
3:31:28	ここで保有水の溢水量制限っていうのが、
3:31:33	何だっけな、例えばタンクを耐震化しようが、そのタンクに繋がる配管を、何だろう、それから

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:31:42	壊れてしまったら結局、内包するものが全部出てしまうような印象があって、それが何だろうこの流出経路低クラス配管の接続のみとすることで何で制限できるのかここが、
3:31:56	理解がちょっとごめんなさい私できず、今回ちょっと説明いただけますかね。
3:32:05	北海道電力の志田です。
3:32:07	ここは以前のヒアリングでも同じ質問というか同じようなところ、コメントいただいたんですけど、
3:32:14	タンクがいきなりこうバーンと壊れると、近くに建屋の開口があるので、
3:32:21	水位がこう一気にたつてですね。
3:32:23	建屋開口に水が入っていつてしまうっていう事象、
3:32:28	が考えられるので、
3:32:30	じわじわ水を出させて、一気にその瞬時に水が果たせないような、
3:32:35	対策を打ったというような、
3:32:38	ことになります。
3:32:39	聞いちょフジワラですわかりました。その辺がちょっとこの文章でわかるように書いていただかないと私、多分何度も聞きますこれ何でこれ制限することを、
3:32:51	目的として、なんでここだけ耐震化したら、制限できるんだって。
3:32:56	理解できたんですかね。
3:32:58	わかりました。文章をちょっと修正させていただきます。はい。規制庁長です。わかりました。その次、
3:33:07	別添 1-2-2 の 55 ページ。
3:33:12	ここ、
3:33:14	ちょっと 7 ページですね、55 ページでここでは 12 号から、
3:33:20	3 号への津波の流入について説明がなされて、
3:33:28	これは飛んだっけな、資料 2-3 か。
3:33:31	資料 2-3-1。
3:33:35	方でも多分同様の説明が
3:33:38	なされていると思います。
3:33:40	で、
3:33:43	何だっけな、12 号から 3 号に対してこれ両方とも地下ダクトからの
3:33:49	流入にちょっと限定されてるように思うんですが、
3:33:53	これはですかね、12 号から、
3:33:55	その敷地へ那須の言及がちょっとありません。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:33:59	これわあんか言及やったほうがいいように思うんですがこの点いかがですかね。
3:34:09	もっと具体的に言うと、例えばその、何だっけな、この 12 号放水炉から、まず、タービン、2 号、1 号のタービン建屋に水が入ります。
3:34:20	その時にタービン建屋から、じゃあ流失経路はどこかっていうと今敷地があと地下ダクトのいずれか。
3:34:28	仮にですよこの地下ダクトがつぶれたとか、
3:34:31	いうときあったときに、じゃあそれが敷地に溢れるとか、要は、より保守的な想定のもとだったら、そういった対流出先の対象がちょっといろいろ、
3:34:41	あるんじゃないかっていうのがあって、そこはちょっと今、
3:34:44	マリー記載ないなというのがちょっと私のイメージでした。この点、
3:34:49	ご理解、
3:34:51	いただけますか。
3:36:47	北海道、検討チーム、
3:36:50	北海道電力の志田です。
3:36:51	そのあたり 1 回整理して検討したご説明するようにいたします。
3:36:57	はい、わかりました。ちなみにですねこの
3:37:01	資料 2-3 のですね、
3:37:05	どこだ。
3:37:07	4 ページか。
3:37:09	4 ページで、この 0212 号地下ダクトから、浸水防護重点化範囲の伝播っていうことで、書かれているのがあって、
3:37:18	今の 2 ポツ目、
3:37:20	循環水ポンプ建屋及びタービン建屋に流入した津波来た分 12 号の、
3:37:26	多分記載だと思うんですね、12 号のタービン建屋とか 12 号の循環水ポンプと手に入った津波は、
3:37:31	その他の溢水、
3:37:33	これ 12 号の保有水とか地下水のかなとか思いつつミてですね、合算された後、
3:37:40	うんたらかんたらって書かれてて、まず一つ確認これその他の溢水ってこれ、
3:37:46	いつごろ本当に出す気があるんでしょうかっていうのがまず 1 点。あと、そもそもそれって何だっけな。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:37:53	内容、内容、各防護と絡めたらそういった内部溢水の重畳というのが見ざるをえないのかもしれないですけどそれって、
3:38:01	あれですかね、
3:38:04	これって今の何かこの図でいくと、
3:38:07	コマツ9ヶ所、また、
3:38:10	1号と3号って繋がってるダクトが結構限定されてますよね。いや、
3:38:17	これをやるために、何だろうこの内部、内郭防護として評価が必要。
3:38:23	になってるということですかね。ごめんなさいね、もう1回整理すると。
3:38:27	何でこの1号と3号の内郭防護が関係あるんだろうということから考えたときに、じゃあ数、それを踏まえてそういった評価を、
3:38:38	そこまでの必要性っていうのが、
3:38:40	あるのか、ですのでそれほどこのダクトって重要なもんだろうか。
3:38:45	というのがちょっとわかりませんでした。その点、
3:38:47	せせていただけますか。
3:39:44	北海道電力の志田です。その部分を少し検討させていただきます。
3:40:17	北海道電力の植原です。町長、検討しますので、
3:40:24	検討中ですので、お待ちください。
3:42:05	北海道電力の植原です。12号地下ダクトからの伝播に関しては少し持ち帰り検討させていただきます。
3:42:17	はい。規制庁藤原ですわかりました。そしたらその次、
3:42:21	別添1-2-2の57ページ。
3:42:28	57ページで、こちらで、
3:42:33	今同じくちょっとまだ資料2-4かな、ちょっと2年と合わせて見ていただきたいんですけど、
3:42:39	2-4のですね。
3:42:41	2ページか。
3:42:45	今22が4-2ページの方では津波が、
3:42:49	来たら、まずう、一次系放水ピットに、
3:42:54	入って、そこから
3:42:57	液体廃棄物処理系統と地下水、水排水系とか、この道を、
3:43:02	通りますんでここはSs機能保持とかあって、最終的には何だっけまとめ資料の57ページに書いてある、ちょっと地下水、
3:43:10	の系統でいくと何だろう、ほ湧水ピットまで来ますよね。
3:43:15	ほんで、
3:43:16	例えばこの湧水ピットに津波って、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:43:19	流れ込んでくるんですかということと、そのもし流れてくるようだったらそこから水が建屋内に来ないんですかとかいうところで、ちょっとよくわからないので、説明いただけますか。要は、
3:43:32	地下水の例で挙げたんすけど、当然、
3:43:34	液体廃棄物処理系統も一緒や末端が止水できてなかったら、そこから水出てくんじゃないんですかちゅうことです。
3:43:53	北海道電力の志田です。江藤AB。
3:43:56	野中原子炉補助建屋の中についてはこの配管については、
3:44:01	Ss機能維持している状況になっているので破損することはございません。
3:44:06	会館が電気建屋の中については耐震性がない状況なので、そこからこう伝わってくる、何か伝ってくる可能性は考えられるので、
3:44:17	その分、場合は逆止弁を打つとかして、
3:44:22	津波が配管内を伝って、下の方に行かないようにするっていうのは検討してます以上です。
3:44:34	はい、規制庁チャンスわかりました。ちょっとその辺りは何か。
3:44:38	うん。そこから水がなんか中に入るんじゃないかというふうにちょっと思っちゃいますので、ちゃんとどこまでが、どういうふうなバウンダリっていうんすかね。角礫岩という説明っていうか、
3:44:48	ちゃんと書いていただいた方がいいと思いますこといかがですかね。
3:44:52	北海道電力志田ですそのあたりわかるように、資料の方修正いたします。はい。続きまして 68 ページ、別添 1-2-2 の 68 ページなんですけども、
3:45:04	これ、影響評価一覧です。
3:45:07	表というのがありまして、
3:45:09	その影響評価一覧表の一番下の地下水の上昇について、想定事象なんか内部溢水に限定されてるようなんですけども、これわあ、
3:45:19	あれですね何だっけな、地下水排水設備を期待しない建屋ちゅうのが、どうしても何かあると思うんですよね。9、90だと、タービン建屋と、
3:45:30	原子炉補機冷却、
3:45:33	原子炉補助というか、
3:45:35	原子力、原子炉建屋と原子炉補助建屋か、二つだけでその他の電気品とかタービン建屋というのは当然ないのでそういう時はやっぱ、
3:45:45	内郭防護としてのその地下水の想定事象やっぱ津波による被水というのは当然あると思うんでこれ五条も、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:45:52	関係するんじゃないでしょうかちゅうのは、
3:45:55	言いたかったんですけどいかがですかね。
3:45:58	北海道電力の志田です。
3:46:00	今、藤フジワラさんがおっしゃったRBとかABの他の電気建屋の溢水だとかそういうところでは地下水、
3:46:08	タービンも含めて地下水出てくるかなと思うんですけど、そういったところに関しても今球場側の資料の中で地下水の考慮という、
3:46:17	欄があるので今、九条の内部溢水という記載にしてみましたけれども、五条川も関連するよねというのはまさにおっしゃる通りなので、津波による溢水っていうところも含めてここに書くようにいたします以上です。
3:46:31	はい、わかりました。その次、別添 1-2 の近藤さんの方の、
3:46:38	24 ページ。
3:46:41	別添 1-2-3 の 24 ページですね。
3:46:46	これちょっと今回の説明の範囲外かもしれないけども、何かこれすごくずっとしてもらっちゃったんでちょっと聞くんですけども、
3:46:54	これはSA設備として、放射性物質吸着剤をこの集水ピット内に、集水枡内に置いておきます。
3:47:05	そのときの強い放射性吸着剤は、通常排水のときは、このゲートなるものが開いてると。
3:47:12	だからここには水が来ないんだと。一方で放水砲週次SA時かな。
3:47:18	ゲートを閉めますっていうふうに、
3:47:21	閉めた後に水の流れはこの放射性物質吸着剤っていうのを通ると。
3:47:26	これってあれですかね、ちょっと次のことは関係ないかもしれないですけども、
3:47:30	何だっけな、これって。
3:47:32	以前なんかSEのまとめ資料出てこなかったもノーですかね、ちょっとなんかあんまり、
3:47:38	ちょっと一応探したんですけど見当たらず、こうやって初めて、この資料に出てきたんですか。
3:47:54	北海道電力の植田です。すいません、SA側能勢資料ではですね多分同じ図自体はないかなと思っておりましてこちらで、
3:48:04	記載しているのは、津波の
3:48:09	観点でですね、記載してございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:48:14	はい。規制庁千田です何が期待かっていうと、ちょっとSLAの説明がなされたものをちょっとここに持つてくるのはちょっと何かあまり説明事情なんかあんまりよろしくないのかもしれないですねっちゅう。
3:48:28	ところですね、まずちょっと、伊勢側でそこ説明いただいた方がいいんでしようとその上でちょっとそのときに説明を、
3:48:35	いただくのは何だっけ、このゲートって何らなんだろうっていうのは、ちょっとやっぱり何かあまり説明受けてないものについて、
3:48:44	なんかあんま動向も言えないんですねこうやって何か、何の施設なんだろうとか思いながら、津波防護施設じゃないよな。
3:48:51	節水フーンなんかいまいまいちよくわかんないんで、
3:48:54	その辺ただSAの方で、説明いただけの方がいいと思いますんで、ちょっと説明順序はきちっと守っていただいた方がいいと思います。いかがですかね。
3:49:04	北海道電力の植田です。SA設備の中身としてはですねSAのところでご説明さしあげようと考えておりました。これ、
3:49:14	何でここに記載したかとおっしゃいますと前回ですね、説明ヒアリングの際に、このSAの1点、
3:49:24	1章のところですね、SAのところが出てきて、この中身がちょっとわかりにくいという指摘事項ございましたので、その反映として今回、
3:49:35	わかりやすい図を設けるということで、ここに記載させていただいてございました。
3:49:43	はい、規制庁ですはい。十分そこは理解しているつもりで単純にお作法てきて、要は基準津波が確定しないから、
3:49:53	基準津波によるは、とは形だとか入力津波は数字にしていますよね。
3:49:58	だからSAに関しても、まだ説明が終わったような通じとかいうふうにした方がよかったかもしれないですね、ちょっと一応、今回もそういう定義させていただきませう。よろしいですか。
3:50:08	北海道電力の植田です。はい。ご意見承知いたしました対実をさせていただきますと思います。
3:50:15	はい。同斜の一箕このままヒアリング資料の資料2とかもちょっと言っちゃいますか。島津会議室があるだけで、じゃあ、伊藤さん行きますか。
3:50:29	規制庁の伊藤です。
3:50:32	資料のちょっと位置付けなんですけど、今回、ヒアリングにおける指摘事項に対する回答資料ということで、
3:50:41	幾つか

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:50:43	資料提出がなされてるんですけど、例の資料っていうのは、
3:50:49	どういった位置付けの資料なのかというのと、そのまとめ資料に反映スルー。
3:50:55	ものとして、今回こういう形で、
3:50:59	資料提出をしたという認識でいけばいいのかちょっと教えていただけますか。
3:51:11	北海道電力の植原です。指摘事項回答資料についてですけども、本来であれば
3:51:21	指摘に対して、
3:51:24	こちらの補回答ん内容としてまとめ資料に反映するのがせいかかなと思うんですけども、一方で津波が決まってない中ですので、
3:51:37	そういったちょっとまだ確定していない所、内容をまとめ資料に反映するというのもちょっとできないかなと思っておりました。一方で検討状況として、
3:51:48	現在、徒歩当方で考えている内容についてご説明する観点から、今指摘事項回答資料として、
3:51:59	指摘に対する、現時点での考えといった形で示させていただいているものでございます。
3:52:06	規制庁内藤です等ございます。
3:52:08	現時点での考えを示したものであって、今それがまとめ資料に反映するかどうかは、置いといていずれは、こういった内容がまとめ資料に反映されると理解しましたが、よろしいですか。
3:52:25	ご認識の通りでございます。
3:52:28	規制庁の伊藤です。あと、ちょっと
3:52:33	回答資料の中で、よくわからなかったのかつて資料2-1なんですけども、
3:52:41	ナンバー14に対する回答として
3:52:49	アンサーとして原子炉補機冷却海水系統への影響について整理しましたというような形でご回答がなされてるんですけども、
3:52:59	ちょっとロジックがいまいちよくわからなくて放水ピットコンクリートとメモと指導で閉塞することによる影響っていうのは結局、
3:53:11	どう整理されたんですかねこの原子炉補機冷却海水系統への影響に限定して何かこう説明されてるような感じにも見えるんですけども。
3:53:20	ちょっとそこを教えてくださいませんか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:53:26	北海道電力の植原です。原子炉補機冷却海水系統への影響については今、記載している内容になるかなと思います。一方で、先ほどコメントもいただきましたが、ラプチャーの設定圧の考え方ですとか、必要性といったところを今後、
3:53:45	追加していくということが必要かなと思っています。
3:53:53	規制庁の伊藤です。
3:53:55	他にも影響は考えられているけどもそこについては、まだ検討中みたいなそういうことですか。
3:54:05	今記載できてない内容がございますので、そこについては今後記載していきたいと考えてございます。
3:54:13	規制庁の伊藤です。わかりました。あと、
3:54:16	今、12号の原子炉補機冷却海水系統への影響を説明されてる資料なんですけどこれって、
3:54:24	ここの、
3:54:25	12号の方、この海水系統への影響があると3号に何か影響があるっていうことなんですか、それとも12号、
3:54:35	への影響ってことを、ここを書かれてるんですか。
3:54:43	北海道電力の植原です。基本的に12号への影響と考えてございます。
3:54:56	規制庁の伊藤ですはい。とりあえず記載内容はわかりました。はい。
3:55:04	それと2の、
3:55:06	2なんですけども、資料2-2ですね。
3:55:14	これはまだ今後という話なのかもしれないですけども、ちょっと今現時点のちょっと考え方を教えて欲しいんですけど。
3:55:23	4ページGの図の3、
3:55:29	衛藤。
3:55:32	この浸水防止設備のような
3:55:35	貫通部止水所、
3:55:38	値ですかね。
3:55:40	ええ。
3:55:41	そう、そういったところろの設置を検討しているという書き方がされていて、
3:55:48	この12号の循環水ポンプ建屋でこの貫通部を止水するっていうのは、
3:55:56	この設置の件、設置を検討してるっていうその意味してるってところっていうのは、
3:56:02	ちょっとどういったことなのかが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:56:05	あんまり読み取れなくてこれって管路解析の結果によって、
3:56:09	ここの建屋内TP10メートル、
3:56:14	まで浸水する場合に対する、何ですか流路の緑成だったり、もしくは、こ こも、
3:56:23	今バウンダリを、何かTP10メーターのところにパッと引いてますけども したままで、
3:56:28	バウンダリが関わるような、
3:56:30	し貫通部止水処置することによってそこを浸水させないっていう設計に する。
3:56:35	ていうのを検討しているのかどうなのか、ちょっとここがよくわかんなくて 教えていただけますか。
3:56:45	北海道電力の上田です。まずバウンダリーの設定に関してなんです が、12号に関しては、先ほどご説明した通りですね。
3:56:55	守るべき対象として重要な安全機能を有する設備ございませんので、 敷地からそれをさせないといった点を、
3:57:05	引いておまして、ここに関しては、どんな浸水量評価になった場合でも 変わりません。
3:57:12	この下の浸水防止設備の設置を検討と記載しているのはですね、その 浸水量の設定によって、仮に例えば、
3:57:24	原子炉補機冷却海水ポンプのドレンラインで、こちらが浸水防止設備と してエントリーすることで、相対的にぜ全体、
3:57:35	浸水量で敷地、
3:57:38	遡上しない結果となった場合にはそこだけ、浸水防止設備としてSクラ スと設定するとかですねそういった浸水量によって、いろいろと設計、
3:57:49	対象を変えていくというようなことを今後検討していきたいと考えてござ います。
3:57:55	店長の伊藤です。そうする等、その浸水量を減らす、減らすというか、そ ういったことを考え、
3:58:03	ここをどうするか、位置付けを決めるっていうこと。
3:58:07	北海道電力の植田です。伊藤さんの後、お考えの通りですね、浸水量 がそもそも減っていれば、すべて入れることも、
3:58:19	浸水防止設備として対象にしないっていう可能性もございますので、そ ういった点も踏まえてですね、浸水粒度を縮小したりとかをして、
3:58:30	浸水量自体を減らすとか、そういったところも含めて今後検討していき たいと考えてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:58:36	規制庁の伊藤です。はい、わかりました。私からは以上です。
3:58:42	はい。規制庁藤原です。ちょっと私の方からもうあと少しだけヒアリングコメント回答一覧表の資料3のちょっと見ていただいて、これのですね、6分の2ページの方、
3:58:54	これからちょっと私が言いたいのは、ここで指摘事項内容に対して回答概要というのが示されてるんですけど、
3:59:05	一応ちょっと一部のものについてはこの指摘の内容と、
3:59:10	に対して直接的に該当しないものがありますので、そこはちょっともう1回きちんと見直していただけるようお願いいたします。その具体例としてはこの6分の2ページにおける、
3:59:20	No.11、
3:59:22	2とかですか、この海水戻り学習について、設計に必要な評価荷重を整理した上で、
3:59:28	入力前設定値を説明することっていうふうに書いてあって、
3:59:32	これわあ、
3:59:34	何ですかね当評価鍛冶を整理。
3:59:37	ということが、
3:59:41	ちょっと私のイメージがちょっとずれていて、要は、
3:59:44	ごめんなさい、ここでちょっとともとと離れた場所、
3:59:47	設備の場所とそれから大分離れた場所、
3:59:51	との、
3:59:52	関係がちゃんと整理をしましょう。
3:59:56	その上でなぜそれでいいんですかっていうのをきちんと説明いただきたいというのが、その趣旨です。ちょっとごめんなさいこの回答はちょっと私は、
4:00:04	さっぱりちょっとごめんなさい、理解できませんでしたので、これ、次回再度、
4:00:09	説明ください。何かどっかで圧損を考慮しても云々とか、何かあったような気がするんですこの辺の保守性が多分言いたいんだろうとは思いますが、きっとその回答は
4:00:19	内容を踏まえていただきたい。その点いかがでしょう。
4:00:28	北海道電力の上原です。海水戻り薬師弁の評価荷重整理という指摘に対して、直接的な回答になっていないのでは、
4:00:40	いうご指摘かと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:00:42	今千原さんからあった通り実際、312号の放水ピットと逆止弁位置が、離れた位置にあるのは、離れていて、
4:00:55	そこに対しては、その間の間の発想について考慮した上で荷重としては設定しようと考えてございます。
4:01:03	ちょっとこの回答概要では、そういったところ読めないかと思しますので、今後、記載を適正化して、御所、
4:01:13	修正したいと思えます。
4:01:16	規制庁さん、圧送考慮して圧力をMaaS。
4:01:20	下がる方向なんですね。ごめんなさい。その結果ですね離れた場所での値を使うことによって、どんだけ、
4:01:29	いやその当該箇所での圧力じゃなくて離れた場所を使うことの、要は保守性をちょっと聞いているわけで、
4:01:36	何か何か今圧損って話が、サピックスので何か、逆に何かちっちゃくなる方向にちょっと、
4:01:43	聞こえたんでちょっと私がやっぱり聞きたいのは、設定の妥当性であって、要は、離れたとしてもそれが保守的なんですよってという説明が、やっていただけたらいいと思えます。その点、よろしいですか。
4:01:58	メックの上原です。承知いたしました。花田第1で設定することの保守性についても、今後ご説明させていただきます。
4:02:09	はい。規制庁鎮目です。あとこのちょうど質問3時ナンバー12これさっきアマノとかサトウエザキからもう何回も、今言ったことですが、
4:02:21	同じ内容ですね。で、これに関しては
4:02:25	回答内容が、やっぱ指摘内容全然踏まえていないんですね。
4:02:29	今、
4:02:30	検査コンクリートに求められてる機能を整理する物品だから全然整理がなかったりですね、入力者の設定の要否を整理してって書いてますけど、
4:02:40	そういう整理してないんで、ちょっと外資的とその回答が要はその一致させるように、ちょっと注意をいただいて、これ多分、どなたか
4:02:51	パック、この回答を作った担当の方を、
4:02:54	まあまあ統括するのかその運営の方が何が見て、これ、直接的な回答じゃないよねとか、そういうふうなちょっと対応をちょっと今後いただきたいと思えますこの点いかがですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:03:08	はい。北海道電力の高橋です。回答をとその質問、そこがちゃんと一対一になってるかっていう観点で、しっかり私の方でも確認していきたいと思います。
4:03:20	はい。規制庁長です。私の方から最後の方なんですけども、同じく6分の4かな。
4:03:27	のとですねナンバー27、下から三つ目これはですね、
4:03:32	現地確認の方で見させてもらった、12号の天井クレーン。
4:03:39	天井クレーン上はですね、循環水ポンプ建屋、
4:03:42	为什么呢か、あと3号の天井クレーン。
4:03:45	に対して、質問をナイフけてるものであります。だから指摘事項はそういう限定しないで3号だけとか、
4:03:54	ですので該当についても、当然そこはその12号についてはちょっと言及を、
4:03:59	いただきたいと思っておりますし、例えば何だっけな、1人は循環水と、
4:04:05	原子炉補機のポンプのわけでないんでそこはちょっと、本当にこの記載で満足できてるんですかってのはちょっとわかりません。
4:04:13	この回答をきちっと書いてどうしてください。あとですね。
4:04:18	何だっけな。
4:04:20	速やかにその津波の流入を防止するなる、何かさらっとなんかこう文章が書かれてるんですけどこれって私、この文章見たら何か、
4:04:29	運用で何か津波防護を達成するやのようにもちょっと見えますので、この点をちょっと、
4:04:36	気になりますのでちょっともうちょっと、
4:04:38	説明をいただきたいとます。要は、
4:04:42	ちょっとこの回答概要で説明するには非常に、
4:04:45	普通、文章的にわかりないし、図もないしちょ、ちょっと何か
4:04:51	何かちょっと説明として非常に足りないなという印象です。
4:04:57	この点いかがですかね。
4:05:25	北海道電力の植原です。ナンバー27の天井クレーンの回答についてですけれども、
4:05:34	まず12号3号の観点、
4:05:37	もう一つがまた以降の記載のところですね、こちらについて再度整理して、詳細ご説明させていただきます。
4:05:47	はい、わかりました。その他会議室側で何か確認等ございますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:05:52	よろしいですか。
4:05:54	じゃあ、ウェブで参加の方、何か確認等ございますでしょうか。
4:06:03	よろしいですかね。はい。
4:06:05	ちょっと今日
4:06:08	ヒアリングとしては二部構成田内イトウ一部がちょっと今終わったという、
4:06:12	ここで北電の開米第1部に関して何か確認ございますか。
4:06:22	はい。北海道電力の高橋です。こちらの方では特段ございませんけれども、本店さん、何かございますか。
4:06:35	はい。本店の方は特にございません。
4:06:38	はい、規制庁藤原ですわかりましたそしたら第二部の方の説明にちょっとうつりたいと思うんですけどもちょっと今規制庁の人間をちょっと今、
4:06:48	準備というのがあるので、少々お待ちいただけますでしょうか。
4:07:14	はい。規制庁藤原です。それでは資料4に基づいて北海道電力の方から説明の方をお願いします。
4:07:22	はい。北海道電力の神原です。
4:07:24	資料4につきましては、先日8月5日の地震津波側の審査会合においてご指摘をいただいた件、それは弊社のスケジュール監理員についてですね、一元管理がきちんとできているかと。
4:07:39	そういったはなCがありまして、そういったことに対する改善等を図った上で、改めてご説明することとされておりまして、本日はその資料、現在、弊社で考えている、その資料についてご説明させていただくものでございます。
4:07:56	説明の方は本店から金岡からさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。
4:08:05	はい。北海道電力の金岡です。それでは説明させていただきます。
4:08:15	作業方針と作業状況の変更点からまずご説明させていただきます。こちらについてはページナンバーで言いますと14ページをご覧ください。
4:08:31	14ページこちらは通しナンバー21番のところになりますけれども、
4:08:39	右下の作業状況のところに記載しているところになります。耐震設計方針の地下水位の設定方針、こちらについては、説明済みということで情報を更新してございます。
4:08:55	作業状況の変更点については、以上になります。
4:09:00	続きまして作業スケジュールの変更点についてになります。ページ数で言いますと、17ページからをご覧ください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:09:12	こちら作業スケジュールになってますけれども、
4:09:16	こちらがまず 17 ページから 18 ページにかけてなんですけれども、
4:09:24	今回から通しナンバー一から 20 番、こちらについては、地震津波に関する論点スケジュールとなっておりますので、
4:09:36	網かけした上です、右上の方に注釈を記載してありますけれども、
4:09:43	こちらについては、プラントに関する審査会合では、審議対象外と。
4:09:51	というような注釈を右上に記載してございます。
4:09:56	こちらについてはですね、今、今回ちょっと網掛け部はというような形で記載してありますけれども、ちょっと他の網かけとの
4:10:07	何か表現がダブったりしますので次回修正する時には、
4:10:13	ホームページについては、審議対象外というような形で記載、表現を適正化したいと思っております。
4:10:22	あと、18 ページを見ていただきますと、18 ページの今、真ん中辺ぐらいで、通しナンバー20 万と 21 番がですね、
4:10:34	網掛けの部分と、あとその下のプラント側の部分で分かれたような形になってますので、次回ご提示する時にはページをですね、分けまして、
4:10:47	系統はず、地震津波側、網掛けしてるような状態でプラント側のページはかか網がかかってないような状態でお示したいと思っております。
4:11:00	阿藤。19 ページ、最後の 19 ページを見ていただきたいんですけども、
4:11:07	ページ、最後の 19 ページを見ていただきたいんですけども、
4:11:11	今回ですね表現を工夫した部分になりますけれども、
4:11:17	地震津波側ですね、スケジュールの変更に伴って、プラント側で影響を受けたところに注釈を記載している部分がございます。
4:11:28	それが真ん中辺になりますけれども、津波PRAのところ、
4:11:36	記載している赤字の吹き出しの部分になります。
4:11:42	こちらについては、
4:11:46	関係線の危険が、No.11Eになってまして、ハザード側の基準津波の
4:11:54	年超過確率の方になりますけれどもそちらが、
4:11:58	2ヶ月ほどスライドしてございます。その結果、こちらの
4:12:05	津波PRAの方がですね、資料作成のところ、2ヶ月ほどですね、
4:12:14	何だろう、関係性が縮まってきているような状態となっております。ただこちらについて影響を確認した結果、先行着手するというようなことで提供はないということを確認しておりますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:12:29	その旨をこの吹き出しで記載してございます。
4:12:32	このような形で上の、地震津波の方の工程は変更しないんですけれども、その
4:12:40	状態を受けて、プラント側の方で何か影響があればこのような、
4:12:45	特に関係性については影響があれば、吹き出しで記載をするというような形で今回から工夫をしてございます。
4:12:54	その他の変更点といたしましては、
4:12:58	改定内容のところに記載しているところになりますけれども、今回から間ですね、日付の部分です、今まで、
4:13:12	上旬中旬下旬というような形で書いていたものをですね、今回から週間の形でですね、記載を見直してございます。
4:13:23	あと工程をですね、1週間から2週間ほど審査会合の日をスライドしているようなところを何ヶ所かございますけれども、
4:13:32	そちらについては、審査会合時期をですね全体を見て平準化するというような見直しを今回やっておりますので、そういう適正化というところで、
4:13:43	スライドがかかっているところがございます。
4:13:48	主な変更点としては、以上になります。
4:13:54	ご質問等お願いいたします。
4:13:58	はい。規制庁藤原です。質疑に入りたいと思います私の方からですねまずは、
4:14:06	右、14ページか。
4:14:10	14ページで一応耐津波設計方針については、
4:14:14	二つ目のぼちいガウチ研磨重要ですかね、審査のクリティカルパスとなる入力津波解析は、
4:14:22	解析条件と解析モデルについて確定の図に、説明を開始する。
4:14:28	またそのあとにまた書きとして、固まった後に、一通り説明を行って、運転管理、
4:14:35	進みがしますよっちゅう、今一応こういった立て付けになっておろうかと思えます、
4:14:42	先ほど今日能勢資料を用いて説明あった内容っていうのは、
4:14:46	一応審査のクリティカルパス等の入力津波の解析条件、多分これが一番のメインで示したというものがあって、
4:14:58	結構、ちょっと何だろう。
4:15:02	進むかも結構全体的な対角設計方針の内容はかなり密度高くてですね、何かちょっとクリティカルパスのなんか若干かすんでるような感じも

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:15:11	今あるんですね。いや別にそれ安楽の方針とはちょっと違うけども多分多めにちょっと今説明をさしてくださいという北海道電力の多分、
4:15:22	何だろう、希望なのかなとちょっと思いつつですね、そういう一応理解し、ということで5日とりあえずまずちょっと次、今回の審査会合の資料のちょっと、
4:15:33	位置付けだけちょっと確認したいんです。
4:15:36	はい。北海道電力の高橋です。今藤原さんからお話あった通り、入力津波の条件といったところが今回ポイントとなって、
4:15:49	くるっていう認識はその通りでございます。あとは我々としてその防護大野を対津波設計の方針で、今、確定してるところをちょっと、
4:16:01	細か過ぎたかもしれませんけれども、それをパワーポイントの方に反映して、いろいろ議論できたらなというふうには思ったところです。以上です。
4:16:11	はい。規制庁城ですわかりました。ちょっともしちょっと、
4:16:16	若干ちょっとなんかそこら辺がわかるように、
4:16:20	何か工夫ができないものかなとちょっと思っていますがもうちょっと何か
4:16:26	工夫というか別に何か大きく手を入れるとかいうんじゃないにですね。
4:16:33	うん。
4:16:35	一応、1ページ目、2ページ目、2ページ目ですよ。
4:16:40	一応書いてはいるけども、
4:16:44	もしかしたら3ページ目の目次辺りをちょっと、
4:16:46	そうですね、何か。
4:16:48	工夫とか、ちょっともう1回ご検討ください。その点、よろしいですか。
4:16:56	言いたいのはそういうハザードが決まってないのに、何かちょっとあまり議論がちよっとできるものってのは結構限定がされるけどもっていうものがちよっと一応、一応見えないなあたかも何かもう、
4:17:07	全部決まって、一通り説明してるかのごとくな。
4:17:10	今ちょっとみる。
4:17:12	気もしないのでですね。
4:17:15	はい。北海道電力の高橋です。パワーポイントの方の2ページ目のはじめにとか、3ページ目の目次っていったところで、
4:17:25	少し工夫をしたいと思います。
4:17:29	ちょっと検討してみます。
4:17:32	はい、わかり規制庁です。その辺ちょっと要はこの作業方針とのそういう整合性という観点で今申し上げたところです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:17:40	では次そもそも作業方針の2ポツ目に書いてある、クリティカルパスと入力津波解析が条件とモデルについて説明を開始するっていうふうに書かれている内容についてなんですけども、
4:17:53	これわーあれですかね。
4:17:54	ちょっと今日の説明を聞いたところだと、何か、
4:18:00	地形とかはある程度あったりとかちょっとエザキの方からちょっとまた足りないという話もちょっとガイドに沿った中であつたものの、
4:18:08	一応あれですかね
4:18:12	何だっけな、要は解析に入る前、この18ページでいくと、
4:18:17	18ページでもうこれ解析になんか入っちゃってる。
4:18:21	感じですけども。要は、
4:18:23	入る前に入ったとしても何かそれが、
4:18:25	手戻りを大きく避けるために何がしかの更新とか方法を示す。
4:18:30	てことは一応の大きな、
4:18:33	やった方がいいのかなというのがあって、
4:18:36	今回でいく等、
4:18:39	この説明受けるとした時にその次、
4:18:43	例えば今日何か何だっけな。
4:18:46	入力作業に影響を与えるとかの方針類とかですかその辺のスケジュール感がちょっとこの資料と見えなかったんで、
4:18:55	要は、これ入力津波の
4:18:58	審査会合は、9月の末に一応星マークでそのあとしばらくズーツ等、1月の末までないじゃないですか。
4:19:07	この辺はどうでしょうね。どうかが何かや。
4:19:12	1月末まで待つて方針が出るのかそれとも、この時は結果がもう出てるのかとか、
4:19:18	或いは何かもっと中間段階で何か、
4:19:22	方針だけでも早期に説明が、
4:19:24	やる予定なのかとか、その点をちょっとお聞かせいただけますか。
4:19:54	東電の横野奥寺でございます。
4:19:56	今予定されている1月、
4:20:00	2月の間ぐらい。
4:20:02	しかねえ。
4:20:03	この辺りの
4:20:08	件についてはカンロ以外の入力津波について、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:20:13	もう一応結果が出てある程度結果が出ているものに基づいて内容を説明しようということを考えてございます。
4:20:21	以上です。
4:21:04	北海道電力奥寺でございます前半のヒアリングで、
4:21:08	例えば、
4:21:09	地形の影響どうなんだということを考えてるんだっていうようなやりとり等ございましたけども、そういったものをある程度、定性的な部分っていうのは整理できる部分もあるのかなとは、
4:21:21	思っておりますけれどもそれを、会合で、
4:21:24	分割して途中段階で説明するとか辺については、
4:21:31	県今、その社内法人がないといいますか、検討中というようなことになります。
4:21:37	説明できそうな部分についてはどんどん仕上げていくということは、
4:21:44	前半ヒアリングでもやりとりありましたそういう意識を持ってございます。以上です。
4:21:48	はい。規制庁藤原です。そう。検討中交通は理解しましたで、一応いろいろな、なんていうんすかね。我々のす、効率的な審査の
4:21:58	進め方っていうところでは、方針類というのはくどいぐらいにやっぱ説明した方が良っていうのは、いろいろと何か各所で話出てる中で、
4:22:06	そういったことも踏まえてきちっとご検討いただいて、スケジュールっていうのがあるといいのかなと思ったんで特に今資料を反映して欲しいということ私は別に申し上げませんが、
4:22:18	一応ちょっと数行だけちょっと申し添えます。
4:22:22	よろしいですか。
4:22:25	北海道電力奥寺でございます。具体的な数値等がない中で、何が整理できるか等含めてそういう意識を持って社内で相談しながら進めたいと思います。
4:22:37	以上です。
4:22:38	はい。規制庁志田ですわかりました。土佐。
4:22:42	ちなみにですね 18 ページ入力津波解析の平面 2 次元解析っていうのは、クリティカルパスが何だろう、9 月の 12 の
4:22:52	週のこれ後半なのかな、今週末、
4:22:56	これは何かもう、千賀ビット言ってますこれじゃこういう状態であるという認識でよかったでしたっけ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:23:24	北海道電力の高橋です。今ハザード側から降りてくるところ、この辺も今議論をしている最中ということで、
4:23:36	審査会合の時にはちょっと検討中の段階かなというふうに思います。
4:23:46	はい。江藤。少なくとも今日の時点では、何か検討中であると理解しましてこれはあれですか審査会合は9月29の時に、
4:23:57	あと他に更新があるのかそこまでいくのかちゅうと、
4:24:01	これって、
4:24:06	北海道電力の金岡です。9月29日の時点なんですけれども、その時点ではですね、上流側の地震津波の審査会合が、
4:24:21	なければですねこの線は変わってないという状況になります。
4:24:26	今のところは、9月29日の前に審査会があるのかどうなのかちょっと私の方で把握できていませんので、その状況によって変わり変わります。以上です。
4:24:41	規制庁内田です失礼しましたこれ、そっか。17ページ見たら審査会合。
4:24:48	坂井大胡委員。
4:24:51	基本、
4:24:55	ちょっと変わり得る。
4:24:56	てことは言うわかりました。はい。要はなんか20件あったときに、もう下に来てるんですねっていうふうに、んなるとちょっと何か不都合な気もしたんでそこはちょっと。
4:25:07	改めてご検討くださいちゅうと、
4:25:10	あとわあ、これですかね、このピンク色の入力津波解析のスタート側も、
4:25:16	矢印を待たずにこれ今9月の後の週からもう始まっておるけどこれ、
4:25:23	実際にそういう、もうやってると。
4:25:26	認識でいいんですかそれとも単純に線がはみ出ちゃってるだけなんですかね。
4:25:39	北海道電力の奥寺でございます。やらねばならない条件っていうところはある程度わかっ、
4:25:47	我々として思っている部分とかがございますので、
4:25:50	そういった条件の整備解析プラットフォームの整備とかですね、そういったものとか、あと、
4:25:58	何て言ったらいいでしょうね基準津波は決まってないんですけども、
4:26:03	検討用の波源として、我々が目視しているもの等は、
4:26:09	前回の、何て言ったんですかねそれはオーソライズいただいてないものの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:26:15	基準津波がですね。
4:26:17	こういう波源が出てくるんじゃないかというようなものは、自主的に引き継ぎながら解析準備を進めたり、したりという、できる部分は始めているところですよ。以上です。
4:26:32	はい。規制庁志田です大体理解はしました。はい。
4:26:36	一応これはあれですかね
4:26:39	いろんな条件がちょっと
4:26:42	前回の審査会合からの状況変化も含めて、
4:26:45	最終的なそのクリティカルパスの最後のところには影響を与えないように、いけると。
4:26:52	そういうことですかね。ちょっと私の印象だともうちょっと何か早く、
4:26:56	そういった入力津波のその影響要因の分析とか、あった上でのスリーパークリティカルパスだとちょっと、
4:27:05	想像したんですけども、実際は何か若干それがちょっと何か、まだ何かあんまり入れてないような印象があって、それが、
4:27:13	ちょっとこれ私の感覚ですけど、この最後の何だろう、9、
4:27:18	工程の全体に影響を及ぼすようなことはないか。
4:27:22	或いはもしかしたら何がしか、
4:27:25	そちらの解析会社の人員をふやすとかそういうふうな対応で何かこれを守るとかそういうのいろいろあろうかと思うんですけどその点、いかがでしょうか。
4:27:36	北海道電力の奥寺でございます。
4:27:39	今やれることは、
4:27:41	準備していると先ほど申した通りですけれども、
4:27:46	今、単純に、
4:27:50	できるものを引き継ぐという話しましたけども、かなり量が多い部分でも絞りきれてないところもあるんですけどそれも含めて、
4:27:59	自主的に始めているような部分もございます。
4:28:02	今後、その絞り込み等も含めたりですね、
4:28:07	あと、先ほど、解析会社の増強というようなところをやり様の増強というところもありますけどその辺も、
4:28:16	検討しているところでございますので、そんなのも踏まえて、
4:28:22	この今の予定っていうのはおくらせないように、進めていこうかと考えているところですよ。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:28:30	はい。規制庁藤原です。わかりました。はい。私の方は以上です。はい。
4:28:37	規制庁宮元です。ちょっと細かいところだけ、まず
4:28:43	17 ページのところ龔の内容別にいいんですけど、
4:28:48	網掛け部分の説明なんですけど、
4:28:51	これ多分審議対象外とか対象ないとかって話では多分ない、ないと思うんですよこれ自体は審議してるわけじゃなくて、報告を受けてるものだから、
4:29:01	この表現ってちょっとおかしいかなと思っていて、ただ単にハザードが審査例えば網掛け部についてはハザード力審査対象のためとか何とかって書けばいいだけだと思うので、
4:29:12	あまりこの工程が審査対象じゃあ妥当性はどう説明するのとかって話ではないと思うんで、
4:29:18	ここはちょっと表現をよく見てください。
4:29:22	ちょっと勘違いがあるかなと思う。
4:29:26	はい。北海道電力神原です。確かに審議対象外っていう書き方については、この資料の位置付けそのものを、の波及もあるのかなと。
4:29:36	宮野さんのご指摘の通りだと思います。ちょっと審議対象外という言葉を変えてですね、適切な表現になるように見直しをかけたいと思います。
4:29:46	よろしゅうお願いします。はい。あとですね、ちょっと 19 ページのところの赤々パッチングで測ってる赤字で書かれてるところ、これ記載だけなんですけど、変更箇所ありっていうところで始まっているところここは最後の部分検討は、
4:30:00	末先行着手することにより工程影響はない見込みっていうのは、要は資料提出時期に変更はないっていうことを言われてるってことでいいんですよそういう認識でいいんですよね後の参画は資料提出の時期なんですけど、
4:30:12	この時期に変更がないっていうことを言われてるってことでいいんですかね。
4:30:17	はい。北海道電力神原です。資料のへ提出時期に変更はないという認識です。本店側から補足、また私の認識が違ってたら、指摘をよろしくお願いします。
4:30:31	はい。北海道電力の金岡です。認識合っています。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:30:36	雨オダであればここに書き方はあくまでも検討先行着手する着手、着手することにより資料提出時期の変更はないっていうのを明確に書いてください。
4:30:48	はい。北海道電力神原です。工程影響ではなく、資料の提出時期ということで改めたいと思います。ありがとうございます。はい。あと16ページのところ、これちょっと耐津波方針、耐震耐津波以外のところの書き方なんですけど、
4:31:04	これってレビジョンかけなくて大丈夫ですかって、現行のままでいくんですかっていう質問なんですけど。
4:31:15	はい。北海道電力神原です通しナンバー21番以降の、この作業方針作業状況を、現状に即して、変える必要はないかということと認識しています。
4:31:26	ちょっとこれ本店側のお話も聞きたいと思いますが本店さんとでしょうか。
4:31:34	はい。北海道電力の金岡です。
4:31:39	こちらについて16ページになりますけれども、右下の作業状況のところをです。こちらについては、頭の中での一行目のまとめ資料提出に向けて作業中と書いているところがございまして、
4:31:54	こちらはグループ1から4んところが、皆、作業実施中でありまして、それ以外のまとめ資料についてもまだこれから。
4:32:07	提出する部分がございますので、提出、順次実施していますので、実施しているものもあるし残るものは作業中というような表現が適切だと思いますので、その部分については現在作業が行われているような表現に見直させていただきます。
4:32:25	以上です。
4:32:28	規制庁宮ですわかりました。ちょっとここレビジョンかけるならかけとかなないと、実際の資料提出時期は明確になってるので、
4:32:38	提出したものについてがあるならある。御説明を開始したものがあんならあるっていうふうに、細かく書く必要はないんですけど記載をもう少し、書いた方がいいかなと思うんで、よろしく願います。
4:32:52	はい北海道電力金岡です。はい。訂正したいと思いますありがとうございます。
4:32:58	はい。私どもは以上です。
4:33:04	規制庁の天野ですけれども、
4:33:09	まず回改定履歴が作業方針と作業スケジュールについてですが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:33:16	ちょっと会議を重ねてきてページ数も増えたので、ちょっと
4:33:22	何ていうんすかね。ちょっとやりとりできるようにページ番号を付すなり、ちょっと
4:33:28	等と、場所が特定できるようにしていただきたいと思うんですけどいかがでしょうか。
4:33:34	はい。北海道電力神原です。ページ番号をですね、改定履歴の方にも追加して、やりとりができるようにと、承知いたしました。
4:33:44	改善いたします。
4:33:46	はい。規制庁の大村ですよろしくお願いします。その上でか、作業スケジュールの改訂第歴の、
4:33:53	7番。
4:33:56	ですが、
4:33:57	ちょっと
4:34:00	時期が変わったことによる影響の確認を、
4:34:04	させていただきたいんですけど、一番下のPRAについては、資料提出時期への影響はないというのは、今確認できましたので、
4:34:14	これは仮会合も2月、
4:34:18	上旬に予定されてるものが変わらないというふうに理解しましたけどそういうことでよろしい。
4:34:27	でしょうかということと、
4:34:29	あと
4:34:31	一つ目のポツの
4:34:36	入力津波の解析工程については、これ事実確認ですけど、今のところ、全体工程に与える影響は、
4:34:45	ないという理解でよろしいのかという2点を確認させてください。
4:34:53	はい。北海道電力神原です。本店金岡さん、回答をお願いしますか。
4:35:00	はい。北海道電力の金岡です。まず1点目ですけれども、地震津波のPRAですけれども、こちらについては、資料提出時期、川原変わりませんのでその後の審査会合の時期、TOWAも
4:35:17	現時点で変更はございません。
4:35:20	もう1点ですけれども、入力津波の解析の件ですけれども、こちらは、吹き出しですね、
4:35:30	茶津側の、
4:35:37	ちょっと運行トンネルのですね、解析等の影響を踏まえて、解析期間等を検討中というような、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:35:49	吹き吹き出しをですね、追加したところになりますけれども、先ほど奥寺から説明があったように、
4:35:59	この工程が遅れないように今、いろいろ
4:36:02	しておりますので今の時点でこれが遅れるということはないと考えてございます。以上です。
4:36:12	規制庁の天野です。わかりました。以上です。
4:36:19	はい、規制庁でその他
4:36:22	会議室化は、
4:36:23	よろしいですかね。
4:36:25	テレビ会議で参加されてる。
4:36:28	いかがでしょう。
4:36:36	はい、じゃあこちらからは以上でして、北電の方から何か確認等ございますか。
4:36:44	はい。北海道電力神原です。
4:36:47	会議室参加のメンバーからは、ございません。本店側どうでしょうか。はい。西区別本店からも特にございません。
4:36:56	はい、規制庁部長ですわかりました。それでは、今日のヒアリングは、
4:37:01	以上とさせていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。